

令和4年第3回龍郷町議会定例会

第 1 日

令和 4 年 9 月 1 2 日

令和4年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月12日（月曜）

午前10時00分開会

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告並びに議会運営委員の選任
- 日程第5 一般質問
 - 1. 平岡 馨 議員 P 28－P 44
 - 2. 圓山 和昭 議員 P 44－P 60
 - 3. 長谷場 洋一郎 議員 P 60－P 78
 - 4. 高橋 研太郎 議員 P 79－P 88
 - 5. 伊集院 巖 議員 P 89－P 104

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋 研太郎 君	2番	長谷場 洋一郎 君
3番	久保 誠 君	4番	前田 豊成 君
5番	隈元 巳子 君	6番	圓山 和昭 君
7番	伊集院 巖 君	8番	徳永 義郎 君
9番	田畑 浩 君	10番	平岡 馨 君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川畑 進 弥 君 書 記 菊田 みゆき 君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典君	町民税務課長	大吉正一郎君
副町長	則敏光君	建設課長	井一馬君
会計管理者	豊山さゆり君	農林水産課長	迫地政明君
教育長	碓山和宏君	生活環境課長	藤原聡君
総務課長	岡江敏幸君	土地対策課長	竹山智幸君
企画観光課長	勝元隆君	教育委員会 事務局長	里園一樹君
保健福祉課長	満永たまよ君	大島地区消防組合 龍郷消防分署主幹	大司昭二君
農業委員会会長	重山末吉君	子ども子育て 応援課長	加藤寛之君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年第3回龍郷町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前田豊成君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、伊集院巖君及び徳永義郎君を指名いたします。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前田豊成君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より9月30日までの19日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの19日間に決定いたしました。

△ 日程第3 常任委員の選任

○議長（前田豊成君）

日程第3、常任委員の選任を行ないます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

△ 日程第4 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告並びに議会運営委員の選任

○議長（前田豊成君）

日程第4、常任委員長及び副委員長の互選結果の報告並びに議会運営委員の選任を行いません。

総務厚生常任委員長に長谷場洋一郎君、副委員長に伊集院巖君、経済建設常任委員長に久保誠君、副委員長に隈元巳子君がそれぞれ決定しましたので報告いたします。

したがって、議会運営委員会の委員は、申し合わせにより、平岡副議長、長谷場総務厚生常任委員長、伊集院総務厚生常任副委員長、久保経済建設常任委員長、隈元経済建設常任副委員長の5名に決定いたしました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第5、一般質問を行いません。

順番に発言を許します。

平岡馨君の一般質問を行いません。

○10番（平岡 馨君）

町民の皆様、おはようございます。

日中は暑い日が続きますが、熱中症等にくれぐれもお気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

早速ですが、先に提出してあります通告書に基づいて質問に移りたいと思います。

まず、1項目目にコロナ感染症対策について。

全国的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、いまだに収束の兆しが見えてきません。

龍郷町でも連日多くの感染者報告がなされ、当初より危惧された感染拡大が現実のものとなりました。

さらには、自治体職員の感染も発生しており、業務に支障を来す例も報告されております。

そこで役場庁舎内の感染予防対策及び危機管理について伺いたいと思います。

2項目目に商工業・商業ゾーンの振興について。

町内において、今後の複合施設、観光インバウンドを見据えた商業ゾーンの整備計画の具体的な取り組みと今後の展開と進捗状況も併せてお示してください。

次の3項目目に社会体育の振興について。

第2グラウンドの整備計画の具体的な取り組みと現状をお聞かせください。

また、町独自の学校訪問プロジェクトは組めないのかの考えをお聞かせください。

以上、3項目について当局の答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

平岡議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

まず、1項目のコロナ感染症対策について。

役場庁舎内の感染予防対策及び危機管理対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

役場庁舎内の感染予防対策につきましては、役場庁舎入り口に設置してあります来庁者の体温を測定し、発熱を検知した場合、音声によりお知らせをするサーマルカメラ、庁舎出入り口など数カ所に手指消毒用のアルコールや不織布マスクの配備、窓口対応などによる飛沫感染防止対策として、アクリルパーテーションの設置、各室ごとの空気清浄機などを設置してございます。

さらに、職員による頻繁な消毒作業の実施や職員間の感染予防対策として、出勤時の体温測定、マスクの着用、こまめな手指消毒など、基本的な感染予防対策を徹底し、庁舎内の感染防止対策に努めておるところでございます。

次に、危機管理対策についてのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、職員の新型コロナウイルス感染症により、通常業務への支障が生じることのないよう、令和2年7月に「新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の業務体制の考え方」や「新型コロナウイルス感染拡大を防止するための在宅勤務の実施」についての内部規定を定め、職員の在宅勤務や班編成による交代勤務など、各所属における業務に応じた継続計画を策定し、業務に支障を来さないよう対策を講じてまいりました。

今年に入ってコロナ感染症が急拡大しましたので、再度所属部署へ通達を行ない、かねてからの危機管理対策を行なっているところでございます。

次に、2項目の商工業・商業ゾーンの振興について。

複合施設の今後の展開と観光・インバウンドを含めた商業ゾーンの整備計画、進捗状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

複合施設の整備計画につきましては、3月議会定例会におきまして、議員からご質

問を受けておるところでございます。

その際に財政シミュレーションによる財政状況を考慮すると、新たな複合施設の建設は難しいことが判明したことから、リノベーションによる改修案との協議検討を今後行なってまいりますと答弁いたしているところでございます。

「島育ち館」「どうくさあや館」を含め、老朽化した施設の維持管理や建て替え等は、今後、本町が抱える大きな課題でございます。

このため、現在、町管理施設の長寿命化計画である個別計画を各課で策定し、その後公共施設検討委員会にて財政シミュレーションや財源調達方法等を協議するスキームを確立したいと考えているところでございます。

観光・インバウンドを含めた商業ゾーンの整備計画についても、この個別計画策定の中で議論していきたいと考えており、議員にもその都度進捗をお示ししたいと考えております。

議員にもということですが、これは議会並びに町民の皆さんにもしっかりとその都度進捗状況をお示しするということにしたいと思っております。

次に、3項目の社会体育の振興について。

1点目の第2グラウンドの整備計画の具体的な取り組みと現在の状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

総合運動公園整備計画につきましては、これまでも複数の議員の方々から幾度となくご質問をいただき、昨年3月議会での平岡議員からの同様のご質問に対し、平成23年度策定の「龍郷町総合運動公園整備基本構想」を基に、新設の規模や場所等について検討しておりますと答弁をしたところでございます。

検討した結果、現在のグラウンド周辺での総合運動公園整備は、面積的に厳しいのではないかという結論に至っているところでございます。

よって、今後は新たな整備地の選定や各競技施設の分散化など、担当課において個別計画を策定し、先ほど申し上げました公共施設検討委員会でさらに議論を深めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で第1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

3項目の社会体育の振興について。

2点目の「町独自の学校訪問プロジェクトは組めないのか」についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の学校訪問プロジェクトですが、空手道の体験学習のことだと認識しております。

平成20年の中学校学習指導要領改正により、第1・2学年の保健体育で武道が必修

になることが明記され、平成24年度から完全実施されています。

武道については、柔道・剣道・相撲以外にも地域の実情に応じて、空手道・弓道・合気道などについても履修させることができると示されています。

これを踏まえ、町内の3中学校においては、相撲・剣道・柔道を選択し、武道の伝統的な考え方や相手を尊重する姿勢などを学んでいます。

科目については、指導教員の免許取得の状況や経験値などをもとに学校ごとに選択しており、各学校において現在選択中の武道のほかに武道体験が必要であると判断され、地域において指導者等の都合がつくのであれば、体験学習は可能と考えております。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

再度伺っていきたく思います。

まず一つ目に、9月に入り感染者の数も大分減ってはきておりますが、いまだにコロナウイルス感染症収束の兆しが見えていません。

いつまた感染拡大が懸念されるところでございますが、先ほども言いましたように、感染拡大に伴い自治体職員の感染も多く発生しております。

業務に支障を来す例も報告されておりますが、それにより、ちなみにこの龍郷町役場職員、会計年度任用職員も含めた全職員の感染者数とパーセンテージをお示ください。

○総務課長（岡江敏幸君）

職員と会計年度職員の感染者の人数とパーセントということでございますが、今年に入って職員と会計年度職員の感染者が増えてきております。

職員につきましては33名の28%、会計年度任用職員につきましては32名の26%でございますが、庁内職員数が少ないわけでございますので、職員を特定しないようにです、よろしく願いいたします。

○10番（平岡 馨君）

これだけの職員が感染されたわけでありますので、そこで、役場庁舎内の感染予防対策及び、答弁でもありましたけれども、危機管理について、まず職員など感染者や濃厚接触者があんまり多く発生し、行政の業務継続が困難となった場合に対処するにあたり、各課の課長の対応をちょっとそれぞれお聞きしたいと思いますが、全員じゃありませんのでここでピックアップして、大所帯の保健福祉課長から、どのような対応をなさるのかちょっとお聞かせください。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

私の保健福祉課につきましては、専門職も多く、職員の数も26名となっております。

会計任用職員まで含めてですね。

常に課内でしっかりと申し送り、会議をしながら、感染状況、そのあたりを職員に認識をしていただいているところがございますが、実際は、先ほども町長の答弁がございましたように、業務内容、班を設けておまして、それぞれに専門職同士、また事務職も含め、交代勤務も、もしクラスターとかが発生した場合には考えておりましたが、チームの中で専門職同士仕事を代行しながらフォローしている状況でございます。

○10番（平岡 馨君）

ということは、感染者が26名中、例えば、40%感染しました。

例えば、保健福祉課であれば訪問看護とかもあると思いますが、そういった場合ができない場合の対処としては考えているのですか。

できるという認識でよろしいんですか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

訪問看護にあたりましては看護師が訪問しておりますが、人数はおります、看護師の数が、ですので40%になっても残っている看護師で業務の内容を見直しながら、町民に迷惑にならないような形で勤務は遂行できると考えております。

○10番（平岡 馨君）

業務を遂行できるという認識でよろしいということですね。

続きまして、町民税務課長、窓口対応とか、もし感染者が多く出た場合の対応としての業務体制はどのように行なっていくのでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

お答えいたします。

町長の答弁でもありましたけれども、令和2年7月に業務体制の考え方、また、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための在宅勤務の実施というところがあります。

今のところはまだそこまでいってはおりませんが、もし窓口対応ででた場合は、窓口の場合が在宅勤務とか難しいものですから、保健福祉課でもありましたとおり、班体制を組んでおります。

その少ない人数ですけれども、その中でやり繰りできていけるのではないかと考えております。

○10番（平岡 馨君）

保健福祉課同様、町民税務課もその中で業務に支障が出ないように、町民サービスに影響が出ないようにやっていくという認識でよろしいですね。

それともう一つ、教育委員会の教育長にお尋ねしますが、例えば、教育長、給食センターで、例えば今、人数ちょっと十何名いると思いますが、その中で50%の感染者

が出た場合、例えば給食の配送に影響が出ると思うんですが、町内全小中学校の、そういった場合の対応としていろいろ考えてはいると思いますが、そういった具体的な中身をお聞かせいただけますか。

○教育長（碓山和宏君）

給食センターのほうですが、給食の配送も含めて今のところ支障はないんですが、もし調理員がかかった場合には、臨時の方をとということで、また、配送にかかる人がかかった場合については、うちの職員等でも対応ができると考えております。

○10番（平岡 馨君）

じゃあそのような認識で、まず40%、50%の職員が感染した場合は、何とか対応できるという認識でこの質問を終わりますけど、次に、感染症対策と行政機能の継続を確保する必要があると考えますが、感染症対策業務継続経過についてちょっとお尋ねします。

感染症拡大による影響が課題として、特に問題となるのは人的資源なんですけど、今、聞きましたように、迅速に対応して必要な業務を維持できるようにするために、継続、縮小、休止、中断する業務の整理等、業務継続上での基本事項を定めたものがあると思います。

そういったものは作成されているのでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

町長の答弁にもございましたけれども、新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の業務対策の考え方、それから、在宅勤務をする場合の考え方とか、そういったことは令和2年の7月に策定してございます。

また、再度感染者が急拡大しましたので、再度今年1月になって、また各課には通達をしてございますが、今これまでも自宅のインターネットを活用して、業務ができるようなテレワーク体制というのがございます。

これまでも4名それを活用してございますし、20名まではこういったテレワークが活用できるような体制の整備、それから、議会の休会中でもございましたので、そのときはどうしても業務がしなけりゃいけない場合は、この議会の議場を活用して、職員を分散した形で業務をやってきたこともございます。

○10番（平岡 馨君）

じゃあその業務の維持、継続、縮小はできるという認識でよろしいですかね。

もう一つですけど、例えば万が一、行政の機能が麻痺しましたと。

コロナだけじゃなく今後またいずれ新しいウイルスが出るかもわかりません。

そういった場合に、例えば、職員の感染があまりにも多く、例えば庁舎が使用できない場合の対応として、代替えの庁舎となる場所とかもやっぱりその策定の中に入っ

ていますか。

○総務課長（岡江敏幸君）

代替えの場所等まだ現在のところ考えてはございませんけれども、万が一その課がクラスターが発生したと。

どうしても業務ができないという場合は、その課だけ一時閉鎖とか、そういったのは考えていかなければいけないとは思っております。

○10番（平岡 馨君）

そうですね、もちろん消毒をして代替えするなり、例えば、りゅうがく館、りゅうゆう館使うなり、小中学校の体育館を使うなりで業務もできますので、そういうところも策定しておいたほうがいいと思いますので、伝えておきます。

被害想定としてね、感染者が拡大して、職員の罹患及び看護等により、先ほど言ったようにピーク時に40%の全職員が感染した場合に、先ほど町長が答弁なさったように、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護することを優先的にやっぱり行なうのが行政でありますので、及ぼす影響を最小限にするために、ピーク時であっても業務を大幅に縮小することや、継続することを求められますが、今また重ねて聞きますが、維持、行政機能の維持、町民生活の維持等、業務対応維持、業務継続維持を定めたような、こういった基本を定めたような対策は策定していますか。

同じようなことですが。

○総務課長（岡江敏幸君）

やはり行政は住民のサービス低下になってはいけないということは認識してございます。

先ほども答弁いたしましたけれども、やはりテレワークでの業務、それから職場内のどうしてもパソコンが必要になるわけですが、どうしても分散をした形でこの業務ができるようには遂行していきたいと思っております。

○10番（平岡 馨君）

そういうふうに分散区分の策定も含めて考えて進めていただきたいと思います。

ちょっとこれ関連する質問ですが、町内には公共施設がいくつかあると思います。

例えば、大体任用職員の方が多く勤務していると思いますが、そこでPCR検査や検査キットの提供は今なさっているのですか。

○総務課長（岡江敏幸君）

会計年度任用職員に限らずに、町民の方が行政検査によるPCRの検査を実施した際の検査費用の助成費用といたしまして、1人2回までの上限、4,000円ということで今現在予算計上はしております。

あと、そういった費用の助成のほかにも鹿児島県連携の木下グループの空港でのP

CR検査とか、抗原検査を無料で受けてもらっているという状況でもございます。

○10番（平岡 馨君）

そしたら公共施設も任用職員の方も、こういったものは無料で受けられるという認識でよろしいんですね。

これも関連しますが、庁舎入り口に、先ほど町長の答弁ありましたけれども、サーマルカメラが設置してあります。このサーマルカメラ、サーモグラフィーと私は認識していましたが、例えば、検査される方が入り口に入ってきてまして、もしチェックされた場合、あれブザーが鳴るんでしょうけど、鳴った場合に、その後の対応としてはどのような対応をなさっていくんでしょうかね。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

現在、町民の方々も役場に来られる際には注意をされておられるのか、今まで陽性の方についての届け出はない状況でございますが、もしそういう想定があった場合は、まず感染対策を十分にしながら聞き取りをさせていただいて、今は総合窓口のほうに職員が配置されておりますので、その職員によってまずは熱で通報が鳴りましたら聞き取りをしていただきます。

そして、またもし熱があるのに庁舎内に入るといのはちょっと難しいので、状況を説明させていただきまして、帰庁していただく形になると思うんですが、もし熱発して医療機関等かかっていない場合には、医療機関をかかっていただくような説明をしていきます。

もしその方がどうしてもちょっと状態が悪かったりとか、そういう状況で来られた場合には、保健福祉課と総務課と連携をとって対応していきたいと考えております。

○10番（平岡 馨君）

説明いただきましてありがとうございます。

このような対応で十分に対策としてやっていっているということを認識しまして、この質問を終わりますが、終わる前に、支え合う龍郷町宣言をして、健康に関してお互いに関心を持ち、健やかな毎日を過ごせるようぜひ指導していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

この質問を幾度となくしておりますが、商工業・商業ゾーンの振興について。

今回は島育ち産業館を含めた周辺の整備について重点的にお聞きしたいと思います。

以前の町長の答弁では、住民の利便性や効率性、観光振興の促進につながるような施設になるよう、関係課実行委員を立ち上げ、検討を行なっているところであると聞いております。

あれから半年以上経ちますが、その後の内容と進捗状況とかお聞かせできればと思

いますが。

○企画観光課長（勝元 隆君）

この複合施設の整備計画でございますけれども、先ほど町長答弁にもありましたように、3月議会におきまして実行委員会の中で、ちょっと財源的に今、厳しい状況であると。

新設にするのかりノベにするかというのを、今後検討しますという形で答弁しているんですけども、今、これは複合施設に限ったことではなくて、町が管理している公共施設はたくさんございます。

老朽化がすごく著しいものもございまして、これは総合的に検討しなきゃいけないということで、そこの中で、先ほどスキームを確立したいという形になっておまして、まず、この検討会の流れでございますけれども、各課が管理している施設、これを各課でまずきちんとその状態を把握したうえで、長寿命化修繕計画、個別計画というんですけども、これをまずきちんとつくっていただく、これを今度その上の機関であります、これは私ども戦略プロジェクト推進室が中心になって、各課の補佐級を中心としました構成しましたワーキンググループ、公共施設等ワーキンググループの中で、またここで練ると、計画を練ると、その際、財政シミュレーションや総合振興計画、実施計画の中、あと建設課のほうで概算等をきちんとはじいたうえで、またここで検討すると。

ちょっと長くなりますけれども、その後、今度課長会で構成する公共施設等管理委員会の中で、また計画を精査したうえで、この中にはもちろん議会とか町民の皆様のご意見も伺いながら検討をしていくという形になっております。

平岡議員からは進展がないとお叱りを受けるかもしれませんが、私どもとしましてはかなり大きな事業でございますので、後年に財政負担がかからないよう、一步一步着実に計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○10番（平岡 馨君）

課長の答弁もいろいろ聞いておりますが、その同じような答弁は何回も聞いております。

それで、ちょっと掘り下げていくと、令和4年度の取り組みとして、3月議会での答弁では、令和4年度の具体的な取り組みとしては、年度初め、ということは年度初めですよ、もう過ぎていますから、初めに検討委員会を立ち上げて、今、答弁ありましたけど、実行委員会の案をもとに議会ははじめ関係団体の意見を反映させながら、計画を進めていきたいと考えていると聞いています。

我々のところには何も一切連絡もありません。

町長答弁では、議会も通して我々に対峙していきたいと思っているということ聞いておりますが、この4月の答弁で具体的な取り組みはまだ何も反映されていないと思いますが、これ副町長とも何度もやり取りをしていますので、副町長の意見もちょっとお聞きしたいと思いますが、どうでしょう。

○副町長（則 敏光君）

3月に先ほど企画観光課長がお話しましたとおり、各課の個別検討会、その上のプロジェクトによる検討会、そして最終的に公共施設検討委員会という最終案としての決定、ここまで上がってきたのは1件あります。

複合施設と言っておりますので、複合施設というのは、どうくさあや館と島育ち館の複合、これについては詳細に検討が進められて、先ほど結果をちょっと公表したんですけれども、金額的に12億円にもなるということで、単年度の奄振で12億円というのは、国庫レベルで6億円、奄振の成長戦略交付金で6億円というのは過去に例がなく、全体でも8億円ぐらいしかない中で、龍郷町だけが6億円を占めるというのは、ちょっと非常に非現実的であるということで、これは複合という新築よりもリノベーションのほうがいいんじゃないかという結論で、今のところ保留になっておりまして、リノベーションでいくと変更決定したわけではございません。

最終的には、これは町長が判断するわけですが、この一番上位の委員会の中では、リノベーションということでしたん差し戻しというか保留、ここをもう一度ちょっと単年度事業じゃなくて2年、3年の事業にするのか、あるいは、リノベーションを含めた事業にするのか、新たな補助金を検索するのか、そういったことなども含めてまた再度今、下ろしているところですから、その間ちょっと議会やみらい会議、町民の皆さんにはまだお示しができていないという段階ではございます。

引き続き継続して検討していきます。

○10番（平岡 馨君）

まだ具体的には進展していないという理解で受け止めますが、以前、副町長の答弁で、若手職員のドラゴンプロジェクトが提言した複合施設としてのパーツ、パーツとおっしゃっていましたね、パーツ、複合施設のパーツ、今言った内容だと思いますが、これをどのようなものか、また、今、答えました二つの施設を一つにまとめて併合する複合化、公民連携、PPP、PFI、さらには民間の委員も含めた、今、答弁聞きました検討委員会を立ち上げるということですので、ぜひこれを早急に立ち上げていただいて進めていかないと、あれから何年も経っています、4年も5年も、これ民間の企業じゃ考えられないことですので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

財政シミュレーションですけど、今おっしゃいましたリノベーションで、地方創生拠点整備交付金も併せて通常補助金、奄振とかを使って検討してはいかがかと思いま

すが、そういったものもいろんな、一つだけじゃなくて含めて検討してはいるんですか今。

○副町長（則 敏光君）

ドラゴンプロジェクトというのがありまして、議員冒頭おっしゃった、庁内の若手職員のことでドラゴンプロジェクト、ドラプロと言っているんですが、これの主な目的は、若い職員の既存概念に左右されない自由発想を期待する。

それともう一つは、パソコンというか、いわゆるネット検索、いわゆる検索能力の高さに期待しまして、いろんな部門へ入ってもらって、補助事業を探していただくと。

この能力にたけたのが若手職員ですから、これに基づいた案を出していただいたのがドラゴンプロジェクト、これに基づいて検討を重ねて、先ほど言った複合施設、特に地方創生拠点整備交付金、奄振と、奄振で厳しかったらその地方創生拠点整備交付金という別の交付金がありますので、そこを活用する方法、こういったことはまた今後も当然、今、継続でやっていこうと思っておりますので、ちょっと時間がかかっておりますが。

公民連携は、広い意味でパブリック、公と民間のパートナーシップということですから、広い意味での公民連携は、実は指定管理なども公民連携の一つであるんですね。ただ、その中で民間の資金を使うというのがPFIです。

Fというのは予算、財政という意味ですから、これを民間の資金でイニシアチブをとってもらおうというのを、当然こういったこともドラプロの中では検討の中に入っておりますから、それも含めて考えていきます。

○10番（平岡 馨君）

何度も言うようですが、早急にね、こういう検討だけじゃなくて、実際的に、実質的に進めていただければと思います。

最終的にはね、今、副町長がおっしゃったように財源の問題だと思います。

町長の考えでは、これも前回の答弁ですが、地方創生に手を上げて地方創生交付金を何とか勝ち取って、複合施設の計画に充てたいと答えております。

今もその考えは変わらないですか。

○町長（竹田泰典君）

今、地方創生いろんな事業に、適債事業を模索して、しっかりとその考え方はいささかも変わっていないということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉に最大限の向上を図っていただきたいと思います。

あと関連する質問ですが、温泉発掘、試掘はどの程度の進捗状況で進んでいるんですか。

お聞かせください。

○企画観光課長（勝元 隆君）

温泉源調査ですけれども、高橋議員からもちよつと後ほど関連した質問があると思うんですけれども、今、業者さんのほうに発注はかけております。

今、その温泉源を調査するための事前の準備中でございます。

12月の初旬、中旬ぐらいになれば業務を完了いたしまして、ある程度の発掘調査の結果が示されるものと思います。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

12月議会では具体的な中身が聞けると思いますので、そのときまた高橋議員が聞かれますので答弁してください。

もし温泉が出た場合には、さっきの施設と重なりますが、町の活性化はもちろん、将来的には企業の進出もあるだろうと思います。

また、観光客の増加も見込まれ、外貨を稼げることと思います。

いつも私が言っていますように、龍郷町は空港から奄美市内まで素通りの町じゃないんですよ。

いつも言っています。

これ4回目だと思いますけど、複合施設の計画を早急に取り入れて、温泉も出ればそういったものをどんどん取り入れて進むべきだと思います。

町長も、ちょっと待ってくださいよ、2期5年ですもんね、将来に何か形あるものを実績を残しましょう。

どうですか。

○町長（竹田泰典君）

先ほど温泉掘削の問題、掘削までいかないんですけれども、果たして出るのかというそういう状況の段階でありますけれども、もしそれが可能性が高いということになりますと、次のステップに移ると思います。

そういう状況の中で、これは議会をはじめ町民の皆さんと色々な議論を通しながら進めていくことになっていきますけれども、企業誘致、あるいは自前でやると、大変厳しい財政の中で自前というのはちょっと厳しいのかなと思うんですけれども、いろんな状況を勘案しながら、町民のためにしっかりとその施設の確保というものをやっていきたいと思っています。

以前、これは徳田町政の時分に観光計画というものも策定されていまして、その中

に観光振興計画ですかね、これは終わっているんですけども、それぞれのゾーンの中で、しっかりとそのものを生かしていきたいという思いで今、進めているという状況で、今後とも町民の皆さん、それから議会、執行部が一丸となって、本町の振興・発展に、また活性化に努めてまいりたいと思いますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

また温泉の件については、午後から高橋議員が詳しく聞くとお思いますので、これは町長の決断と実行に期待を寄せてこの質問は終わります。

次に、社会体育の振興についてであります。この質問も幾度となくいたしております。

先ほど答弁もありましたが、実質的には進んでいないことが現状だと思っております。検討委員会の具体的な進捗状況とかはいかがなものでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

これにつきましても先ほどの複合施設と同じような話になるんですけども、先ほど町長の答弁にありましたように、これまでずっと龍郷町総合運動公園基本構想をもとに、この計画について、構想については議論したんですけども、議員もこの基本構想についてはご覧になったと思うんですけども、今のグラウンド周辺で計画をされているものでございまして、これも先ほど言ったドラプロの中でもちょっと勉強会というか、いろんな案を出したんですけども、どうしてもやっぱり今の敷地内では面積的にちょっと厳しいんじゃないかということで、改めてやはり基本構想を練り直す必要があるんじゃないかと今、私ども思っております。

そのために先ほど言いました個別計画をつくりまして、さっき言った検討委員会の中で議論を深めていくという形になろうかと思っております。

これもまた議員のお叱りを受けるかもしれませんが、なかなか進んでいないのは事実でございますけれども、今後そういったプロセスを踏みながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○10番（平岡 馨君）

答弁書にもありましたけれども、平成23年度策定の龍郷町総合運動公園整備基本構想をもとにとありますが、これは前、井課長のときにも私にちょっとお叱りを受けていると思いますが、全然動いていないということでありますが、この龍郷町総合運動公園の公園を取り止めて、龍郷町運動整備基本構想で練り直して、ここにありますように、今後は整備地の選定や各競技施設の分散化を進めていってはどうでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今まさに平岡議員がおっしゃったとおり、今後は敷地もどうしても狭いわけですので、新たな設置場所、あと協議によって分散すると、そういったことも含めて新たに構想を練り直したいと考えております。

○10番（平岡 馨君）

これはね、私なりの考えですが、今現在あるグラウンド、200メートルのトラックにね、以前もずっと前から言っていますが、トラックにラバーを敷いた全天候型にして、内側と外側に芝を敷いて、グラウンドゴルフができるような状態にして、その他野球とサッカーを、これはあとでもいいと思ったんですが今言いますけど、今度、町が広大な敷地を購入しますよね、ちょっと離れていますけど敷地、そこに野球とサッカーを計画してはどうですか。

○町長（竹田泰典君）

この総合運動公園基本構想というものを持っているんですけども、この構想があまりにも膨大で、龍郷町レベルの問題ではないという反省というものがございます。

そういう状況の中で、やはり整備することになりますと、やはりきちっとした構想を持って整備をしていかなければならないと思っています。

今、そしてこのいろんなところを模索したんですけども面積が足りない、購入してもそこにははまらないとかいろんな問題がございます。

今、提言の今回確保しました20町歩の問題もあります。

これは今後のいろんな議論の中で、どう取り組んでいくかという形になろうと思えますけれども、結果は出ているものだろうと思えますけれども、分散型でなければ今のところに集中してできるということは厳しいだろうということは出ていますから、これを早くプロジェクト等を動かして、基本的なものを議会あるいは町民の皆さんと論議をし、説明のうえに進めていくということにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

はい、厳しい厳しいばかりでは進みませんので、例えば、そのグラウンド、今のグラウンドを整備して、分散型をするにあたり、土地を取得するには土地対策課だけじゃ厳しいと思うんです。

専用のプロジェクトチームを2、3名雇用しまして、それから進めてはどうでしょう。

○町長（竹田泰典君）

今、提言の新しいプロジェクトというものを選定ということなんですけれども、今後前向きにその件については検討させていただくと。

これまで戦略プロジェクトを中心にした施策をここ私の任期中は推し進めてまいり

ました。

こういう状況の中でちょっと停滞しているという印象がぬぐえないものですから、やはりもう少ししっかりとしたプロジェクトにするためには、先ほど申し上げたとおり、その公共施設の検討委員会も充実してやっていかなければならないと思っていますから、そのことについても前向きに検討させていただくということにさせていただきたいと思います。

しかし、いずれにしても関係課が主体になった形になっていかざるを得ないということだと思います。

そして、いつも職員に話しているんですけども、「その件はどうしたか」と、「前向きに進めなさい」と常に声かけしているところですけども、なかなか動かないという、何かがあるのかなあと思っているところでございますけれども、我が龍郷町の職員は、素晴らしい能力を持った職員がたくさんいますので、それを十二分に活用していくことにしたいと思っているところでございます。

今後ともご支援を賜りたいと思います。

以上です。

○10番（平岡 馨君）

何かがあるという何かはわかりませんが、今後ね、グラウンド建設計画もしかりですが、土地の取得がうまくいかないから計画を断念するとか、そういう理由は決してあってはいけませんので、前向きに検討していただきたいと思います。

町長の施政方針にもあったわけですので、土地の取得は必須です。

これを必ず町長もプロジェクトチームの先頭に立ってやっていただきたいと思いません。

それと先ほども言いましたが、町長も2期5年になります。

社会体育の振興は観光、福祉などのソフトに比べまだあんまり進んでいません。

これ町長苦手とするかわかりませんが、ぜひ前向きに早急に実現していただきたいと思います。

次に、社会体育の振興ですが、町独自の学校訪問プロジェクトは組めないのか、答弁もありましたけれども、これ平成30年よりスポーツ庁の委託事業として、武道等指導充実、資質向上支援、学校訪問プロジェクト「KarateDo!」というのがございまして、私も全日本空手道連盟から年に4回かな、冊子が送ってきます。

これを見ましてちょっとヒントを思いついたんですけど、龍郷町ではね、今、空手は取り入れていません。

以前、龍南中学校で我が子に部活じゃなくてそういう郡体、県体のための指導としては、私どもも含めてやっておりましたが、もうあれから何年かな、10年ぐらい全然

今、停滞してしまっていて進んでいませんが、武道必修に伴う空手道の導入の機会として空手道の授業が受けられますが、教育長、どのように考えています。

○教育長（碓山和宏君）

今の質問は多分武道の授業に対してですかね。

武道の授業については、もちろんその地域の特性に応じて、空手道や合気道そういったものも含まれるんですが、本町では今のところ武道を取り入れているのは、柔道それから剣道、それから相撲ということで取り入れているわけです。

どうしても指導者がいないことには授業が組めませんので、例えば剣道の場合には、剣道の7段の教員がいますので、その特性を生かしてのというようなことになるわけですが、それ以外でも、例えば体験授業という形でできるのではないかと思います。

特に学校訪問プロジェクトというのは、もちろん空手道の今、お話ですが、今年の6月に大勝小学校のほうで、劇団プレイバックーズという劇団を呼んで、いじめ防止対策の教室もしてもらいました。

そういった形での体験授業の導入というのは、要するに学校と連絡を取り合って、学校が必要としていること、そしてまた、そういった提供をしたい人がこのようなことでということで、学校のほうでオッケーが出れば一つもこちらは問題はありませんので、ぜひ学校と連絡を取り合ってください。

○10番（平岡 馨君）

じゃあ私どもが、指導者が学校と直接連絡を取り合ってよろしいということですか。

○教育長（碓山和宏君）

はい。

○10番（平岡 馨君）

内容としては、礼法、基本、型が中心であります空手は、特に礼法では礼儀作法が身につけて、型の練習による協調性、行動制も養うことができます。

全国でね、1万校ある中学校の中で今この空手を取り入れているのが484校しかありません。

ぜひね、龍郷町も、これ学校の要望に応じてプログラムが用意できますので、指導者も私を含め5名ほどおりますので、ある程度有段者がおりますので、導入しやすいプログラムだと思っています。

また教員もね、外部指導者も一緒になってできます。

道具は要りません。

ジャージ、運動着それでできます。

教室、運動場、体育館、気軽にできますので、こういったものを私どもが直接学校に連絡を取って、どうですかと導入していかがですかということと言ってもよろしい

ということですね。

わかりました。

このようにね、こういった相撲も柔道も剣道もしかりですが、礼節を基本にして将来のね、生徒に人間形成に非常に役立つと思いますので、ここは私どももこのあいだ数名集まってこの話しました。

これ進めていこうかと龍郷町でも、話を進めますので、そのときはぜひ協力、教育委員会として協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。

以上です。

○議長（前田豊成君）

平岡馨君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時05分より再開をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

圓山和昭君の一般質問を行ないます。

○6番（圓山和昭君）

町民の皆様、おはようございます。

圓山和昭でございます。

今年の夏も猛威を振るった新型コロナウイルスは、人々の暮らしに大きな影響を与えております。

本町においても、また各集落においても約3年間、年間恒例行事も思うように開催されず、町民、集落住民の絆、つながりの希薄化を懸念しております。

町民の皆様には、長い期間感染防止対策のお願い続きで大変心苦しいですが、何とかコロナの早期収束と龍郷らしさの再生、復活を切に願ってやみません。

それでは、先に提出しております通告書に基づき、3項目の質問をいたします。

最初に、物価高騰、燃料高騰の影響と対策について質問いたします。

コロナ禍の影響が継続する中、ロシアによるウクライナ侵攻などによる国際情勢の影響に加え、気候変動による異常気象、さらには記録的な円安と様々な値上げはどこまで、いつまで続くか読めない社会情勢です。

当然、本町においても例外ではありませんので、それぞれの影響と対策について3

点質問いたします。

町民生活への影響と対策は。

町内事業者への影響と対策は。

そして、新年度に向けた小中学校給食費への影響と対策は。

2項目めに、農業行政について質問いたします。

本日は農業委員会の重山会長にご出席いただき、また、傍聴席には農業委員の皆様が来られておりますが、まずもって日頃からの農業行政に際し、ご尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

竹田町政におきまして、1次産業の振興発展に注力していることは、予算編成や執行状況を見てもよくわかりますし、一般社団法人龍郷町地域振興公社も設立から2年が経とうとしています。

昨今の国際情勢などから、食料安全保障という言葉も出てきていますように、国内の食料や肥料、飼料の自給率をますます向上させるなど、今まさに日本の農業、地域農業の転換期と感じております。

竹田町政肝入りの1次産業の振興、発展を目指す中、農業分野において農業委員会 は、本町の重要な機関の一つであると考えますので、以下の2点について質問いたします。

本町の農業委員会の運営状況と設置意義は。

農業委員、推進委員の役割と活動状況は。

3項目目は、世界自然遺産対策について質問いたします。

昨年7月26日に奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録から早1年が経過しました。

ご承知のとおり、鹿児島県と沖縄県の2県で12市町村もの行政区にまたがる世界自然遺産の登録となっておりますが、国・県・地元市町村が連携し、適切な環境の保全、管理に取り組まなければなりません。

同時に世界自然遺産登録が恒久的なものになるためにも、各市町村が取り組む姿勢、本気度も問われているようにも思います。

本町においては、平成29年度から進めてきた奄美自然観察の森の再整備事業も完了し、いよいよ10月には奄美群島国立公園ビジターセンターとしてリニューアルオープンの予定だと聞いております。

このことも含め、今後ますます自然環境の保全と利活用における様々な地元市町村の対策、対応が問われてくると思われまますので、今回は3点について質問いたします。

世界遺産委員会から示されている絶滅危惧種のロードキル対策について、本町の対応は。

昆虫トラップの現状と対応、規制への見解は。

三つ目に、外来種対応の現状と対策は。

以上、3項目の質問につき当局の答弁を求め、総括質疑といたします。

○町長（竹田泰典君）

圓山議員から3項目の質問項目がございますので、順次お答えをいたします。

なお、教育委員会関係の質問事項は教育長から、農業委員会関係の質問事項につきましては、会長から答弁をいたします。

今日は農業委員の皆さんが傍聴ということで、大変活発な論議ができるものだろうと思います。

どうぞ議員の皆さん、執行部の皆さんもしっかりと議論をしてみたいと思います。

それでは、1項目の物価高騰、燃料高騰の影響と対策についての質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の町民生活への影響と対策についてお答え申し上げます。

今年に入り、全国的に物価の急上昇が起きております。

原因は、議員もご承知のとおり、コロナ禍で停滞していた世界経済活動が再び動き出したことによるエネルギー需要の高まりと、ロシアのウクライナ侵攻による燃料・資源価格高騰が考えられます。

加えて、最近の円安による輸入コストの増加も要因の一つであるといわれています。

燃料価格高騰や円安傾向は、まだしばらくの間続くことが考えられることから、今後はインフレによる生活費の増が、町民生活に悪影響を及ぼすものと思われる。

これまでに町では国の対策とは別に、地方創生臨時交付金を活用した未就学児世帯や高校・大学生への支援給付金、給食費・水道料の免除措置等を講じてまいりました。

今後も国の動向を注視しながら、町民の暮らしの質が低下しないよう、あらゆる対策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、2点目の町内産業への影響と対策についてご質問にお答えいたします。

町内産業への影響でございますが、まず、農業・畜産業において、農業肥料及び畜産用配合飼料の価格高騰が経営に多大な影響を与えていることから、肥料等の購入費の一部を補助しているところでございます。

このほか、漁業者や飲食業におきましては、燃油や食用油の価格高騰による支出の増や福祉事業所、ホテル業などあらゆる業種において、電気料金の高騰により、今後経営に影響が出ることも懸念されます。

これらのことにつきましても国の支援対策を見据えながら、町独自の対策を検討したいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3項目の世界自然遺産対策について。

1点目の世界遺産委員会から示されている絶滅危惧種のロードキル対策について、本町の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

本町の取り組み対応につきましては、減速帯を過疎基幹農道の瀬留側に1基、嘉渡側に1基、また、町道嘉渡秋名線の秋名側に1基、嘉渡側に2基設置してございます。

本町全体としまして、減速帯を5基設置し、アマミノクロウサギを中心とした希少種のロードキル対策に努めているところでございます。

次に、2点目の昆虫トラップの現状と対応について、規制への見解についてのご質問にお答えを申し上げます。

昆虫トラップの現状と対応につきましては、町内に昆虫トラップが確認された場合、土地の所有者を確認し、町有地であれば警告張り紙をして後日撤去をし、対策につきましては、奄美大島自然保護協議会において情報を共有し、未然防止に努めているところで、また、トラップ規制につきましては、国、県、奄美大島内5市町村で情報を共有し、連携を図っているところでございます。

次に、3点目の外来種対応の現状と対策についてのご質問にお答え申し上げます。

本町の現状といたしましては、令和2年度龍郷町緊急雇用事業により、外来植物分布調査及び外来植物の防除を実施し、また、各種ボランティア団体等により外来植物の防除作業を実施しているところでございます。

令和4年度においては、河川で繁茂するオオフサモ等の防除も実施したところでございます。

今後の対策としては、引き続き外来植物分布調査及び外来植物の防除を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上で1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

1項目の物価高騰、燃料高騰の影響と対策について。

3点目の「新年度に向けた小中学校給食費への影響と対策」についてのご質問についてお答えいたします。

今般の物価高騰、燃料高騰の影響により、学校給食センターの運営費においても電気・ガス・燃料・水道等の使用料金の本年度見込額が、対前年度比1.3倍から1.8倍になると考えております。

また、食材等についても値上がりを続け、材料費においても1学期分だけで前年同期分を100万円ほど上回っており、前年度決算額を上回ると予想されております。

「学校給食センター運営委員会」の中でも、このような状況の報告があり、委員の間でも給食費の値上げについて論議がなされました。

給食費の値上げを行なった自治体もございますが、本町においては、来年度の給食費の改定は行なわず、現状維持と結論づけたところです。

今後も諸経費の増加は予想されますが、運営の効率化と経費削減を図り、安心安全な学校給食の提供を目指していきたいと考えております。

○農業委員会会長（重山末吉君）

2項目の農業行政について。

まず、1点目の本町の農業委員会の運営状況と設置意義についてのご質問にお答えいたします。

本町の農業委員会の運営状況につきましては、町長が議会の同意を得て任命し、合議体としての意思決定権を持つ農業委員9名と、農業委員会が委嘱し地域における農地等の利用の最適化の推進を担当する農地利用適正化推進委員3名によって構成されており、毎月1回の定例総会を開催しているところでございます。

事務局職員につきましては、近年申請件数等事務量が増大傾向にあることから、本年度に職員を1名増員し、組織体制を強化したところでございます。

農業委員会の設置意義につきましては、その主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」による取り組みを中心に、農地法に基づく農地の売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置が義務づけられております。

次に、2点目の農業委員、推進委員の役割と活動状況についてのご質問にお答えいたします。

農業委員・推進委員につきましては、農地利用最適化の推進に係る「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」、この三つの取り組みにおいて、地域の農地所有者の把握や、集落での話し合いの方向性をつけるなどの推進役となる地域農業の代表者としての役割を担っております。

活動状況につきましては、総会・現地調査等の法令に定められた権限事項のほか、各農業委員・推進委員が担当地区において農地の利用調整や斡旋など様々な最適化推進活動を行っており、毎月開催される定例総会において、農業委員・推進委員それぞれ活動報告を行ない、その記録簿を提出することになっております。

農業委員会活動の見える化の取り組みとしましては、最適化活動の目標及びその達成に向けた点検・評価については、町ホームページへの掲載を行なっているところであります。

以上であります。

○議長（前田豊成君）

ありがとうございます。

○6番（圓山和昭君）

農業委員会の重山会長にも答弁いただきました。

誠にありがとうございます。

それでは、最初の物価高騰、燃料高騰の影響と対策の質問の再質問からいきたいと思います。

答弁のほうでもこれまで講じてきた対策等の答弁、説明がありましたけれども、当初の予想以上に物価高騰、燃料高騰の上昇率が高くなったり、その期間が長引いているのではないかと私自身感じているところでございます。

そういった中で、本町における町内の産業、事業者への影響などを調査分析したうえで、龍郷町の町民、事業所を全力で守るといようなことをどんどん示してほしいということで、今回取り上げたところです。

場合によっては直接的な財政支援も必要になるぐらいの今後そういった国の動向、世界の動向をも注視していく必要があるのではないかと感じるころでもあります。

そういった中で、例えば、龍郷町の関係課においてもいろいろな声が聞こえてきているのではないかと思うんですけれども、例えば、事業所においては、商工会などを通してどういった声が届いているのかということの情報収集が、どういうふうになっているのかということも伺いたいと思いますが、例えば、飲食事業者の仕入れの原材料ですとか、タクシー、運転代行などの輸送物流業者の燃料の高騰とか、こういったところがどういった声などが聞こえてきておりますでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

まず、タクシーと運転代行輸送の物流業者の燃料高による支援でございますけれども、6月補正におきまして、タクシー、運転代行業者は支援事業を実施しております。

支援内容といたしましては、一業者一律10万円を支援するというところでございまして、現在までに3事業者が申請しております、実績で30万円ほど支出しております。

あと飲食業事業者の仕入れに対する支援策なんですけれども、特に今のところ大きくはそういった支援の要望というのは伺ってはいないんですけれども、確かに先ほど町長の答弁でもありましたように、あらゆるところでこれ物価高騰しておりますので、今のところは町のほうで実施はしていないんですけれども、先般、奄美市のほうでもちょっとこういった事業所に対する燃料、電気、ガス料金の高騰に対する支援事業もしております。

あと、これ議員もご承知かもしれませんが、国におきまして先般、電力、ガス、食料品等の価格高騰重点支援地方交付金というのを創設したようでございます。総額で6,000億という形で出ておりますので、この交付金を活用した支援策を町のほうでも検討していきたいと、前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理

解を願います。

○6番（圓山和昭君）

国のそういった交付金ですとか、県も補正にて動きだしているようではございますけれども、そういったものがしっかりと隅々まで早めに行き渡るような形で、情報収集とともに対応をしていただきたいと思います。

そしてまた、明日以降のこの9月議会での補正予算においても、龍郷町もプレミアム商品券等の補正予算もあがってきているようですが、ちょっと今日は一日前なのであんまり掘り下げませんが、そういったところでの景気対策にも期待を寄せていきたいと思っております。

ちょっと関係各課において影響等も伺っていきたくはございますけれども、例えば、保健福祉課の管轄において、福祉施設においては、様々な送迎車の燃料高ですとか、福祉施設における食材の提供における原材料の高騰、そしてまた、本町も行なっております職の自立支援事業等、いろんな影響も出ていると思っておりますが、そういった声などは拾えているでしょうか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

町内の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、また、食の自立支援事業におきまして、施設のほうからの要望等は今のところあがってはおりませんが、聞き取りをさせていただいております。

その中で、やはりそれぞれの事業所、また施設において燃料費、原材料費に加えて、やはり電気代とか消耗品、そのあたりでの物価の高騰により影響が出てはいるということでございました。

でも今すぐ経営に影響はないという状況でございまして、今後この状況が続くようであれば、心配をしているという状況でございます。

ですので、また先ほどもありましたように、国・県の対策の動向等も踏まえながら、しっかりと事業所の状況を精査しながら、今後検討していきたいと考えております。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

それでは、子ども子育て応援課長に伺いますけれども、公立保育所、私立保育所の給食の原材料高、そしてまた、へき地保育所におかれましては、保護者が作るお弁当のまた原材料高騰の影響もあると思うんですが、そういった声は届いていますでしょうか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

電気、ガス、給食費の原材料なんではございますけれども、やっぱり影響が出ているということを知っています。

原材料費が上がらないように栄養士が工夫を凝らしてやっている状況が今の現状です。

私立保育所に関しましては、今回の補正で給食支援事業として予算計上してあります。

国が2分の1、町が2分の1となっております。

公立については、町で対応となっておりますので、今後対応していく予定です。

それとへき地保育所の弁当の件ですけれども、保育士さんにいろいろ話聞いたんですけど、そこまで話は、保護者の方とそういう話は今のところ出ていないということが現状です。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

へき地保育所は毎日保護者がお弁当を一生懸命作っているの、いろいろとやり繰りをしながらうまくやっているとは聞いたりはしているところではありますが、それではちょっともう一点、農林水産課長にもお伺いいたします。

農林水産業も燃料高、資材・肥料高騰とあります。

8月の臨時議会ではその対策として補正予算も組みましたけれども、そういった実績、そしてまた農家の皆様の反応等を含めて、どういった声が届いているのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

この肥料高騰対策につきましては、7月からの予算ということで、今現在、実施を行なっているところでございます。

農家の反応としましては、実際には通常価格での販売ということでございまして、農家負担というのは発生しておりませんので、以前と変わりなく動きは今のところないということでございます。

また、今後国・県の支援策というのが出てくる予定になっておりまして、この中では国が70%、県が15%、合わせて85%を措置されるということでございますので、町と重複しないようにそのへんは措置してまいりたいと考えております。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

やはり、それぞれ国も県も動き出しておりますので、そういったところから町民の影響、事業所への影響等がいろいろと家計を逼迫していくと思いますので、なるべくそういったところの声を拾いながら、早急な対応をしていくようお願いをしたいと思います。

国や県の対策もありますけれども、場合によってはこの農林水産業の8月の補正のように、町独自で走って、まず走って、あとから県や国が追い付いてくるというよう

なケースもいいんではないかと思えます。

ぜひそういった判断も町長に期待したいと思います。

3点目の小中学校給食費への新年度、来年度に向けた影響と対策におきましては、給食代は据え置きという答弁をいただきましたので、ぜひ保護者に新たな負担が生じないように、質や量を確保したうえでの給食の提供をお願いしたいと思います。

これについては再質問はございません。

それでは、2項目めの農業行政についての再質問にきたいと思います。

重山会長から非常にわかりやすい答弁を、丁寧な答弁をしていただきましたけれども、それでは、農業委員の皆様、そして推進委員の皆様の任命までの流れ、そしてその要件、農家の代表として地域の農業や農地を守る皆さんではありますけれども、どのような過程で、そしてまた任命適任者を選んでいるのか、そういったところの説明をお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

まず、農業委員の選任につきましてですが、農業委員会の選任に関する要綱というのを定めてございます。

これに基づきまして農業委員の候補者の推薦、公募を行ないまして、候補者の評価委員会の中で評価したうえで、町長が評価委員会の報告を受けて選任すべき候補者を選定して、議会の同意を得たうえで農業委員として選任することとされております。

一方、推進委員の選任につきましては、これも農地利用最適化推進委員選任に関する要綱というのがございまして、これに基づいて農業委員の選任と同様に推薦、公募から推薦候補者の評価委員会での評価を行なって、農業委員会会長が意見を受けて、農業委員会の同意を得たうえで推進委員として委嘱することとされております。

その資格の要件としましては、農業委員、推進委員ともに農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行なうことができるものとされております。

また、任命の適任者につきましては、候補者の応募、推薦理由や活動歴等を評価委員会において評価基準を設けて、適任者の審査を行なっているところでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

農業委員会の皆さん、推進委員の皆さん、それぞれご自分の、また農業、そしてまた農業経営をしながら、本町のために力を尽くしている皆様であると思えますけれども、本当に大変なご苦労をおかけしていると思えますが、農業委員の皆様の資質の向上を、そういった大変忙しい中で、農業委員としての資質の向上を目指した取り組み

というのは、こういった取り組みをしているのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

農業委員、推進委員の資質向上ということでございますが、まず、全員に全国農業会議所が出している業務必携、それと活動マニュアルという教本をお渡ししております。

その中には、法令必須業務に位置づけられた農地利用最適化の取り組み、それや意義や推進方法などについてわかりやすく解説されております。

こういったことで農業委員、推進委員の活動に対する心構えなど、マインドの醸成にも役立っているというところでございます。

また、大島本島と喜界島の全農業委員、推進委員を対象とした県主催の大島地区ブロック研修会が年1回開催されております。

この中で、国の農業委員会の活動方針や制度改正に伴う詳細な説明を説明会が実施されております。

そのほかにも、以前には島外先進地への視察の研修、あるいは人・農地プランの推進委員研修会、それから女性農業委員の集会の出席など、資質向上に向けた各種研修会の参加がありましたけれども、近年はコロナ禍ということで実施できていない状況のようでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

思った以上に研修、出張、いろいろな講習等、本当にそれぞれ皆様農業経営をしながら、大変忙しい中、資質の向上に向けた取り組みにも協力していただいているということは、今の答弁で感じたところでもあるんですけども、それでは農業委員の皆様の、今度は事務局、農業委員会事務局の、事務局側の能力向上、今度は能力の向上に向けた取り組みというのは、こういったことをしているのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

事務局職員の能力向上ということでございますが、まず、県農業会議主催の事務局長会議、あるいは農地地図情報システム研修、あと、各担当者会というのが年に3回ほどございます。

その中で、最適化活動の推進等についてのポイントなどの説明がございます。

それから、県農業会議所の巡回というのが年2回ほどございまして、その中で、農地の最適化の取組状況の相談なども行なっております。

さらに、奄美地区の農業委員会連絡協議会というのが、年1回、先進地への視察の研修も行なっております、それにも参加しております、農業委員会活動の具体的な方策の研究にも役立っているというところでございます。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

それでは、先ほどの会長の答弁にもありましたけれども、農地の売買、賃借許可、農地転用案件の意見具申等、役割を答弁いただきましたけれども、ちょっと一般住民、我々素人からも見たときに、よく農地の前に農地の転用には許可が必要という、農業委員会の皆さんが設置された看板等もあります。

こういったものは、農地というのはどのような根拠法の下に規制をされて、どのような審議を経て許可、不許可とされるものなのか。

また、自分の持っている農地を売りたいくても、自分の農地なのに簡単には売れないということをよく聞きます。

こういったものもどういった根拠法で規制をされているのか。

農地、農振地等あると思いますけれども、少し簡潔に説明をしてもらえればと思います。

○農林水産課長（迫地政明君）

簡潔にということでございますけれども、なかなか簡単に説明するのは難しいとは思っておりますが、まず農地法につきましては、農地の権利移動、それから農地の転用につきまして、基盤となる農地を守るための一定の制限がこの法律によって定められているというところでございます。

農業委員会のほうでは、農地法に関する申請について、現地での立ち合い調査を行なって、定例総会において審議したうえで、農地法の第3条に関する農地の権利異動については町が、農地法第4条、5条については、県のほうが許可権者となっております。

それから、農業振興地域につきましては、農業振興地域促進法というのがございますが、これは総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進される地域となっております。

その地域については一定の制限がございまして、農業振興地域に属する農地や第1種農地に分類される良好な営農条件を備える10ヘクタール以上の規模の一段の農地区域内にある農地については、原則転用が不許可となっております。

いろんな農地にも種類がございまして、その農地の種類によって制限が厳しく設けられているというところでございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

やはり今の答弁を聞きますと、とにかく農地を扱うには、まず農業委員会に相談というのが一番ということですね。

はい、わかりました。

今、その許可、審議という言葉も出てきましたけれども、先ほどの会長の答弁において、近年は申請件数等の事務量が増大傾向にあるという答弁をもらいましたが、近年の中でどれぐらい申請件数が増加しているのか、そしてまた、その要因というのはどのように分析、なぜこれだけ本町の申請件数が増大しているのか、どのように分析しているのか答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

農業委員会の申請事務というのが、増えているということでございますが、以前一般質問のほうでございましたけれども、10年前からすると倍増しているということによって答弁をしておりましたので、今もそのような状況は変わらないと判断しました。

これはご承知のとおり、龍郷町は大変地の利がございまして、国道沿線、あるいは空港、奄美市へのアクセス、そういった関係で非常に多くの方こちらのほうに来られるというところもありまして、土地に対する注目度がものすごく高いようでございます。

そういったところで、まさに地の利と申しますか、そういったものすごく何をしても条件の良いところということで、農業についても同じことが言えるんですけども、今は国道沿線を中心に、宅地あるいはそういったほかの用途で使われる農地ということで申請件数が上がっております。

実際にそのあたりの転用も進んでいるわけですが、逆に耕作放棄地もたくさんございますので、そういったところを使われるうちに使われる方へ引き継いでいくというような農業委員会のそういった方針がございまして、それを遵守して守っていきたくと考えております。

○6番（圓山和昭君）

龍郷町の非常に地の利が良いというところで、非常に件数も増えているというのは確かに感じるころではあります。

最初の総括質疑のほうでも申し上げましたけれども、昨今の国際情勢からも、国の方も食料安全保障ということで、国内、そしてまた地元自治体においても食料の自給率、肥料・資料の自給率を、今後ますます向上させていかなければならないというような報道もよく見受けられます。

そういった中で、この農地転用等の事務量も増えている中で、農地を守る農業委員の皆さんも大変悩ましい案件も多く抱えているのではないかと思います。

この日本の農業、地域農業の転換期においては、合議体としての意思決定権を持つ農業委員の皆さんと、農地利用の最適化の推進を担う農地利用最適化推進委員の皆様のご役割もますます重要なものと、そして重要な機関となってくると感じておりますので、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、次の質問、最後の質

間に移りたいと思います。

世界自然遺産対策についての再質問に移りたいと思います。

まずはロードキル対策について、本町の減速帯の設置5基についての答弁をもらいましたけれども、非常に車をしっかりとスピードを落とさせる減速帯の設置ということで、実効性のある対策だと思うんですけども、ほかにも何か対策をとっているものはありますでしょうか。

町民に対しての啓発、観光客への啓発など含めた取組状況など、答弁をお願いいたします。

○生活環境課長（藤原 聡君）

減速帯はもちろんですけれども、看板などの注意喚起のチラシなどで現在対応しているところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

看板とか道路標示等もありますけれども、車の運転等に注意させるためにも、他の市町村の広報紙等では、ロードキルに遭った動物を捕獲して、動物病院等に持っていくというような、なんか箱の設置等も行なっていると聞いたんですが、そういったものは本町においては対応等はしていますか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

今の質問なんですけれども、令和3年に動物レスキューボックスというものを20個購入いたしまして、作業班の公用車のほうに積んだり、現場に出る車の方に常備しているところでございます。

○6番（圓山和昭君）

万が一のためのそのボックスも非常に有用なロードキル対策にもなるのではないかと。

そのボックスを購入して車に積んでおくだけでもまた運転手の意識啓発にもつながるのではないかなと感じたところです。

本町においてもまずは20台の車に設置しているという理解で課長、よろしかったですね。

はい、わかりました。

では、このロードキルが発生したときの発生後、そして発見時の対応というのは、こういった流れで対応しているのでしょうか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

ロードキルが発生した場合、できるだけ早く奄美野生動物保護センターへ持ち込み、死因の確認をするのが一番の始まりのところでございます。

○6番（圓山和昭君）

そうですね、何となくわかりますけれども、その後いろんな行政の対応としては、例えば環境省とのやり取りとか、報告のあり方とか、そういったところまで答弁をもらえますでしょうか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

先ほども言いましたけれども、まず初めに保護センターの方に持っていくこと、それと行政でいろいろ町から環境省の方に問い合わせ、どういうふうな方法をとったほうがいいのか、そういう情報のやり取りをしながら、それに基づいて町としてもレスキューボックスとかに入れたりして、病院のほうに持っていくような手段を現在行なっております。

○議長（前田豊成君）

通報の仕方とか聞けばいいんじゃないの。

ロードキルがあった場合に、町にどこどこに連絡くださいとかいうのはないの。

○6番（圓山和昭君）

通報の仕方ですとか、あとは夜間対応とか、そういったところで、町民の皆さん、観光客の皆さんが戸惑ってしまわないように、こういう場合はこうしてくださいとか、そういったものがわかりやすく答弁もらえるとありがたいです。

○生活環境課長（藤原 聡君）

通報の仕方としては、町の広報のほうに載せて、夜間はどこに連絡してくださいとか、昼間はどこに連絡してくださいというのを記載してありますので、そちらのほうもご覧いただいております。

○議長（前田豊成君）

旅行者の場合は。

○生活環境課長（藤原 聡君）

旅行者の場合は、町のほうに電話があった場合には、今までどおり対応していると考えております。

○議長（前田豊成君）

その看板の中に連絡先書いてないの。

ロードキル対策の看板の中に。

○生活環境課長（藤原 聡君）

看板は書いてないです。

○6番（圓山和昭君）

わかりました。

また、後ほどまた詳しく資料等をいただければと思いますので、ぜひ、わかりやす

く町民の皆様、そして観光客の皆さんとかに示すような広報の仕方等、また、アイデアを生かしてほしいと思います。

それでは、最初のこの質問のほうにもありますけれども、この世界遺産委員会から奄美大島に示されている要請事項、4項目、ちょっとこれは確認と周知の意味を込めて、4項目についての説明をお願いいたします。

○生活環境課長（藤原 聡君）

先ほどの4項目ということでしたが、1項目めが観光管理、2項目めがロードキル対策、3項目めが河川の再生、4項目めに森林の管理でございます。

これは、今後も4要請事項を対応方策の検討を行ない、12月に委員会へ提出となっております。

○6番（圓山和昭君）

世界遺産委員会からもいろいろ指摘されていることに対する対応の仕方、そういったものを問われていると思いますので、ぜひ課長と中心としてしっかりと取り組んでいただければと思います。

世界遺産委員会からもロードキル対策のことも直接指摘されていると思いますので、ぜひお願いいたします。

二つ目の昆虫とラップの現状と対応についてですけれども、インターネット等でも龍郷町ということで検索しますと、龍郷町でつかまえたクワガタの販売とか、そういった通信販売のサイト等も出てきます。

そういったものを見ていると、どんどん数が増えていって、そういう商売をする人が増えていくと、本町のまた生態系にもいろいろな影響を及ぼしていくのではないのかなと感じるところでもあるんですけれども、最初の答弁書でも自然保護協議会においても情報を共有していると、未然防止に努めているということでもありますけれども、これは要はパトロールを行なったりもしているんでしょうか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

パトロールにつきましては、大島5市町村において、4名の作業班の方が大島郡を巡回している現状でございます。

○6番（圓山和昭君）

奄美大島本島で4名のパトロール員ということで、大変少ないとは思いますが、本町のこのトラップに対する罰則規定など、本町の条例の制定、また規制の状況というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○生活環境課長（藤原 聡君）

本町では、国立公園内に無許可の設置は違法でございます。

また、希少種が捕獲されて初めて違法となります。

それから、奄美大島5市町村により、龍郷町希少野生動物の保護に関する条例を制定しております。

○6番（圓山和昭君）

今後さらにこういった昆虫含めたトラップ等の設置も増えていくのではないかなとちょっと危惧しております。

現にインターネット等でそういう販売もされております。

そういったところもぜひ情報共有をしながら、守るところはしっかりと守ってほしいと思います。

また、その外来種対応とかも含めてですけれども、私も携わってきましたけれども、たつごうみらい会議においても初年度か2年目だったと思うんですが、外来種バスターズの意見具申も、その設置の意見具申等も過去にあったと思います。

その意見具申に対しての今現在対応はどうなっていますでしょうか。

たつごうみらい会議での意見具申だったと思うんですが、これ企画課長、わかりますかね。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今、議員からご指摘のありましたみらい会議からの提言ということで、委員の方から世界自然遺産登録を見据えて、外来種バスターなどが必要じゃないかというようなご提言もいただいております。

ただ、これにつきましては、パトロールをするわけで、作業員等を補充しなきゃいけないということで、その財源の確保について今、協議しているというか、その財源をどうするかというような形で、今、検討しているところであると伺っております。

以上です。

○副町長（則 敏光君）

確かにみらい会議でこの外来種バスターズという提言をいただきました。

5市町村協議会にその旨をお話してあります。

以来数年経つんですけれども、4人で大島本島内全体をまわるというのはどうしても手薄になりますので、財源、奄振による奄振ソフトによる事業ということで、こちら町にも負担金があるんですけれども、もっとち密な場所、いろんなところにずっとまわっていただきたいなあという気持ちありまして、奄振の財源が大変厳しい状況であれば、今後は町独自でも考えていかなければならないのかなという、今そういった状況に至っております。

このあたりも5市町村協議会で再度煮詰めていきたいと思っております。

○6番（圓山和昭君）

みらい会議の提言に対する進捗の答弁をいただきましたけれども、ぜひ、これは奄

美大島全体で今現在4名の作業員というのは、なかなか手薄になるだけではないかと思しますので、私も龍郷町独自でそういった作業員の確保も動いていいんじゃないかなと思います。

生活環境課の作業員であれば外来種の対応もありますし、そういったトラップ等のパトロールもありますし、ごみ、不法投棄など含めていろいろな作業員の必要性も出てくるのではないかと思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

そして財源につきましては、6月の議会でも私も述べましたけれども、観光事業税ですとか、町民税務課長にも答弁もらいました入島税ですとか、5市町村でぜひ法定外目的税導入の早期実現に向けた議論もどんどんやってほしいと思います。

新たな産業、そして観光事業においても、今後観光客の増員も増えていくと思いますので、そういったところからの財源確保に取り組んでほしいと思います。

それでは、以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

本日は重山会長にご出席賜りまして誠にありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

圓山和昭君の一般質問は終わりました。

重山会長、ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

午後は13時より再開いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷場洋一郎君の一般質問を行ないます。

○2番（長谷場洋一郎君）

改めまして、町民の皆様こんにちは。

長谷場でございます。

先に提出いたしました一般質問通告書に沿って、私からの質問を始めます。

最初の質問は、先の6月議会で約束しました町が管理する施設についてであります。

今回は教育委員会が管理する施設についてお伺いいたします。

教員住宅の現状と今後についてお伺いします。

新規住宅の予定、改修の予定、取り壊しの予定、取り壊し後の跡地利用の計画等がございましたらお示してください。

また、現在入居している職員数と勤務する教員への、地元居住の指針等がございま

したらお示してください。

ほかに総合グラウンド内でも教育委員会が管理する施設がありますが、状況についてお答えください。

2点目は、指定難病についてであります。

本町に何名の該当者がおり、本町がどういった助成を行なっているかお答えください。

3点目は、国民健康保険税についてであります。

国保税の徴収状況についてお示してください。

また、平成30年度から国民健康保険の運営主体、こちらのほうが市町村から県に移行していますが、本町の取り組みについてご説明をお願いいたします。

以上が1回目の質問です。

答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

長谷場議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項は教育長から答弁をいたします。

2項目の指定難病について。

1点目の指定難病の現状についてのご質問にお答えを申し上げます。

難病とは、昭和47年に難病対策要綱が策定され、この要綱において難病は、1、原因不明・治療方針未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、2、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に等しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病と定義されました。

国は、難病対策として、1、調査研究の推進、2、医療施設の整備、3、医療費の自己負担の解消を行ない、3の医療費助成については、56疾患を対象として助成が開始されているところでございます。

現在は、対象となる病気の数や対象者数も増加したこともあり、持続可能な社会保障制度の確立を図るため「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が平成27年1月1日施行され、医療費助成の対象となる疾患を「指定難病」と呼び、338疾患を対象として医療費助成がなされています。

指定難病の受給者については、個人情報保護法の関係で、市町村別には提示できませんが、令和3年度名瀬保健所管内で529人が指定難病により医療費助成を受けておると聞いております。

特に名瀬保健所管内で多い指定難病としては、1、パーキンソン病、2、全身性エリテマトーデス、3、後縦靭帯骨化症とのことでした。

本町においては、難病についての相談がある際には、制度の説明や保健所の紹介、

療養の支援について保健所や関係機関と連携しながら対応をしているところでございます。

次に、2点目の指定難病に対する助成についてのご質問にお答えをいたします。

現在、指定難病に対する助成については、医療費助成があります。

その助成については、公費負担として国・県の助成となっており、医療費自己負担割合は2割で、所得に応じて自己負担上限額が設定されているところでございます。

次に、3項目の国民健康保険税について。

1点目の国保税の徴収状況についてのご質問にお答えをいたします。

令和3年度決算は、まだ議会での承認をいただいておりませんが、本年5月末での決算で、現年度分の調定額1億568万800円に対して収納額1億218万7,700円で、収納率は96.66%となっております。

令和元年度は95.58%、令和2年度は96.68%で、滞納繰越分も年々減少しております。

今後も口座振替への勧奨、督促、催告の強化、滞納処分を実施しながら収納率向上に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の国民健康保険運営が県と町、共同運営後の本町の国保税の状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

国保税の税率について、平成29年度までは龍郷町内においてかかった医療費を参考に算出していましたが、平成30年度から県が国民健康保険の運営主体となり、県から割り当てられた課税標準額を参考にして算出しております。

算定方式について、令和5年度までに県下で統一するため各市町村の取り組み目標が定められており、本町においては令和3年度、4年度において資産割を段階的になくし、それまでの4方式から3方式に移行してございます。

今年度から龍郷町国民健康保険運営協議会を中心に国保税の税率を審議いただき、なるべく早い段階で法定外繰入金の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

1項目の町の管理施設について。

1点目の教員住宅の管理運営状況と今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

令和4年9月現在、町教育委員会で管理している教員住宅は25棟あり、21棟は入居しております。

残りの4棟については、老朽化により取り壊しを予定している状況です。

今後の予定につきましては、次年度以降も学校校舎の長寿命化改修事業を計画していることから、財源や教職員の町内居住の意向などを確認しながら、建設に向けて計画をしていきたいと考えております。

次に、2点目の町内在住の教員数と居住の指針についてのご質問にお答えいたします。

町内に居住している教職員数は、小学校職員41人、中学校職員14人となっております。

居住の指針につきましては、指針は定めておらず、人事異動の際や学校訪問、校長研修会・教頭研修会等で地域に住むことのメリットを話し、地域に住んでほしいとの要望をしております。

学校長及び教頭については、学校区内の教員住宅に居住し、ほかの教職員については、本人の都合により居住地を定めているところです。

次に、3点目の総合グラウンド内の管理施設状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、中央グラウンド内の施設は、野球場本部席・ベンチなど7棟を管理しております。

築年数は11年から38年となっておりますが、月1回から2回程度目視による点検では異常は見られず、危険はないものと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでは教育委員会が管理する公共施設について、改めてお伺いいたします。

4月15日に町内の教員住宅を見て回りました。

局長に同行してもらいましたが、校長宅、教頭宅は学校の近く、いわゆる職場近辺に住んでおりました。

住宅自体も新しく良い環境だと喜んでいますが、いくつか質問をさせてください。

赤徳小中の校長宅だけが学校とちょっと遠いところでしたが、何か理由がありますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

赤徳小中校区内は赤尾木集落、芦徳集落、手広集落となっております。

赤尾木、芦徳には教員住宅がございまして、手広集落にはありませんでした。

3集落のバランスを考えて手広集落に建設されたものと聞いております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

赤尾木地区均等に割れていることでメリットもあるかと思っています。

なんか地域の方の協力もあって、手広地区には校長住宅ができたとも聞いておりま

す。

それで同じ教員住宅でも見た場所によって広さ、また設計が違っていると感しました。

この設計や経費の基準、これはどうなっていますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

教員住宅の国庫補助要件というのがございまして、広さが40平方メートル以上、80平方メートル未満を国庫補助の対象とすることになっております。

その中で、建設地の敷地の広さなどによって面積が決定されたものと考えております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

教員は町内の教員住宅に例えば住みたい。

ここに教員住宅がありますから、この教員住宅に住みたいという教員の要望があった場合に、その資格とか基準とか、そういう判断材料が何かありますか。

居住権等の関係もあると思いますが、そこらへんがあったら教えてください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

そのような基準は特に設けておりません。

○2番（長谷場洋一郎君）

住民からしたら校区の教師は地元に住んでほしい、これは昔からあります。

かなり強い要望がありますが、今こちらのほうで答弁で、本人の都合により居住地を定めているとあります。

ちなみに、他の市町村、例えば奄美市からここに居住している職員数とか、本町の職員で他市町村に居住している人数とか、そういうものは把握していますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

他の市町村に勤務してこちらに居住している職員という数は把握しておりませんが、他市町村に居住して、町内に勤務して他市町村に居住している方は、小中合わせて35名という報告を受けております。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、小中学校の龍郷町に居住している先生の数を調べてみましたら、私のところでは33名だったんですけど、答弁では55名ですか、この差は何ですかね。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

こちらで調査した数なんですけど、県費に対応しております職員として、事務職等も含んでおります。

○2番（長谷場洋一郎君）

他市町村、これは奄美市です。

奄美市の教職員で龍郷町に住んでいる人数です。

大勝に5名、赤尾木に4名、中勝に5名、浦に3名、龍郷に2名、計19名住んでいます。

19世帯ですね。

夫婦はどちらかが龍郷町の教員は除いてあります。

養護学校も除いてあります。

19世帯が龍郷町に奄美市のほうから来ているわけですね。

龍郷町の若い教員もなるべくだったら龍郷町に住みたいんだけど、住宅が空いていないと。

そういう住みたいけど住めない方に対する本町の対応はどうなっていますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

本町の対応ということなんですが、各自において住宅を探していただくということで対応していただいております。

○2番（長谷場洋一郎君）

取り壊し予定の4棟、これはどこですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

4棟ですけど、赤尾木で2棟ございます。

龍瀬小の校区に1棟、大勝小の校区に1棟ございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

赤尾木の古い教員住宅、場所もかなり良いところで、2軒は取り壊してあと2軒は建っていると思いますけど、いつ取り壊すのか、そのあとどういう利用をするのかというのがわかっていたら教えてください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

取り壊しにつきましては、本年度予定をしております、このあと上程されます補正予算に予算を計上してございます。

取り壊したあとなんですが、あとは敷地の大きさ、その他教員の希望等を調査したうえで、建設ができるのか検討させていただきたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

同じように大勝小学校の教頭宅の隣に古い住宅がありますが、あちらも手付かずでずっと置いてあります。

その理由は何ですかね、手付かずで置いてある理由。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

何かしら取り壊したあとの目的を計画したうえで取り壊そうという判断をしておったんですけど、さすがに老朽化しております危険を伴ってきておりますので、まず

は取り壊しを先に行なおうという今、計画をしております。

○2番（長谷場洋一郎君）

それは敷地の地主と建屋と、そこらへんの何かちょっと問題があるような話も聞いたんですが、それは別に問題ないですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

こちらに持っている資料によりますと、1筆地となっております、問題はないと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

これ先日町内の小中学校の校長先生、いわゆる現場の責任者になりますね。

二つの質問をしました。

一つ目は、校区内に居住の教職員の人数、さっき答えられた33名、さっき言った55名、この違いは事務職員なんかもいるという話で納得をしました。

もう一つが、現場の責任者として、私見でかまいません、自分の意見でかまいませんが、教職員住宅は必要かとお聞きしました。

これには校長先生全員が欲しいと、建てられるものなら建ててほしいと言います。

このことについてどうお考えですか。

○教育長（碓山和宏君）

今の校区内居住ですけれども、当然そのほうが私たちとしても良いと思うんですが、なかなか住みたいんだけどという話で来るんですが、人事の発表がある前に自分たちで住宅を決めるんですね。

特に最近多いのがペア異動が多いんです。

ペア異動というのは夫婦とも教員、夫婦とも教員で、同じ町内には赴任できませんので、例えば、龍郷町とそれから瀬戸内となった場合に、真ん中をとって奄美市に居住をするという例が非常に多いんです。

町内でペア異動で来ている先生方が32名います。

その中で町内が8名、町外が24名ということで、こちらとしては住宅の提供もしたいんですが、なかなか難しい面もあって、造ったはいいが空きが出るということも考えられるところなんです。

一つ、住宅が欲しいと思うのは、新規採用の教員です。

新規採用の先生方については、校長と私のほうで斡旋をしますので、人事の発表のある前に。

今年も3名こちらに赴任をしています。

小学校に3名。

3名とも校区内、町内に居住地を探したわけですが、探すのが非常に難儀でした。

そういったのを考えると、教員住宅の中でも、特に新規採用者には教員住宅があったほうが非常に本人たちの経済的な面も、それから学校への、地域への協力とかそういった面から考えても必要かなとは個人的には思っています。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、龍郷町の教員数で、実際に龍郷町に住んでいる方の割合というのはどれくらいですか。

何パーセント。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

町内の教員数なんですが、まず教員数が101名、町内の居住者が55名、割合としては54%になっております。

○2番（長谷場洋一郎君）

先ほど教育長が、新任の先生には住宅を供給したいという話がありました。

校長の意見としては、例えば教員住宅を龍郷町に1戸造ってくれたら教員がそこに住むから、それができるんだったらそれもお願いしたいという話もありました。

荒波地区ちょっと交通の便が悪くて不便をするとか、荒波地区のほうに優先してほしいとかいろんな意見がありましたが、今、本町は空き家対策にも取り組んでいると思うんですよ。

民間のマンション住宅もありますから、そちらのほうを例えば教育委員会が借り上げとく。

先ほど5割、54%、あとの46%のうち何名こちらに住むかわかりませんが、それを把握をして、空き家対策で空いたところを教育委員会が借り入れて、それに新任の先生方を住ませる。

そうすれば貸すほうも借りるほうもスムーズにいくと思いますが、これについてはどう思いますか。

○教育長（碓山和宏君）

空き家対策で民間をとということのようですが、それも非常に良いことだと思いますし、県下の19市の鹿児島県の住宅状況を調べたところ、築30年から40年の住宅については、全て取り壊すと。

そして新しく住宅は建てないと。

その対応策としては、一つは民間の住宅を借り上げると。

それから近隣の校区内の民間の住宅、それから近隣の民家の住宅に居住してもらうと、そういった対応をしているところがほとんどのようです。

民間の住宅であっても校区内に住むことが私は一番だと思っていますので、そうい

った方向性が見いだせるのならそういった形でもいいんじゃないかなとは思っています。

○2番（長谷場洋一郎君）

そちらのほうはこれから検討してほしいと思います。

次に中央グラウンド、7棟の施設があり、特に問題はないですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

先ほども教育長の答弁の中でありましたが、月に1回から2回程度、目視ではございますが点検をしているつもりですので、大丈夫だと確認しております。

○2番（長谷場洋一郎君）

私もグラウンド内の施設を見せてもらいましたが、整理整頓がちょっとかなと思うぐらいで、特に問題はないと理解をしています。

本町は運動公園整備の計画もあると聞いていますので、そのときまで現状維持で管理することを期待します。

将来の龍郷町を担う子どもたちの教育ほど大切なものはないと考えています。

教員方がストレスなく教育に取り組める環境を構築するのは行政の責任だと思っております。

町民も注視していますので、より良い関係のためにもお互いに努力することを期待して、次の質問に移らせていただきます。

それでは、指定難病についてであります。

先ほどの答弁で、直近の名瀬保健所での対象者が529名、指定病数が338疾患、これ平成28年の調査では、全国で98万6,071名、市町村別の人数は開示できません。

島外の診療者、これが特に鹿児島県のほうに行って、鹿児島県のほうで島外で診療を受けなくてはならない人がいます。

大体どれくらいかと担当の方は教えてくれなかったんですけど、大体1割で、この数字は妥当だという数字をもらいましたので、名瀬保健所管轄は6市町村ですよ、5市町村じゃなくて6市町村、1割と予想しても50人強の方が島外での治療を余儀なくされています。

これについてはどうお考えですか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

指定難病につきましては、現在、議員もおっしゃったとおり338疾患ございます。

これは鹿児島県が中心に支援をしている状況でございますけれども、やっぱり疾病によっては更新時に年に1回専門医の診断書が必要であるということで、島外に出ないといけない方や、また治療によって、疾病によって島内で治療ができない方もいるという状況でございます。

ですので、やはりその状況を見たところからしましたら、その方々にとってはとても負担になっている状況だと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

本町はその指定難病に対してどのような救済制度がありますか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

18歳未満ですけれども、本町で心身障害児療育旅費助成要綱というのを作ってしまっていて、18歳未満の方には、助成の基準額が船舶の旅費2等の助成をするとなっていて、飛行機で行っても限度額が船舶の2等なので、大体1万4,000円ぐらいは助成しております。

○2番（長谷場洋一郎君）

その当事者は、難病に指定されたときにやっぱり不安のほうが先にくると思います。どうすればよいのか。

この制度を町民へ周知させる方法、どういう方法で周知されていますか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

この方法、よくホームページとか使っていたんですけど、実はホームページへ載っていると思っていました。

なかったもので、今、担当がちょっとまたホームページ上に原稿を作成している最中です。

○2番（長谷場洋一郎君）

ホームページに載っていなかったのは宇検村と龍郷町だけでした、残念なことに。

これ、ここにね、障害福祉のしおり、龍郷町もあります奄美市もあります。

広報の項目は、心身障害療育旅費助成と書いてあります。

これ見たって指定難病が該当するかしらないかというのはわからないわけですよ。

この区分というのはどうなっていますか。

これ見てもわかりません。

指定難病とこの心身障害者療育旅費助成というやつ、ここに入っているんだと思うんですけど、その表現がないんですよ。

○議長（前田豊成君）

何ページ。

○2番（長谷場洋一郎君）

18ページ。

奄美市は19ページ。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

このパンフレットに関しましては、少し要綱等々、少し今現状ともちょっと違って

いる部分がありまして、その見直しが必要と考えているところでございますけれども、実際対象者の中に療育手帳の交付を受けた者、そしてまた、身体障害者手帳の交付を受けた者、そして、その他町長が特に該当と認めた者という方が対象になるんですけれども、実際この指定難病の方につきましては、どうしても島外での治療をやむなくされる方につきましては該当となる状況でございます。

ただ、これを見たときにそれがわからないというのは、今、広報の仕方が今後検討が必要だと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

学生や未成年であれば父親、母親など親族の付き添いが必要であります。

先ほどの医療負担は2割だと答弁でありましたが、仕事を休んでいくことになり、経済的にもかなりの負担が生じます。

国や県からの助成金、さっき言った2割ですよ。

だけど離島からの旅費に関しては全く対象になっていないわけですよ。

離島割引がありますけど、これはこのための独自の事業ではありません。

これを見ますと年間の助成上限が3回、鹿児島に行くのは。

毎月受診している方もいるんですけど、鹿児島に受診しに行く場合の上限が3回とあります。

その3回の根拠は何ですか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

この要綱ですけれども平成8年に策定されておまして、現在これを作った方がいなくて、3回の根拠というのが知ることはできなかつたんですけど、恐らく考えられるのが、島内で手術とかできないものに関して助成されていますので、手術前の検査1回、手術、術後のまた診察、それを思って3回となっているのではないかと考えられます。

○2番（長谷場洋一郎君）

指定難病はそんなに簡単に終わるもんね、継続するものですよ、その3回で終わるものじゃありません。

各自治体でこの基準が違います。

名瀬保健所管轄です。

これね、さっき聞いたら違う部分があったかもしれませんが、今現在調べたものです。

航空運賃の補助、奄美市が4分の1、大和村が離島割と全額、宇検村が2分の1、瀬戸内町が4分の1、喜界町と龍郷町は航空運賃の補助はありません。

船舶運賃、喜界町は実費、龍郷町は2等割引の2等寝台、奄美市は2分の1、大和

村は離島割引全額、宇検村、瀬戸内は2分の1、2分の1、対象者は一緒です。

さっき言った上限ですよ上限、喜界町は12回です。

奄美市は5回、大和村は6回、宇検村は6回、瀬戸内町は5回、龍郷町3回、一番少ない部類であります。

これについてどうお考えですか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

確かに回数は少ないですけども、助成額というのが、結局現在この資料等では船舶だけみたいを書いてありますけど、航空機の運賃にも同じく助成しています。

基準が船舶の2等になりますので、現在、離島の離島割も含めて大人が、中学生以上が片道7,240円になっています。

往復ということで1万4,480円を上限になっています。

なので、例えば奄美市とか瀬戸内とかは確か4分の1となっていますので、助成額としては、うちは2分の1出している形になっております。

この回数ですけども、回数に換算すると、同じような形をとると6回分ぐらい行ける形になりますので、現在この回数では少ないという意見等も利用されている方からもらっていないという話ですので、またそういう話を聞かれましたら、いろいろと検討して財政と話していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○2番（長谷場洋一郎君）

これは名瀬保健所の担当の方ともお話したんですよ、かなり切実な要望がその方からあがっているということで、それは覚えておいてください。

例えば、負担軽減のため助成額を上げるとか、旅費の全額助成、これから検討していくと思いますが、全然無理なことですかね。

ちょっとは可能性ありそうですか。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

現在というか昨年度は10人の方が使われて、延べ回数は23回、47万円ぐらい使っております。

その年度年度で回数、金額変わってきますけど、その助成を上げるとか、そういうふうなまた財政のほうと一緒に提案して、財政が許せるならやっていきたいと思っていますので、ご了承をお願いします。

○2番（長谷場洋一郎君）

今回のこの質問、これは離島ゆえですよ、離島ゆえの問題であり、離島ゆえのハンディなんですよ。

離島のハンディを解消するのが離島行政の責務じゃないかと思っています。

離島ゆえにできない、離島ゆえにできなかったというのは、ちょっと理解できません

んが、本町独自の取り組みとして難しいのであれば、オール奄美の問題として、名瀬保健所管轄全ての離島も含めて対応すること。

そして、離島だからということで負担を強いられることのないように、これを期待してこの質問を終わりたいと思います。

それでは最後の質問です。

国民健康保険税について改めてお伺いします。

これは確認です。

平成30年から国民健康保険の運営主体が県に移行し、医療費にかかった分は普通交付金として県から全額入ってくるという認識でよろしいですか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

はい、その認識でよろしいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

その代わりに県に対して納付金という形で支出をしている、そういう認識をしていますが、その算定方法、これはどうなっていますか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年度から県に運営主体が移ってからは、この納付金の算出については、直近3年の医療費、例えば平成30年であれば平成29年、28年、27年の医療費の平均値と、あと国保税の収納率、収納率によって県のほうが計算をして、納付金を算出しているということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

それは県が出すやつは標準税率というやつでいいわけですね、県が出す、標準税率を算定して、それとは別、ちょっと説明して。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

標準税率というのは国保税の算出をこのようにしなさいという標準税を、まだ県下統一のものを出していないんですけれども、医療費によって、各市町村にこれぐらいは取ったほうがいいんじゃないかという今、率を示しているものでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

それと県が示している1人当たりの調整額と、実際に本町が収集しているというか、もらっている全額の差というのがありますか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

先ほども町長のほうが答弁いたしましたけれども、まず本町は4方式、資産割まで入れたやつを資産割をなくして3方式に徴収方法を変えたところでございます。

それから、県のほうから示された税率と、今、本町が取っている税率、税額につい

ては、ちょっと金額に差がでておりますので、そこに併せるような形で今後やっていけないんじゃないかとは思っております。

○2番（長谷場洋一郎君）

県に対する納付金が不足するんですね、その場合はどうしていますか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

俗にいろんな会計でもありますけれども、法で定められた、国民健康法で定められた繰入金、法定内繰入金と、足りない場合は法定外ということで、法定外から繰り入れをしているということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

法定外繰り入れというのは主に一般財源からだと思うんですけど、法定内はどういうのがありますか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

法定内については、これはちょっと私が答えるのかどうかわかりませんが、保健福祉課でやっている、いわば医療費抑制の各事業であったりとか、人件費であったりとかそういうものが入ってきます。

○2番（長谷場洋一郎君）

結局収入と支出で収入が少ないから支出がするお金がなくて、法定外繰り入れをするというんですけど、その赤字をなくす方法、税率を上げたら赤字はなくなりますが、それ以外に何か方法がありますか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

もう一つの方法としましては、やはり住民の方々に健康づくりに取り組んでいただいて、まずは健診を受けていただく、その中でメタボ対策をしたり、そのような形で少し医療費の抑制、施策というのに取り組んでいるところでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

県の担当の方も町民の健康増進、医療費の削減というのは、この税と絡めて両輪だという話を伺っています。

県発表の平成30年、鹿児島県国民健康保険運営方針というのがあります。

この時点での法定外繰り入金の状況は、奄美市、与論町、龍郷町の1市2町が奄美群島では赤字で法定額の繰り入れをやっています。

令和元年度、これは奄美と龍郷町のみが対象になっています。

先ほど4方式から3方式にするといったのも龍郷町は遅れています。

早め早めの対応はしておりません。

今現在、令和元年度には奄美と龍郷町のみが対象になっていますが、奄美市は2億5,000万円の繰入金、毎回法定外繰り入金がありましたが、これは税の徴収率を80%

から93%に上がりました。

徴収率ですね。

徴収率を上げることによってクリアしています。

大体5,000万円ずつ減らして行って最終的にはクリアしています。

これに絡んで龍郷町の徴収率は96%あると思うんですよ。

この96%、私もこれ調べるときいろいろな市町村の担当と話をしたんですけど、龍郷町はすごく良いと評価されていますから、本当このことについては、担当職員の方に感謝をしたいと思います。

県が示す赤字削減解消の取り組みとして、保険料の改正、医療費の適正化、収納率向上対策の取り組みなどがあります。

他の市町村は既に取り組んでいます。

国民の三大義務、一つ目は教育の義務、二つ目は勤労の義務、三つ目に納税の義務というのがあります。

社会保険や国民健康保険税も含まれています。

ここに、これも県のほうから調べてやったんですけど、本町過去15年間の一般会計からの繰入金、7億2,300万円あります。

平成30年から県に移行しました。

県に移行して県の指導があって、5カ年計画を含めて法定外繰入金をなくしましょうという話がありましたが、平成30年からの4年間でも1億1,900万、これが一般会計からの繰り入れになっています。

このことについてはどう思いますか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

15年間で7億円、平成30年から4年間で1億1,000万円ということでございますけれども、掛け算するとちょっと少なくなっているのかなとは思いますが、依然として一般会計からの繰入金があるということでございますので、たまたまちょっと直近の平成27年から29年ぐらいまでが、本町が県下でも突出して医療費が高い時期があったんですよ。

そのときの影響もあるかと思いますが、依然として一般会計の繰入金があるということでございますので、やっぱり保険税もちょっと見直す必要があるのかなとは思いますが、これは私個人では言えないことですので、今後国保運営協議会とまた内部で国民健康保険加入者の皆さんに協力を得ながら、国保税については論議していきたいと思っております。

○2番（長谷場洋一郎君）

ちなみに、本島の5市町村と思ったけど、与論町は前3市町村のうちの一つですか

ら与論町も入れています。

他の市町村はどういう対応をしたか。

税金を上げる、喜界町が平成29年に上げています。

宇検村も瀬戸内町も平成29年から上げています。

宇検村はプラス税の収納率を3%アップします。

奄美市は収納率を80%から93%、与論町は93%から97%に上げることで、皆さん全てクリアしているんですよ。

龍郷町は対処が遅れているといいますか、進んでいない。

本来なら町民のサービスに使うべきの一般会計からの繰入金なんですよ、これについてはどうですか、ちょっとおかしいとか思いませんか。

○町長（竹田泰典君）

今、国保会計の財源の問題でお話ですけども、確かにおっしゃるように、一般会計から特別会計へ繰り出すということになりますと、確かにおっしゃるように、一部の人に繰り出しをしているという状況になると思います。

原点が特別会計という独立採算制というのが基本なんですけれども、そういう状況で国保会計というのはずっと繰り出しをやってまいりました。

私どもも、私も職員で国保を担当していて、加入率というものが、ほとんどが65%ぐらい、30年前ぐらいには国保に65%ぐらいの加入率で、一般会計から繰り出しをお願いをしていたという状況で運営をやってまいりました。

そういう状況の中で、今いろんな制度ができて、国保の加入率が約3割ぐらいですかね、そういう状況の中で今、長谷場議員からご指摘しているものもなるほどなあと、それは当たっているのかなあとと思うんですけども、いかんせん日本国のこの保険制度においては、国保というのは低所得者を抱えている保険制度でございます。

その負担能力というのも考えながら進めていかなければならないと思っているんですけども、これはまた議会の皆さん、町民の皆さんの承諾を得て繰り出しという形になるわけですけども、今まで取り組んできたことは、まず4方式を3方式に変えていこうと、そうなりますと応能応益いろんな問題が絡んでいて、一時に応益の部分に負担が強いられていくだろうという経過を見ながら、3方式に変えて令和4年度からスタートさせたと。

そういう中で、それでも法定外の繰り出しがあるということになりますと、これも徐々に法定税率を県のほうに追い付くようにしていかなければならないんですけども、一方では、やはり医療費の抑制をどうするかということが一番肝心になってくるだろうと思います。

そして併せて、その保険制度の中で、しっかりと国保に本当に加入させなければな

らない部分なのか、それから後期高齢者のほうに移行できるものは移行していくという、そういう制度上のことにも目を向けていかなければならないと思います。

そして、医療費の抑制、第一でしょうけれども、収納率は私は96.何パーセントで、県内の中でも高いほうだと私、思っています。

また町民の皆さんも国保制度に対する考え方も十分わかっているんだろうと思うんですけども、今後はこの標準税率に向けてどのような対応を取っていくかということは、先ほど来申し上げている運営協議会の皆さん、それぞれの立場から委員がおられますから、その人たちの了解をいただきながら、町民の皆さんに説明をし、税を引き上げていくという形になっていくだろうと思いますが、いずれにしましてもまた元の話に戻りまして、低所得者を抱えているという現実は、やっぱり直視していかなければならないだろうと思います。

あまりにも引き上げでどうしようもならないと。

龍郷の場合は雇用が多くて社会保険も多いわけですが、その中で漏れてどうしても自由業の皆さんが国保に加入しているわけで、その収入が上がらないわけには負担が強いられていくのかなあと、ものすごく心配をしているところですが、これは国・県が思っているように、計画的に解消は図っていくということでご理解を賜ればと思っているところでございます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

他の市町村はもう既にやっているわけですよ。

条件が龍郷町だけが低所得者が多いとか、じゃなくて他の市町村も条件は一緒だと思えますが、その遅れている分に関しては早急に取り組んでほしいと思っております。

県の担当と話したときも、頑張れ龍郷町とエールをもらっていますので、頑張らなきゃいけないと思っております。

今言った低所得者や世帯数が多い場合に対して、2割、5割、7割の軽減があると思えますが、そちらを町民の方にわかりやすく説明してください。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

わかりやすくということでございますけれども、非常にこれが細かくて、ほぼほぼ所得額によって軽減が決まっています。

一番大きい7割軽減というのが、所得が非常に小っちゃくて43万円ということになっています。

5割軽減というのが今度43万円プラス28万5,000円掛ける、ちょっと計算式があるので非常に難しいんですけども、2割、5割、7割ということで、これについての軽減は、保険税全体ではなくて、先ほど言いました3方式の中の平等割、均等割、所

得割という3方式あるんですけれども、その中で平等割と均等割について、2割、5割、7割の軽減が入るということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

平等割と均等割の説明まで。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

先ほど町長のほうから、国保加入率が大体3割程度ということでありましたけれども、世帯数で1,091世帯、これ本年6月に令和4年度の賦課をかけたときの人数でございます。

そこから上限がありますので、当初1,094世帯から始まりました。

その1,094世帯に平等に一定額を課するのが平等割ということでございます。

均等割が、国保加入者がこの中で1,610名いらっしゃいます。

この1,610名にまた均等に一定額を掛けるのが均等割ということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

町民がわかりやすく説明するのも仕事だと思っておりますので、そこらへんをわかりやすくできたらと思います。

町民の健康増進、医療費の削減、先ほども話しましたが、これが運営方針の両輪、最重要課題になります。

奄美市とお話をしていたら、会計年度職員を1人専属で入れています。

これは重複、頻回受診者への訪問指導を行なっていると伺っていますが、本町の取り組み、例えば、特定健診やメタボ対策、ジェネリック使用、複数診療など、そういうことに対する対応はあったら。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

先ほどの奄美市の会計任用職員につきましては、龍郷町のほうでも1名看護師を会計任用として勤務していただいで、取り組んでいるところでございます。

本町の取り組みということなんですけれども、生活習慣病をターゲットに絞って、早期に発見して病気をですね、早期に治療へつなげること、そしてそれが重症化しないように取り組むというのが一番の取り組みだと思っております、そのためには住民の方に特定健診をまずは受けていただく、そして、そのために受診率の向上を図っております。

その際に、やはり本町は全国で受診率というのは目標がありまして、60%受けさせなさいということなんですけれども、本町の受診率は、まだ令和3年度がはっきりと数字が出ておりません。

それは医療機関との関係等もあって出てない状況ですけれども、令和2年度で46.7%受診率ですね。

その目標に向けて、周知とか皆さんに声かけをしたりして力を入れているところです。

また健診を受けた方に対しましては、専門職、看護師、保健師、また栄養士等も含めて、結果報告会というのを設けまして、皆さんに会場に来ていただいたり訪問をしたり、個別指導をしながら、生活習慣病で治療が必要な方、また数値が悪い方でもここ何年自己中断されている方とかがいらっしゃいます。

それでまた生活習慣病ですよと診断をいただいているのに治療を中断されている方たちもいらっしゃいますので、その方たちが適切な医療への促しとか、継続した支援をしてまいっております。

それとまた、同じ病気とかケガで複数の医療機関を受診する梯子受診というのが今ちょっと問題になっておまして、やはり本人も初診料、一つの病院に行ったら、また次の病院で同じ疾病で行くと初診料が取られます。

それで本人にも大分負担になっているような状況ですので、そのあたりを住民に周知を呼びかけたりして、医療費の抑制を図っていきたいと思っているのと、あとジェネリック医療品の普及として、保健所に希望カードの配布をしたり、レセプト点検ということで職員を1名抱えておりますけれども、レセプト点検の強化をしたり、このような形で医療費の適正化を図っている状況でございますが、やはり住民の方が健康づくりに取り組みたいと思えるような取り組みを、できるだけ職員一丸となってアイデアを出しながら、例えばウォーキングの正しい指導とか、適正なダイエット方法とか、いろいろと興味があるようなことを盛り込みながら、自分たち住民ができること、またお隣さん、互助でできること、また専門職が支援できること、それをそれぞれにできることをしながら、医療費適正に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

医師会と医療機関との協力が不可欠で、うまくいってるかと質問しようと思ったけど、今の答えはうまくいってるという話でいいですね。

そしたらこの質問なくなりますから、じゃあ協力してやってください。

今回の改革、この改革というのは、国保財源の安定化という懸案事項を解決するためであります。

結果的に町民の健康増進、医療費の削減という効果もあります。

本町が乗り遅れることなく、ぜひ健全な国保運営を行なうように願いを込めて、本日の質問を終了いたします。

○議長（前田豊成君）

長谷場洋一郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

2時10分より再開いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋研太郎君の一般質問を行ないます。

○1番（高橋研太郎君）

町民の皆様、こんにちは。

残暑厳しい日々が続いています。

新型コロナウイルスもなかなか収束しない状況ですが、体調管理には十分注意されてお過ごしください。

それでは、先に提出している通告書に基づいて一般質問に入らせていただきます。

1項目、木材破砕機についてお聞きします。

木材破砕機の購入が決定して、導入に向けて動かれています。破砕機導入後、どのように活用していかれるのか。

また、その先の展望などありましたらお聞かせください。

2項目、温泉調査についてお聞きします。

これは3月議会でも関連質問として、また、午前中の一般質問でも平岡議員から関連した質問がありましたが、現在の状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

3項目、教育民泊についてお聞きします。

7月に教育民泊実行委員会を立ち上げ、8月に出水市のほうに施設に訪れていますが、立ち上げから2カ月あまりとまだ日にちは経っていませんが、教育民泊の取り組み状況と今後の課題についてお聞きして1回目の質問といたします。

○町長（竹田泰典君）

高橋議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の木材破砕機について。

導入後の活用方法と展望についてのご質問にお答えをいたします。

畜産農家は近年のウッドショックの影響により敷料となるおがくずの価格が上昇している中、奄美大島では森林伐採量の減少による島内のチップ工場の閉鎖の影響を受け、敷料の供給量が減少しており、農家経営を圧迫している状況でございます。

また一方で、本町の公共事業等で発生した産廃扱いの樹木はその処分費に多額の費用が発生してございます。

このような状況を踏まえ、産廃処理となる樹木や林務の除伐事業等で発生した伐採木を有効活用して、木材破砕機で処理した敷料を町内畜産農家へ安価に販売することにより、畜産農家の収益性向上と良質堆肥の生産による循環型農業の推進に資するものと考えているところでございます。

さらに、本町では来年度に畜産クラスター事業を導入し、敷料と堆肥生産の複合施設の整備を計画しており、土づくりによる有機農業の推進を図り、地域振興公社の事業展開と連動した本町農業振興の活性化施設として機能を果たしていくものと期待しているところでございます。

次に、2項目の温泉調査について。

現在の状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

温泉源調査につきましては、町おこしのきっかけとして、今後の観光振興策や施設等整備計画立案の一助となる温泉源開発の可能性を把握することを目的に、7月15日に調査委託業務を発注し、現在、既存資料の収集検討や調査対象地一帯の現地踏査を実施しているところでございます。

今後の作業としましては、調査エリア内の地表から電磁波を流して地場を測定し、地下構造を推測したうえで泉質調査を行ない、最終的に適地を上位3カ所ご提案いただくこととなっております。

順調に作業が進めば、12月初旬には業務を完了予定であり、その際には結果をお示ししたいと考えておるところでございます。

どうぞご理解を願いたいと思います。

次に、3項目の教育民泊について。

教育民泊の取組状況と課題についてのご質問にお答えを申し上げます。

教育民泊につきましては、島外からの修学旅行を町内の一般家庭で受け入れ、その家族とのふれあい・交流を通して、龍郷ファンを増やすことを目的に、令和3年度から導入に向けて準備を進めてまいりました。

これまでに5回にわたりセミナーを開催し、7月2日には「龍郷町教育民泊実行委員会」を設立いたしましたところでございます。

今年度は、令和6年度からの本格スタートに向けて、さらに準備を進めてまいりますが、現時点での受入希望家庭数は約10世帯で、当初想定していた約30世帯を大きく下回っていることから、受入家庭の積み上げが課題となっているところでございます。

教育民泊は、観光や地域交流など、多岐にわたってあらゆる効果をもたらすことから、町としてもできる限りサポートしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○1番（高橋研太郎君）

まず、木材破砕機導入後の活用方法と展望についてお聞きします。

町長答弁と重複する質問があると思いますが、答弁をよろしくお願いします。

まずは、原材料となる木材や樹木はどこから調達されるのか。

○農林水産課長（迫地政明君）

原料となる木材につきましては、町内の公共事業及び町主体の事業で排出される伐採木、それから未利用資源の活用ということで、里山機能回復事業、これは松の枯損木等を伐倒除去、これもございますが、あと育成複層林の改良事業、それから分収造林事業、森林組合が伐採、間伐した木材を原料として確保したいと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

次はこの木材破砕機、どのように管理していくか、何か団体ございましたらお教えください。

○農林水産課長（迫地政明君）

現在のところ町の振興公社に管理運営を委託するのが最適かと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

地域振興公社の今の人員で管理運用はできるもんなんですかね、これは。

○農林水産課長（迫地政明君）

管理運営については、これからいろいろと計画を重ねてまいりたいと思っておりますが、現段階では木材破砕機の稼働については常時というわけではございませんで、週に1、2回程度は稼働できるということになると考えております。

また破砕作業自体、オペレーターと作業員の2人の対応で十分可能だと考えておりますので、そういった繁忙期など状況に応じて人員を増やしたり、そういった考慮が必要かと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

週1回程度の稼働でも大丈夫だということで、それはそうですよね、公社のほうも雨が降って作業ができないときに破砕機を使って作業ができれば、人員も助かるということ。

それでは、じゃあ町内畜産農家の今の現在数と、現在畜産農家が町外から仕入れている敷料の数量、また、その敷料は足りているのか、お願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

現在の畜産の農家数ですが、今は18戸となっております。

敷料の購入数量ということでございますが、令和3年度の実績を調べましたところ、764立米、4トン深ダンプで大体96台分となっているようでございます。

敷料が足りているのかという質問でございますが、足りない状況は続いておりまし

て、そのあたりが行き届いていないところは十分にあるかと思っております。

○1番（高橋研太郎君）

この破砕機の導入で期待できる、年間どれぐらいの数量できるのか。

また、通年通して、通年というか毎年毎年確保できるものなのか、お教えてください。

○農林水産課長（迫地政明君）

これはまだ大体の数字なんですけれども、年間約280トンの敷料が必要になると考えております。

ただ、その分の料の敷料を賄うことは難しいと考えておまして、その約半分の140トン进行毎年生産して農家のほうへ供給できればと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

これは民間とかも家を解体したりとか、いろんなので廃材がでると思うんですが、そういう廃材とかの受け入れはされるのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

一般の建築廃材の木材等の受け入れにつきましては、廃材ですので釘とか金属品、あるいは加工塗料というの混入する可能性もあります。

それを除去したり分別するというのはかなりの手間がかかったり時間がかかります。

また、島内には一般の建築廃材の木材を受け入れる産廃業者もごいますので、そういう状況から民業圧迫の観点を考えますと、建築廃材の受け入れは難しいのではないかと考えております。

○1番（高橋研太郎君）

じゃあこの木材破砕機を稼働させるということは、敷料を作る民間だけでは、町内畜産農家のための敷料が確保できない。

その足りない分をサポート的なスタンスで取り組むということによろしいですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

先ほども申し上げましたが、木材破砕機、町のほうで扱う量はその約半分ということで、残りは民間のほうからの調達と、今までどおりの調達も続けていただくということになる予定でございます。

○1番（高橋研太郎君）

町長の答弁資料の中で、畜産クラスター事業を導入し、敷料と堆肥生産の複合施設の整備とありますが、これはなんか次につながる堆肥センターを造るとか、そういう計画がおりなんでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

町長の答弁でも申し上げましたが、来年度、畜産クラスター事業というのを導入し

まして、堆肥センターという大きなものではなくて、堆肥を敷料と糞尿を混ぜたものを農家のほうから集めまして、それを集約しまして、一定期間置いて堆肥化したものをまた農家へ還元するという構想はございます。

そのための今、事業要望を行なっているところでございます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

これは本当にとってもおもしろいというか、良い事業だなと思います。

今、海外でも国内でもいろんなものの物価が上がっております。

肥料も例外ではありません。

雑木を破砕機で敷料にして、町内畜産農家が敷料不足から解放されて、堆肥、肥料が持続的に供給されるとなれば、農家の方も助かります。

また、今の時代にあった循環する流れができてくると思います。

そしてお互い助け合いながら、ウィンウィンの関係ができる施設を期待してこの質問は終わります。

それでは、続きまして温泉調査についてお聞きします。

この温泉調査の具体的なエリアがどこなのか、またその地点を選定した理由をお聞かせください。

○企画観光課長（勝元 隆君）

調査位置につきましては、どうくさあや館と島育ち館、この二つの施設の周辺2カ所でございます。

この二つのエリアを含めて、約1平方キロメートルの範囲を調査いたします。

なぜここを選定したかということなんですけれども、このエリアを含め浦地区は温泉開発に必要な、ちょっと詳しいことは私もまだ把握していないんですけれども、断層破砕帯というそういう地層があるようでございます。

これは文献から判明しているということで、以前ちょっとそういったご提案をいただいております、この浦地区で、ただ温泉を掘るとなるとどうしても民地ではちょっと都合が悪いので、町有施設があるこの2カ所を選定した次第でございます。

○1番（高橋研太郎君）

温泉なかなかおもしろい取り組みだと思いますが、そもそも温泉とは何度以上のお湯のことを言うんでしょうか。

温度の低いお湯が出ても利用価値はないのではないのでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

温泉でございますけれども、法的には25度以上の温度の水が温泉と呼ばれているようでございます。

今回の調査において、推定の温度は明らかになると思いますけれども、今、業者さんと話しているのは、目標としては45度程度の温度を出てくれないかなという、想定ですけれども、45度以上の温度を想定しております。

ただし、この温度につきましては、実際に掘削するときの深さにも関係がございます。

深ければ深いほど汲み上げる際に温度というのは下がってまいりますけれども、この深度についても今回の電磁波を流しての調査の中で、明らかになるのではないかとこのように考えております。

○1番（高橋研太郎君）

これは先に大和村のほうでも民間がですが、温泉開発を行なっていますが、あそこは今どれぐらいの温度で出てきていますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

これ大和村が先に民間業者のほうで温泉開発を既に行なっているんですけれども、新聞等で報道されている情報によりますと、温度については40度ほど、また掘削の深度については1,600メートルであったと、こういった報道がなされております。

○1番（高橋研太郎君）

今回の調査は温泉源のあるなしの調査ですよ。

温泉が出ると、温泉の存在が判明しても、そしたらそのあと掘らないといけないうすよね。

そしたら温泉が出るまでの費用とか、もし大和村並みでも掘るとしたらどれぐらいの費用がかかるのか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

先ほどもちょっと答弁しましたけれども、今回の温泉源調査につきましては、探査深度を約1,500メートルを想定しております。

仮に1,500メートルの地点に温泉源があるとして、それから今度実際に掘削、いわゆるボーリング工事ですけれども、これを実質金額ということだと思っただけで、地質によって堅い、柔らかい等もございます。

今の段階で正式な試算は難しいんですけれども、議員がおっしゃったように、大和村の例で言うと、1,600メートルで1億8,000万円程度かかっているということで報道がなされていますので、この事例を参考にしますと、約1億7,000万円ほどかかるんじゃないかと考えております。

ただし、これは単に掘るだけの工事でございますので、実際には1,500メートルの水を汲み上げるには、正式なポンプとかそういった機器も必要になるかと思っておりますので、そこはさらに費用がかかるのではないかと、今の段階ではそういった形で考えて

おります。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

やっぱりなかなか温泉掘るといのはお金がかかるもんだなあをつくづく思って、そのあとまたいろんなもんでお金が飛んでいくようなもんですが、先ほど町長答弁の中で、今回の温泉調査は我が町の将来のまちおこしのきっかけにつながる調査であると答弁なさいました。

温泉開発は夢のある事業であります、やっぱりかなりの費用がかかるのも事実であります。

もしも良質な温泉が出るのがわかった際には、どのようなビジョンをお持ちなのでしょう。

また、先ほど午前中、平岡議員が質問していましたが、その場合、どうくさあや館への温泉水の引き込みなどを考えておられるのでしょうか。

町長が今、考えているビジョンがあればお聞かせください。

○町長（竹田泰典君）

先ほども答弁しましたとおり、まず、現地調査を実施してその結果を見たいと思いますけれども、もし仮に出るといことになれば、これはまた次のステップの中で議論をしていくという形になると思いますので、民間にお願いするのか、また自前でやっていくのかというのは、またその時点で考えたいんですけれども、まず本町においてもそういう活性化というんですか、そういうものに大きく貢献していくことは間違いないだろうと思います。

仮に出なかった場合については、大変残念だったという結果になると思うんですけれども、もしそういう可能性があるということになりますと、本町における振興に大きく貢献していくものだろうと思います。

その具体的な、こうします、ああしますというのは、まだ持ち合わせていないということでご理解を賜りたいと思います。

これは民間、自前、またいろんな考え、形が出てくると思いますから、そのときまた論議をしていきたいと思います。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

わかりました。

出なかったらしょうがありません。

もし良質の温泉が出るのであれば、私もそれを願っておりますので、この温泉の問題はこれで終わりにします。

続きまして、教育民泊についてお聞きします。

先ほど答弁の中で、受け入れ家庭の積み上げが課題ということですが、その募集方法や事務局の体制とかはどうなっているのでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

先ほど答弁にありましたように、想定していた30世帯なんですけれども、10世帯しか受け入れ家庭が来ていないということなんですけれども、もちろん令和3年度から我々準備を始めておりまして、その間、町のホームページや広報紙、あと駐在員会や地女連の協議会等の会合、あと要望に応じて集落のほうにも出向いて説明を行っております。

まだ10世帯しかないんですけれども、そういった受け入れの募集を行ないました。

体制につきましてですけれども、先ほどありましたように7月に龍郷町教育民泊実行委員会というのを立ち上げておりまして、事務局は商工会の観光部の会長であります鶏飯ひさ倉様が担っております。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

この教育民泊について各方面で周知を図っているということですが、受け入れ家庭を増やすための取り組みは十分なのか、今、30世帯欲しいところを今、10世帯という状況ですので、そのお考えをお示してください。

○企画観光課長（勝元 隆君）

受け入れ世帯を増やすための取り組み、今後なんですけれども、これは先日新聞報道でもありましたけれども、8月中旬に教育民泊の先進地であります出水市のほうに視察に行っております。

この視察には、受け入れ家庭として隈元議員のほうにもご参加いただいておりますけれども、出水市の観光特産協会が窓口となりまして、市内の農家を中心に各世帯を訪問するなどして、個別の案内を行なって、聞いたところ出水市のほうは、個別に案内を行なって受け入れ家庭を募っているということでしたので、本町につきましても、まだ戸別訪問とまでは行き届いていないんですけれども、今後受け入れ家庭を増やすためにやれることはまだまだあると思っておりますので、このへんをちょっとまた精査して検討していきたいと思っております。

○1番（高橋研太郎君）

この受け入れ家庭を増やすためにまだやれることはあると言いましたが、現状の事務局の体制で対応できるのか。

ほかの策とかいろいろ考えてはいないのでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

事務局については、先ほどの答弁どおり、民間が中心となっております。

一方、事業が軌道に乗るまでの下地づくりについても、役場も共に推進していく必要性というのは十分に承知しておりまして、実行委員会への財政支援を含めまして、企画観光課にて対応を行なっていきたいと考えております。

あと、現在、ちょうど現在なんですけれども、教育民泊業務を含めた観光業務に従事する地域おこし協力隊を1名募集を行なっていきたいと思っております、この協力隊1名募集も含めまして、教育民泊の実現に向けた体制強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

町長お聞きしますが、教育民泊の実行委員会を7月に立ち上げて、令和6年の事業開始まで約1年半ありますが、現状は目標に達していない。

目標数に達すればいいのですが、達しなかった場合、この事業をあきらめるとか、そういう可能性はおありでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

達成できなかった場合あきらめるのかということですけど、私これ何とか定着するまで頑張りたいと、頑張りたいという言葉はいいのかわかりませんが、私は、この教育民泊というのは、ひとつの先行投資だと思っているんですよ。

我が町に子どもたちが来て、龍郷町のすばらしいものを体験をすると。

受けるところはありのままということなんですけれども、地域の物、文化、いろいろな景観もありますし、そういう、そしてまた学校も小規模校が多いわけございまして、小規模校との修学生との交流というのもひとつのもので、子どもたちが龍郷町に来て思い出を作り、また、大人になったときにもう一度龍郷に行ってみたいと、また自分たちの子どもたちも龍郷に送ってみたいという、そういうことで、この町を体験してもらうということが大きな目的だと私は思っています。

そして、今、高齢化社会の中で大変コロナ禍の中で、地域の文化も伝承できるのがなくなるんじゃないかなあと私、心配していますけれども、心配して、担当課の中には何か良いきっかけはないかということで話していますけれども、やはり高齢者の皆さんが、これまで先輩、高齢者の皆さんが若い人たちにいろんなものを教えて伝承されています。

これが今、コロナ禍の中でなかなか中止という状況もあって、そういうことももう一度掘り起こすきっかけにもなっていくような気がしてなりません。

そして、もともと龍郷町は町民性で、子どもは地域の宝だという考え方を持っています、このことを一つの呼び水として、そういう気運づくりがさらに進んでいきま

すと、龍郷らしい取り組みができるんじゃないかという大きな考え方もありまして、途中で投げ出すということはやらなくて、できるだけ町民に理解をいただいて、子育てが終わった方、その人たちがひとつの生きがい対策にもなればということであつないでいければ、この龍郷独特の観光、あるいは取り組みができるんじゃないかと思っています。

以前私も職員の時代に、ある沖縄の離島でこの取り組みをやっていて、成功している事例があるようですけれども、なかなか行ったことないんですが、そういうことをねらいながら、この龍郷町民が高齢者の皆さんも若い人たちも一体となれるような取り組みにつなげていけば、何ていうんですかね、支え合いの町、そういう町になっていくんじゃないかという思いで、この教育民泊は何としても定着させたいと思っていますから、投げ出すことは一切ありません。

頑張ります。

ぜひ高橋議員も協力をしていただいて、応援をしていただければと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

決してあきらめないということです、高橋議員。

○1番（高橋研太郎君）

町長、強い思いは大変伝わりました。

教育民泊で学生を受け入れるということは、奄美ファン、龍郷ファンの種をまくことだろうと、まくためだろうなあと思っています。

そして、後々のふるさと納税の増加にも期待ができる話でもあります。

そこで町長が就任以来おっしゃっている、目配り、気配り、心配りの信念で、町民、町職員に理解を得ながら進めていかれることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

高橋研太郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

2時50分より再開いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時50分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院巖君の一般質問を行ないます。

○7番（伊集院 巖君）

町民の皆様、こんにちは。

本日最後の質問になります。

よろしくお願いいたします。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

1、農政について、2、空き家対策について、以上、2項目について質問いたします。

1項目めの農政については3点ほど質問いたします。

地域振興公社では、農作業の機械化による受託作業が行なわれており、農家からの依頼も増えているように聞いております。

受託作業の需要はますます高まっていくことが予測されます。

農業振興においては、龍郷町の農業を牽引し、農家、農地を守る重要な組織になりつつあるように感じられます。

そこで1点目の質問は、地域振興公社の令和3年度決算結果と作付け状況並びに今後の事業展開についてお聞きいたします。

2点目は、肥料、飼料の価格高騰対策についてであります。

肥料は中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻により、世界有数の肥料輸出国からの輸入が停滞し、窒素・リン酸・カリの国際市況は史上最高値まで上昇し、高い水準で推移をしております。

また、飼料についても穀物需給が逼迫し、ウクライナ情勢による原油の高騰、円安、中国における需要の高まりなどで値上がりが続いております。

農家は生産資材の高騰で経営が圧迫されております。

そこで、農家の支援策をお聞きいたします。

3点目は、人・農地プランの取り組みによる農地中間管理機構の利用状況についてお聞きいたします。

2項目めの質問は、空き家対策についてであります。

高齢化が進むにつれ全国的に空き家が増えております。

空き家問題は社会問題となり2015年に空き家等対策特別措置法が施行されております。

本町においても空き家対策協議会が設置され、空き家の実態が調査されております。町内の空き家の状況と利用可能な空き家の利活用状況について伺います。

以上、当局の答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

伊集院議員から2項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の農政について。

1点目の一般社団法人地域振興公社の決算状況と今後の事業展開について。

令和3年度決算結果と作付け状況及び今後の事業展開についてのご質問にお答えを申し上げます。

令和3年度の地域振興公社の決算状況につきましては、予算額2,723万5,000円に對しまして、決算額1,836万8,135円となり、886万6,865円の減となりました。

そのうち町からの実質的な運営補助費となっている産地パワーアップ事業委託費は865万9,452円となり、予算額1,891万5,000円と比較しまして1,025万5,548円の減となりました。

次に、令和3年度の作付け状況につきましては、さとうきび収穫面積が251アール、出荷量90.068トン、販売額223万461円となり、かぼちゃの収穫面積は75アールで、生産量4.27トン、販売額92万250円の実績となっております。

また、受託作業については、利用件数84件、受託収入138万1,841円の実績となりました。

今後の事業展開については、認定農業者の経営改善計画に沿った5年後の目標達成を目指して、経営面積を増やし、事業を軌道に乗せてまいりたいと考えておるところでございますが、さとうきびを主体に機械化による受託事業が既に計画を上回る実績となっていることや、荒波地区での受託作業など、今後新たな需要が増えていくことも想定されることから、短期的な経営改善計画の見直しを行ない、作付面積を調整しながら、経営の安定合理化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の肥料・飼料の価格高騰対策について。

農業用生産資材の価格高騰により農業経営が圧迫されているが、農家への支援策についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、肥料高騰対策として7月より本町の重点振興作物を対象に、価格上昇分を全額助成する町独自の肥料高騰緊急対策補助事業を実施しており、農業経営が圧迫しないよう取り組んでいるところでございます。

今般、国の肥料高騰対策の支援制度も導入が決定しており、現在、事業対象要件などその運用について検討が進められていますので、その支援内容に応じて本町独自の支援策についても改正を見込んでいるという状況でございます。

次に、3点目の人・農地プランの取り組みによる農地中間管理機構の利用状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町の農地中間管理機構の利用状況につきましては、平成27年度の事業創設以来、昨年度までに契約件数14件、面積約489アールとなっております。

人・農地プランの取り組みについては、ここ数年コロナ禍での地域での話し合い活動が行なわれず、農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りが進んでいない現状を踏まえ、昨年度に農地中間管理事業推進委員を1名配置し、戸別訪問など推進活動を通じて、農地中間管理機構の利用促進を図っているというところでございます。

次に、2項目の空き家対策について。

町内の空き家の状況と利用可能な空き家の活用状況のご質問についてお答えをいたします。

本町の空き家の現状につきましては、令和3年度に実施した調査によりますと、空き家数191件で、うち危険空き家は33件でございました。

一方、本町で移住したいという相談は、年間200件弱あるのに対して、空き家バンクに登録されている18件の住居のうち、現在紹介できる住居は0件で、住みたいという需要に対して、全く供給されていないのが現状であり、空き家対策は喫緊の課題となっております。

このため、町では移住ガイドセンター「住もうディ！」を拠点として、地域おこし協力隊2名により、「貸したい・売りたい」と考えている空き家所有者からの相談に応じているほか、NPO法人「あまみ空き家ラボ」と連携協定を結び、空き家の未登記や残置物の処理など問題に対して、連携して対応するシステムを確立し、空き家の解消につなげたいと思っているところでございます。

今後もこれらの取り組みを引き続き推し進めるほか、空き家調査のデータベース更新を年1回行なうなど、移住定住の促進による地域活性化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で1回目の答弁といたします。

○議長（前田豊成君）

迫地課長、答弁書の中で9万トンはさとうきびの出荷量90トンに訂正でいいですか。90トンですね、はい訂正願います。

9万トンと言っていますので。

○7番（伊集院 巖君）

それでは再質問をさせていただきたいと思います。

それでは、振興公社の1回目の答弁によりますと、予算額に対して決算額での答弁をされておりますが、収益のほうは先ほど1回目の答弁の中にさとうきびが223万円あまり、かぼちゃのほうは92万円あまり、持続作業138万円ということで、これ合計しますと453万円ぐらいになるんですが、振興公社、これは営利を目的としない団体でございまして、収益は出ないものと思っております。

しかしながら、やはり決算ですので、どれぐらいの費用がかかったのか、費用のほ

とんどもは人件費だと思われるんですが、その他燃料費なり維持費なり、電気・水道代、水道光熱費もあります、総額は幾らだったでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

地域振興公社の決算額につきましては、4年度の総会の中で決算書も付けて総会を開いておりますので、そこで承認をいただいているところですが、この数字でいきますと、決算額が全部で1,836万8,135円ございます。

予算額は当初の予算でございますので、これは概算ということで、昨年度の予算要求の段階で、大まかにこれぐらいかかるだろうという試算を出して、要望してそれを予算付けていただいたというところでございますが、実際には大まかな数字でございます、人件費等も若干変わっております。

年度途中で採用された方もいらっしゃいますし、あとは機械借り上げ、当初耕作放棄地を解消する中で機械経費がかかるだろう、ここは機械を使わなければ解消できないところ、耕作できないところとかいうところが、この予算額で言いますと400万円ほど機械借り上げを計上しておりました。

実際のところそういったところが、実際は機械を使わずに耕作ができたところがございましたので、そういった返りがあったというところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

予算が減少した要因はそうだと思うんですが、先ほども、繰り返し聞きますけれども、人件費並びにその費用はどれぐらい、大まかでいいんですが、わかっている数字でよろしくをお願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

支出のほうでいきますと、給与手当を具体的に申し上げますと、決算額が280万円ほど、それから雑給、これはオペレーターと研修生、今の作業員が486万8,000円となっております、二つ合わせますと約760万円ほどとなっております。

まだございます。

法定福利費も含めると800万円に近いということでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

人件費だけでも約800万円ということでございますが、その他ほかにも費用がかかっていることは理解できますけれども、先ほども言いましたが、公社は営利団体ではございませんので、町からの持ち出し、これは当然出てくるものと考えております。

この中で産地パワーアップ事業委託費865万円あまりございますが、これが町からの実質的な持ち出しということで理解してよろしいでしょうか。

わかりました。

この事業費は、これは財源は一般財源なのか、また補助事業などがあるのか。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは一般財源でございまして、ほぼ一般会計からの支出ということになっております。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

今のところ事業年度としたら、2事業年度になると思うんですが、約865万円の町からの持ち出しで、補助で何とか経営が成り立っていることで理解をしていきたいと思っております。

しかしながら、やはり公社も認定農家になっておりまして、5カ年計画がございまして。

その中で認定農家をやりながら受託事業もやっているわけですけれども、やはりこの年度によって職員の増減、また機械の維持管理費等もでてくると思うんですが、そのへんやはり年度年度きちんと決算をしていただいて、この町からの持ち出しが増加傾向というか、どういう表現をしていいかわかりませんが、なかなか一挙に上がらないような形で、抑えていく形で経営を進めていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、受託作業、これ農家から結構増加していることも聞いております。

農家の高齢化が進むに連れて農家の受託作業の需要が高まってくると思うんですが、現在の機材とオペレーター要員、これ将来的にかなりきつくなってくると思うんですが、そこらふきんまで、将来構想にはなると思うんですが、今言われた今持っている機材が足りるのか、要員が足りるのかを答弁を求めます。

○農林水産課長（迫地政明君）

まず今の機材につきましては、トラクターを2台持っておりまして、これにかかる耕耘するロータリー、それから除草するモアという機械、それからスクープ、株出しのときに深耕する機械、それとサブソイラー、プラソイラーという今度はより深く掘る機械、こういったものを農業、そういった機械を今、公社のほうでは持っております。

これに対しまして、今の人員ということでございますが、今現在、機械のオペレーターが4名おります。

作業従事者がまた4名ということで、約8名の体制で業務運用を行っております。

今のところ支障を来すような状況というのはちょっと見受けられないんですけども、年明けから3月、やはり業務が集中しますので、そういった受託作業も含めて、

需要が高まる繁忙期、こういったところも十分調査しながら、その後の臨時雇用等、必要性の検討も必要になるんじゃないかと考えております。

あと将来的に受託事業の需要が今後ますます増えるだろうということに対してですが、機械のオペレーターが必要となってきましたら、できれば作業従事者、今の研修生の中からオペレーター養成ということで、機械の資格取得、こういったものも積極的に支援してまいりたいと今のところ考えているところです。

○7番（伊集院 巖君）

わかりました。

今のところ足りているということでございますので、将来的になかなか農家も高齢化しておりますし、増えてくるのは間違いございませんので、将来的に今、研修生を足りない場合はオペレーターとして雇用されるということですので、ぜひそうしていただきたいと思っております。

次に、研修生を受け入れて研修を行なっているわけですが、この研修のカリキュラムですか、それとこの研修期間、どれぐらいをみておられるのかお聞きいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

研修生のカリキュラムということですが、まず7月から研修生を受け入れて始まっているわけですが、7月から8月1カ月間で、県の大島支庁の農政普及課主催する新規就農者向けの農業基礎講座というのが、奄美市の研修センターのほうで5回程度行なわれておまして、そちらのほうへ参加してございます。

その中で農業経営の基礎的な知識、この習得を図っております。

今後も支庁農政普及課ともよく連携をして、公社の農作業を行ないながらですが、農業経営に必要な座学や講習会等を組み込んでいきたいと考えております。

また研修期間でございますが、今のところ原則2年間と考えておりますけれども、必要に応じて期間を延長することも可能と考えております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

年間5回ほど座学を持たれて基礎を教えるということですが、研修生のそれぞれ自分に合ったというか、やりたい営農体系があると思うんですが、これなど聞かれておるのか、今現在は基礎的な部分だけで研修をされているのか、将来的にこの営農体系に合ったカリキュラムを持っていかれるのか、その付近はどうお考えですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

研修生の意向といいますか、何をやっていくのかということ、その意向につきましては、研修生ということもありまして、毎月研修生から今の研修に対する感想なり、

自分がこうしたいと、ああしたいというか、そういう意向をとるようなことにしております。

その中で公社のほうでもいろんな作業を組み込んだり、本人にとってどういった研修が良いのかということで、そういったことも重点的にできればと考えております。

また、これはまだあとの話ですけれども、公社を卒業したあとに、公社が借り受けた土地なども本人に譲り渡すような方向で考えております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

研修終了後には、借り受ける土地を優先的に渡して、いわゆる就農ができるような形にしていくとのことでしたので、そういう形で研修終了後も何とか農業が継続的に続いていけるように支援をしていただきたいと思います。

今後の展開については、先ほど高橋議員のほうから木材破砕機ですか、これの話がございましたし、そのあと堆肥センター的なものを造って堆肥を供給されていくとのことですけれども、これ先ほど課長のほうからあったとおり、公社のほうでされていかれると思うんですよ、そういう形で考えでよろしいんですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

木材破砕機の管理運営ということで、これは敷料の保管庫だけじゃなくて、堆肥舎を含めての整備となっておりますので、これもやはり農業振興を先導する公社が、やっぱり携わるのが一番いいのではないかと考えております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

公社の業務は将来的にますます今の話から増えていかざるを得ないと感じておりますが、この増えるに従いまして、事務量なり職員の管理、こういうことも増えてくると思うんですよ。

組織的には今、形式上は、役場と別組織になっておりますけれども、将来的に公社にある責任を持たせる決裁権限のある責任者を配置して、現場管理から事務管理まで全てを任せる体制づくりも、もうそろそろ準備する必要があるのかなと私は感じております。

この将来の組織のあり方、長期的構想がございましたら、理事長でもある町長にお聞きいたします。

○町長（竹田泰典君）

大変ありがたい話をいただいているんですけれども、この地域振興公社の役割というものをしっかり町民の皆さんに認識をしてもらい、その中で研修という形で作業員

がやっておりますけれども、それから独立をしていく、そして国の制度に乗られるような支援ができるような研修方法をやっていくと。

そしてさらに、その制度に乗せてやろうと思っているんですけど、5年間の支援がありますから、それに乗かって新規就農者をつくっていくという形にしております。

そして、この地域振興公社というのは、これ先ほど来、なかなか黒字になるというのは厳しいだろうと思います。

この龍郷町における第一次産業の農業、観光、全てこの公社が担うような公社になればと、夢は大きく持っているんですけども、まずはしっかりと農業から入っていく方法が一番いいだろうと、今、思っているところです。

そしてまた、研修の皆さんも一生懸命やっておられます。

ときたま私も圃場に出かけて見ているんですけども、一昨年よりも去年、去年よりも今年という、そういう状況が見受けられますから、さらに充実していくように頑張りたいと思います。

そして、今後その候補者がいろんなものを取り入れていけるような公社にしていければ、龍郷独特の第1次産業の振興、あるいは観光の振興にも担っていけるものだろうと思っているところでございます。

どうぞ町民の皆さんも、温かい目ということではないんですけど、今、大変厳しいんですけども、高齢化社会の中では、このような方法が一番効果があると思って進めているところでございます。

併せて、堆肥センターの件に結び付けていけるような公社にしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

最後にちょっと質問が前後いたしますけれども、公社の認定農家になっておりますので、この進捗状況ですか、5カ年計画の状況なりをちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○農林水産課長（迫地政明君）

認定農家、進捗状況ということでございますが、公社の5年後の農業収入の目標額がございまして、これが1,448万7,000円ほどと設定をしております。

令和3年度の農業収入実績額が459万7,000円ほどでしたので、収入額における目標達成率ということで言いますと、全体で31.7%の達成率と、単純に計算しますとそういった形でございまして、認定農業者1年目としてはまずまずの成果であったのではないかと考えております。

○7番（伊集院 巖君）

大変頑張っておられると思います。

公社で研修を行なっているわけですが、この研修が軌道に乗りましたら、龍郷町の農業の底辺拡大にもなり、そして農業産出額の増加にもつながっていくものと思われまので、本町の農業の産出額が農水省の20年度の推計によりますと、5億3,000万円ほどございます。

その中で、遊休地もまだ見受けられますので、冒頭でも言いましたけれども、農業振興における公社の役割は重要だと思います。

本町の農業の牽引役として、また、農業産出額の増加に向けて取り組みを強化していただきたいと思います。

次に、農業生産資材、肥料、飼料の価格高騰対策について再質問をさせていただきます。

先ほど1回目の答弁でございましたが、肥料については龍郷町肥料高騰緊急対策事業ですか、これで470万円の予算措置が講じられております。

このような国際情勢の中からはいきますと、まだ値上がりが続いていくものだと感じておりますけれども、先ほども回答の中で、今後も国の政策を見ながら連動していかれるということでしたので、ぜひ引き続きまだあがっていくことも予想されますので、農家に対する支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

肥料はそういうことで今、支援策が講じられているわけですが、配合飼料、これもかなり上がっております。

配合飼料の上昇価格が農家に及ぼす影響を緩和するためにも、全国的に飼料の価格安定制度がありまして、配合飼料の価格高騰については助成措置はあることはあるんですが、餌の状況が上がっている状況にありまして、それと反比例をしまして、子牛も価格が下落傾向にあるんですよ。

奄美大島市況における、笠利にあるんですが市場が、この7月競りですかね、9月競りは全部出ておりませんので、7月競りの子牛の平均価格が、前回よりも4万7,000円ほど安の、総体の平均が58万4,000円ということで、60万円を切っております。

この中で、餌の配合飼料の安定制度がありまして、その中で餌代は吸収されてはいるんですが、ほかに町として何か単独で支援策を講じられる計画なり予定はないのか、答弁を求めます。

○農林水産課長（迫地政明君）

今のところ配合飼料にかかる町の支援策というのは今ございません。

これは本町だけの問題ではございませんし、奄美本島全体同じ問題だと認識しております。

こういった国の支援策とか、ほかの近隣市町村の動向を見極めて、本町でもできる限りの支援はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○町長（竹田泰典君）

大変子牛の単価が下がっているというお話だったんですけども、これは一昨年から町有牛の貸付価格も引き上げてございます。

この際、価格が低いうちに優良系統牛に切り替えていくということも農家の皆さんと十分協議をしながら、計画的な優良牛の確保ということにもつなげていかなければならない問題と思っています。

ぜひ、私はJAにいつも申し上げているんですけども、JAの部会をしっかりと活動させてくれということで常々申し上げます。

これは農家が一番頼みにしているところは、この部会じゃないかと私、思っているんですよ。

行政だけではどうしてもできない部分、JAのほうもしっかりとその農家の立場になって、農家の皆さんの意向が十分に見合うように頑張っていただければと思っています。

過去町有牛の件についても引き上げたまま優良牛という形でそのまま残してございます。

ですから、この際下がったときにその優良系統牛をどう取り入れていくかと。

一挙にはできませんので、そこはお互いの農家の中でしっかり協議をして、意見交換をして、その系統が良いのに切り替えていくというのも今後の課題になっているんじゃないでしょうか。

これは恐らく、先ほども同じことを何回も申し上げるんですけども、部会活動というのが根底になければうまくいかない問題だと思って、今、JAには私、直接申し上げているところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

そうですね、町長のおっしゃるとおり、JAの部会活動を活発化させて、その中でいろんな要望なり意見を吸収して、何とかこの今の畜産の経営を圧迫されているところは、何とか自助努力なりで向上させることも大事かと思われまので、そういうことも大事ですけども、今後またさらに価格が高騰し、子牛がまだ下がっていく様子であれば、町としても何とか単独で支援をしていただきたいと思います。

次に、人・農地プランの取り組みによる、農地中間管理機構の利用状況ということで回答いただいておりますけれども、農地中間管理機構を利用するメリットのほうを

ちょっと紹介していただけますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

農地中間管理事業の活用時のまず所有者におけるメリットとしましては、これが公的機関であるということで、中間管理機構、いわゆる農地バンクへの農地の貸し借り、それで農地を預ける場合に機構と町が連携しまして、農地の貸し借りの調整役を安心して任せることができる、そういったことがございます。

それから、賃借料が決まった時期に自動的に振りこまれるということもございます。それと農地の賃借期間満了後には、必ず所有者へ返還されること。

また、農業をリタイヤして農地を10年以上預けられる方については、一定要件を満たせば機構集積協力金というのが支払われるようになっております。

それから借り受ける耕作者のメリットとしましては、農地を5年以上安心して借り受けることができるということと、農地を機構として多数、数件受けている場合は、契約が一本化されまして、賃借料の支払いの手間が省けるなどの、借り受ける側の負担の軽減にもつながるということでございます。

○7番（伊集院 巖君）

わかりました。

人・農地プランは、農地中間管理事業の円滑な推進を図る手段としての位置づけられております。

人・農地プランの実質化の目的は、農地の、地域農業の農業、農地、農村の伝統文化、自然景観などを子ども、孫の世代に引き継ぐために、地域において話し合いにより、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積、集約されていくのか、地域の皆さんで決めていくこととされております。

地域農業を守り維持していくためにも人・農地プランの取り組みは重要だと思いますので、コロナ終了後には地域との話し合いを徹底していただいて、農業振興を図っていただきたいと思います。

次に、空き家対策について再質問をいたします。

幾里地区の荒波龍美館内に移住ガイドセンター「住もうディ！」が設置されております。

「住もうディ！」のこれまでの活動内容と実績をお聞かせください。

○企画観光課長（勝元 隆君）

「住もうディ！」は令和3年の1月に開設いたしております。

具体的な活動内容としましては、先ほど町長答弁にもありましたように、地域おこし協力隊が常駐いたしまして、移住を希望する方々への窓口対応や、あと、最近の専用ライン等で相談、案内にあたっております。

それに併せて、奄美空き家ラボと連携して対応しておりまして、このことで空き家の解消につなげております。

このほか、先ほどこれも町長答弁ありましたように、町内の空き家の調査を実施しております。

空き家の数と危険空き家の把握に努めております。

あと、そのことを今度駐在員会等で報告をしたり、龍郷町空き家等対策協議会の事務局にも在籍をいたしております。

実績でございますけれども、この8月末までに225件の相談に対応しておりまして、9組のマッチングを成功させております。

また、先ほど言いました令和3年に実施しました空き家の調査では、町内の全集落を歩いて調査いたしまして、空き家の持ち主にアンケートを送付しております。

このことで4件の空き家バンクへの登録にもつなげております。

空き家バンクのこれまでの登録件数でございますけれども、住居が18件、土地が5件でございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

この中で移住をされた方の件数は何件かわかりますか、実際に。

○副町長（則 敏光君）

移住というのがIターンなのかUターンなのかということで、町民税務課の中で転入してこられる人に区別をしてチェックする欄があるんですけども、Iターンでチェック、Uターンでチェック、Uターンも結構多いんですけども、純粹にIターンだけをカウントしましたら、令和3年度は15世帯の20件でした。

実は、これちょっとこのあいだ空き家の話があったものですから私も調べたんですけども、転入だけを見ましたら392件ありまして、転出が327件で、龍郷町はかなり転入超過、これが数年にわたっているようです。

当然その間に出生があり死亡がありますので、増減はかなり縮小されるんですけども、転入と転出だけでみるとかなり転入超過です。

これは最近のマンションの関係があって、かなり入ってきたんだろうと推測いたしておるところです。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

かなりの実績といたしますか、転入超過になっているということで、大変喜ばしいことだと思います。

このあいだの9月号のあれですかね、広報紙と新聞の記事によりまして、この「住

もうディ！」さん、先ほどの回答にもあったんですが、「住もうディ！」さんとNPO法人の奄美空き家ラボさんですか、これの連携協定を結んだということでございましたけれども、このどういう連携協定なのか、かいつまんでいいんですが、それと「住もうディ！」さんからこのNPO法人の奄美ラボさんに、この一連の流れをちょっと説明していただけますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今年の6月の29日に空き家対策に関する連携協定を結んでおります。

これは空き家等の発生予防、適正管理、利活用、流通を目的に協定を結んだわけでございますけれども、連携事項としましては、詳しくはちょっと読み上げませんけれども、主に情報の共有、活動の支援、相談会や各種セミナーの開催、あと一番あれですけど、未登記の問題の解決など約8項目でございます。

あと、その連携した活動の一連の流れでございますけれども、まず、空き家を貸したい、売りたいと考えている所有者からの相談に対しまして、私どもの職員が現地を確認して登記を調べます。

特に登記等に問題がなければ、その空き家バンクに登録して、希望者の方に紹介してマッチすればそのまま契約と。

先ほど町長言いましたけれども、15件でしたかね、これまで実績を上げておりますけれども、ただこれ未登記の場合になりますと、登録はできません。

こういった場合に空き家ラボのほうに紹介をいたしまして、問題解決の手助けをしております。

相談中には龍郷町リフォーム助成金もございますので、この紹介をしたりしまして、空き家の解消による移住定住促進を進めているところでございます。

○7番（伊集院 巖君）

流れは少しわかったような気がいたしますけれども、今聞いた話によりますと、窓口の一本化ですかね、空き家問題の、これと情報共有がほとんどだと思んですが、私も空き家問題で、問題というよりも、年に数軒か空き家を探してもらえないかという相談を受けることがございまして、今、私のイメージなんですけれども、県外移住者だけの相談なのか、それとも本島などの内外の方、それとまた、例えば近隣の市町村、極端に言えば、今現在住んでおられる町内に空き家を探しておられる方、これも「住もうディ！」さんのほうの相談対象となるのかをちょっと確認します。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今、議員がおっしゃったように、これはどなたでも結構です。

例えば、奄美市のほうから移住の相談とか、町内で引っ越しを考えていると、そういった方でも対応いたしております。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

空き家の相談があった場合には、「住もうディ！」さんのほうにつないで探していたかどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、空き家の特別措置法ですか、特措法によりまして、空き家対策協議会が設置されておりますけれども、この中で特定空き家と判定された空き家があるのか。

それとも、あるとしたらその件数とその後の処理をどうされるのかを答弁を求めます。

○企画観光課長（勝元 隆君）

この特定空き家、いわゆる危険空き家につきましては、今、全国的にかなり問題になっております。

私も昨日テレビを観ておりましたら、東京都でもこういった事例があるということに驚いたんですけれども、私どもの今、龍郷町につきましては、現在のところ特定危険空き家というのはまず認定しておりません。

ちょっとその特別措置法を簡単にご説明しますけれども、国は空き家対策の推進を図る特別措置法、議員がおっしゃったんですけれども、平成29年に施行しております。

危険な放置空き家について、実際に立ち入りの調査の権限を与えまして、所有者に修繕や撤去などを勧告・命令できるようになっております。

最終的には行政代執行による撤去もできるということで定めております。

議員が言ったように、我々龍郷町のところでは、平成3年4月に空き家対策協議会を設置しまして、適正管理に関する条例のほうも制定しております。

空き家対策等の計画も策定しておるんですけれども、実際に特定する危険空き家の認定というのは、先ほど言いましたようにまだございません。

ただし、今後町民の生活環境に直接的な悪影響を及ぼすような、そういった危険空き家が存在した場合には、この協議会のほうで認定をされるものとこのように思っております。

○議長（前田豊成君）

この危険空き家33件は別なわけ。

○企画観光課長（勝元 隆君）

この危険空き家は、うちの協力隊が要するに調査したときに、目視による危険空き家ということで、実際に特定の危険空き家というのは、協議会の中で判定をして認定するという形になっております。

○副町長（則 敏光君）

特定空き家というのは、その空き家特措法による特定空き家というのは、協議会が

認定して初めて特定という言葉が付きます。

特定空き家とついたときに、これを勧告するのか指導するのか、徐却命令を出すのか、命令出して動かなければ行政が代執行するかとか、その前提になるのが特定という言葉です。

ですから、通常空き家というのは危険なんですけれども、一般的に見て危険なのは、さっき言った33軒の危険空き家とっておきまして、これが即、特定空き家になるかどうかというのは協議会が決めることで、それぞれの集落ないしは近隣の人たちが、協議会に対して申し立てをしなければいけません。

というような形になっておりますので、ご理解をお願いします。

○7番（伊集院 巖君）

わかりました。

まだ特定空き家と判断される前の危険な空き家は33軒ということで理解をしまして、あと協議会において、特定なのかそうじゃないのか認定はされるということですので、私が見たところかなり危ないところもあると思いますので、ひとつ調査をしていただいて、あとの処理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

移住定住、これを促進するための移住定住、リフォームの補助制度が本町にあるんですが、この内容をかいつまんで説明していただけますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

移住定住・住宅リフォーム等補助金でございますけれども、この補助金は、町外から町内へ転入のために住宅を確保して、定住を促進すると、これ要項の中でうたわれているんですけれども、具体的に言いますと、転入者本人、または島外転入者に住宅を貸す所有者が行なう10万円以上の住宅リフォーム工事に対しまして、50万円を上限に2分の1の金額を補助するということになっております。

実績をちょっと申し上げますけれども、令和3年度の実績としましては7件、314万2,000円を助成しております。

今年度につきましては、当初予算を400万円組んでおりますけれども、昨日現在で6件、249万円を執行しております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

わかりました。

移住定住に対するリフォーム制度が今あるということなんですけど、空き家を増やさないためにも一般のこの住宅の以前は制度があったと思うんですが、通常の住宅へのリフォームへの補助金、このあと新聞でも奄美市載っておりましたが、そういった内容で本町はこれからこういう制度を設ける計画、予定などは考えておられませんか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

一般の住宅リフォーム助成ということなんですけれども、議員おっしゃるように、平成27年にこの1年間要綱を定めまして実施しております。

これは国の制度といいますか、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金という交付金が出ておりまして、これを充当して100%の補助金なんですけれども、国のですね、これを活用しまして、19件、平成27年度に175万8,000円を助成しております。

この補助金ですけれども、一般の専用住宅を対象に30万円以上のリフォーム工事に対して、10万円を上限に20%補助という形で、さっき言いました時限の措置でその後は行なっておりません。

奄美市の助成制度を見ましたけれども、ちょうどこの助成制度と同じでございます。奄美市のほうは、それからずっと毎年実施しております。

ただ、一般財源になりますので、この場で私のほうから即答というのはちょっとできないんですけれども、そういった町民からの今後要望等がありましたら、状況を精査しまして、今後検討したいと考えております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

この需要は結構あると思うんですよ、ですので、ぜひ前向きに検討されてこの制度を創設していただきたいと思います。

龍郷町は魅力ある町でございます。

移住を促進する制度の活用など、移住ガイドセンター「住もうディ！」さんとNPO法人奄美空き家ラボさん、この連携を深めていただいて、荒波地区の活性化、そして町全体の人口増につなげていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

伊集院巖君の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後3時45分

令和4年3回龍郷町議会定例会

第 2 日

令和 4 年 9 月 13 日

令和4年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月13日（火曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
 - 1. 徳永 義郎 議員 P107－P126
 - 2. 久保 誠 議員 P126－P143
- 日程第2 議案第41号 龍郷町議会議員及び龍郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第42号 龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第43号 龍郷町農業用施設等の維持補修準備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第44号 龍郷町大島紬技能者養成所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第45号 奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森の設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第7 議案第46号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第47号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第48号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第50号 令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第12 認定第1号 令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第2号 令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第3号 令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第4号 令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第5号 令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第6号 令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 同意第2号 龍郷町教育委員会教育長の任命

○日程第19 同意第3号 龍郷町教育委員会委員の任命

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥君 書記 菊田みゆき君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典君	町民税務課長	大吉正一郎君
副町長	則敏光君	建設課長	井一馬君
会計管理者	豊山さゆり君	農林水産課長	迫地政明君
教育長	碓山和宏君	生活環境課長	藤原聡君
総務課長	岡江敏幸君	土地対策課長	竹山智幸君
企画観光課長	勝元隆君	教育委員会事務局長	里園一樹君
保健福祉課長	満永たまよ君	大島地区消防組合龍郷消防分署長	嘉尚文君
子ども子育て応援課長	加藤寛之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

徳永義郎君の一般質問を行ないます。

○8番（徳永義郎君）

町民の皆様、おはようございます。

新型コロナウイルスもまだ収束は見えませんが、普段から健康管理には留意されますようお願いをいたします。

敬老の日を迎えられました高齢者の皆様、本当におめでとうございます。

今後ますますのご健勝をご祈念申し上げます。

気候変動により、台風が長きにわたり影響を及ぼし、船の欠航により生鮮食料品の入荷が長期化する傾向にあります。

普段より準備が大事だと思われます。

ご近所同士、ご連絡を取り合いながらお過ごしくださいますよう申し上げまして、先に通告しました一般質問へ移らせていただきます。

まず1番目に、公共事業のあり方と現状について。

現在の入札状況はどのように実施されているのか。

2番目に、災害時の協力体制はどのようになっているのか。

入札に関し、地域性は加味されているのか。

2番目に、町公共施設等総合管理計画の中からですが、1番に、今後、公共施設を指定管理やPFI事業、その他の事業の導入による民間活力により連携による拡大はされるのかどうか。

2番目に、財政もだんだん厳しさを増しておりますが、公共施設の維持管理も大分費用がかかってくるだろうと思います。

公共施設の命名権などの活用についてはどのように考えておられるのか。

3番目に、観光振興における道路整備についてです。

戸口～田雲線の道路改良や橋梁建設に通いて、どのように考えているのか、お答えを願いたいと思います。

2番目に、町道及び農道並びに町内観光地への夏場期間の作業員の増員についてお願いはできないか。

4番目に福祉行政について。

町民の孤独感の解消について、どのような取り組みをされているのかご答弁をお願いしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

徳永議員から4項目について質問事項がありますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の公共工事のあり方と現状について。

1点目の現在の入札状況はどのように実施されているのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町の公共工事等の入札につきましては、指名競争入札を基本とし、平成27年度からは建設工事を対象に、また、平成31年度以降、総合技術コンサルタントにつきましても、全ての入札において電子入札を原則とし、さらなる入札の透明性や公平性の確保を図っているところでございます。

次に、2点目の災害時の協力体制はどのようになっているのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町は、平成19年大規模災害時における応急対策に関する協定書を龍郷町建友会と結び、これまでも災害や火災の撤去作業など、多額の復旧ボランティア活動で協力していただいております。

大規模災害が発生した場合の建設業者の協力は何よりも重要でございますので、災害時のより迅速で効率的な応急対策業務の協力体制の整備として、協定を結んでいるところでございます。

また、地域においても社会貢献活動の一環として、建設業者から大いに地域貢献していただいているところでもございます。

次に、3点目の入札に関し、地域性は加味されているのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

龍郷町建設工事指名競争入札参加者等の指名基準に関する要綱に基づき、建設工事入札参加者格付を基準とし、建設工事場所の地域性、特定建設業の許可が必要な工事以外の入札につきましては、町内に本社及び営業所を有する建設業者の中から指名を選定し、公平な指名を行なっているところでございます。

次に、2項目の町公共施設等総合管理計画について。

1点目の今後、公共施設を指定管理やPFI事業の導入による民間活力連携により、拡大されていくのかについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町では、現在、指定管理者制度を活用している公共施設は7施設ございます。

PFI事業という方式は、民間企業が資金を投入して、その施設の作成から運営まで全てを企業が行ない、そのサービスを自治体が購入することになります。

施設の所有権については、最初から自治体に引き渡す場合や、一定の運営期間を経ってから自治体へ譲渡する場合がございます。

ご質問の今後の公共施設管理について、PFI事業の導入を考えますと、各施設の方向性を見据えて管理運営を慎重に検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目の公共施設の命名権などの活用についてのご質問にお答えをいたします。

公共施設のイベントなどの命名権を企業に売却するネーミングライツは、2003年に東京都の「東京スタジアム」が国内の公共施設として初めて導入し、施設の名称を「味の素スタジアム」に改称いたしました。

鹿児島県におきましても「県立鴨池野球場」が「平和リース球場」という名称となり、「県文化センター」が「宝山ホール」という愛称で親しまれるなど、全国的に様々な企業と自治体がネーミングライツ契約を実施しております。

ネーミングライツは、施設側にも企業側にもメリットをもたらす施策として注目されており、施設所有者側である自治体にとっては、施設維持・運営費を賄うための新たな財源確保となることから、本町の施設でも導入できないのか、今後、調査検討を行ないたいと考えているところでございます。

次に、3項目の観光振興における道路整備について。

1点目の戸口田雲線の道路改良や橋梁建設について、どのように考えておられるかについてのご質問にお答えをいたします。

徳永議員もご存じのとおり、田雲側は字混乱地域であり、改良を含めた計画ができていない状況であります。急勾配のため車両の通行も困難だということで、コンクリート舗装を行なったところでございます。

今後の整備について、どのように考えているかとのことですが、事業を行なうには土地の確定が必要ですので、国土調査の早期実施を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の町道及び農道並びに町内観光地の7月から8月の夏場期間の作業員増員についてのご質問にお答えをいたします。

現在、会計年度任用職員として町道作業員4名、農道・林道作業員3名、町内観光

地作業員として2名を雇用しております。

コロナ禍とはいえ、世界遺産登録後観光客が増え、年間を通して観光地へのアクセス道路もレンタカーが多くなってきております。

観光地や通行車両の安心安全のためには、同じ路線や観光場所を何度か伐採したいところですが、なかなか間に合わない状況でございます。

ご質問の7月から8月にかけての夏場期間の作業員の増員につきましては、今後、一部路線の伐採を業者へ委託したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4項目の福祉行政について。

町民の孤独感の解消についての取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

孤独感は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは、自分自身を守るために必要なことでございます。

また、孤独、孤立は個人の問題ではなく、社会環境の変化により、当事者が孤独を感じざるを得ない状況に陥ったものであり、現に悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、社会全体で対応しなければならない問題と認識しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、本町においても地域福祉計画策定にあたり、各校区における座談会にて、地域内で顔を合わせる機会の減少や世代間での交流が希薄になっているなどの意見があり、身近な住民同士での声かけや気遣いなどの支え合いが大事になってくると考えます。

また、行政の取り組みとして、自殺対策計画を令和2年から6年までの5年間で取り組んでおります。

その内容については、いつでも住民の方が相談できる体制づくりとして、「生きるを支える相談窓口」の設置と、ホームページや広報等により普及を図り、身近で相談相手になる人材育成として、民生委員や役場職員等に研修を実施し「ゲートキーパー」の要請に取り組んでいるところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○8番（徳永義郎君）

それでは、最初の現在の入札状況について、再度質問をさせていただきます。

現在は電子入札により透明化も図られておりますのは、十分私も理解しております。

苦情等もそうないだろうと思いますが、その中で、入札に関してはいろんな方式があるだろうと思います。

国のほうでは一般競争入札が主としておりますが、地域によってはそれができない

ところも多々ありまして、いろんな入札がありますが、一般競争入札、指名競争入札、龍郷町の場合はそれに加えて随意契約などがありますが、どの程度の割合でなされているのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

一般競争入札につきましては、これまで一般競争入札で入札をした経緯はございませんけれども、指名競争入札でほとんど入札を行なっております。

これは電子入札でございますが、現に令和3年度の工事関係の指名競争入札でございますが、72件入札をしてございます。

コンサル関係につきましても13件が電子入札で行なっておりまして、今年度の入札状況につきましても、現在工事関係が29件、それからコンサル関係で3件が指名競争入札ということで入札を行なっております。

また随意契約につきましては、それぞれの事情がございまして、この随意契約関係につきましても、各課でそれぞれ行なっているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

それでは、私も特定事業所というのがあるのを確認しておりますが、その中で、本町でこの特定事業所の免許を取得されている事業所が何社あるのか。

また、この事業を進める場合にどのようなメリットがあるのかの説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

特定建設業ということへのご質問だと思いますけれども、まず、本町で特定建設業の許可をもらっている業者はございませんけれども、本町内に営業所を有する業者の特定建設業の許可を受けている業者につきましては、土木で6社、それから建築工事の特定建設業の許可をもらっている業者が5社いらっしゃいます。

その中で、特定建設業というのは、発注者から直接工事を請けまして、かつ4,000万円で、建築一式工事につきましては6,000万円以上の下請け契約をして、工事を施工する前は特定建設業の許可を受けなければいけないというそういった建設業法がございまして。

○8番（徳永義郎君）

これは、建設業と建築業はそれぞれ額が、下請けの額が違う。

建設の場合が4,000万円、そして建築が6,000万円で、これが総体まとめて全部ですよ。

小さな事業まで入れてそれでなるということの理解でよろしいでしょうか。

わかりました。

それと入札に関して、今、県のほうも予定価格が発表されて、価格も見積もりもし

やすくなっているはずで、入札価格が同一になっているところが多いと思います。

その中で抽選があると思いますので、その抽選の意味が私たちはちょっとわかりにくいので、この場ありますのでぜひその説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

抽選の件でのご質問でございますが、まず電子入札を開札にあたりましては、仮にA工事の入札を10時に行ないますと、そうした場合に10時から開札できるようになりますが、その開札する際には、この設計の予定価格、それから最低制限価格を入力をいたします。

今度はその前に建設業者、指名された建設業者につきましては、2日前からその入札書を提出することができるようになってございまして、その入札した業者は、設計に対する入札額を入れてきます。

その際に抽選ということもあり得るわけですので、それぞれの業者が任意のくじ番号というのを、3桁の番号を入れてきます。

そして、今度は入札した業者が、その入札を提出した日時というのもございまして、その日時の何時何分何秒、それから下3桁の数字まで、入札した日時の下3桁の数字と、この任意のくじ番号の数字を合計した額が、今度確定くじ番号ということになります。

その確定くじ番号がそれぞれ、例えば、13業者が入札に入った業者のそれぞれの任意のくじ番号、それから開札した日時の下3桁の数字、その合計を13業者の総数でたしまして、その中で、仮に最低制限価格を同額の場合が当然抽選対象になるわけですが、その抽選となる業者の数でこの総数を割ることになっております。

総数で割った今度また端数が出ますので、その端数は切り捨てます。

先ほどの総数と今度は端数を切り捨てた額と抽選対象となる業者で計算をしまして、その総数から抽選対象となる業者の数をかけたその差額で、仮に13名中が抽選対象となりました。

その中で、誰が抽選が当たったかというのを、そういった方法で計算しますが、その中でそういった計算式がございまして、

ちょっとわかりづらいかも知れませんが、そういった抽選につきましてもそれぞれ任意のくじ番号、それから時間帯、そういったのも含めて計算しますので、誰に抽選が当たるかというのは、それはわからない状況で、そういったのもひとつの入札の透明性の確保はできていると思います。

○8番（徳永義郎君）

内容的にはちょっと細かくて私たちもわかりにくいんですが、透明性はそれで出てるかなと思って、そうなるとなかなか苦情とかいうのも出てきにくいだろうと思って、

これは良い入札方式だなと私自身も思っておりますので、今後も気をゆるめることなくやってほしいかなと思います。

ここの最後の質問になりますが、公共事業は大きく分けて人件費、それから手数料、それから資材代とかが大まかなものだろうと思われま。

その中で、私は前から質問していますが、人件費や手数料においてお伺いいたしますが、人件費の単価が、私が前、聞いたときには、大体1万5,000円ぐらいでした。

その額が現在どれぐらいになっているのか、それがここで言えるんだったらよろしくお伺いいたします。

それから、一企業でどの程度支払いがされているのか、また、手数料の中から雇用保険や労災、社会保険、県の退職金制度の加入状況なども加入されているだろうと思いますが、その加入状況がおわかりであればお聞きしたいと思います。

この公共事業は、地域活性化には大きなもので速効性があります。

地域浮上は地域インフラを支えるもので、私は前にも言いましたが、経営される方の設備投資など多額の金額の支出もあり、苦労も本当にわかりますが、1人でも多くの方に、1人の方に支出されるよりも10人の方に支出されたほうが、地域活性化は生まれてくるだろうと思います。

それも子育て支援などにも影響を及ぼしてくるだろうと思います。

公共事業ですので、こういう事業の輪が多く増えていけば、定住促進にも私はつながっていくだろうと思いますので、ぜひその付近がわかれば説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（井 一馬君）

普通作業員の単価の件ですが、年々上がっていることは間違いございません。

大体今で1万8,000円程度に2、3,000円は上がっているということでございます。

あとその質問の中でですが、多分建退共の話だと思われま。

建退共は工事入札に対して、工種、請負金額に対して計数とか決まっております。

全国で調べましたところ250万人ほど加入されているということで、龍郷町でどうかというのはなかなか、建設会社のほうに聞かないとこれはわからないだろうと思っております。

ただ設計で割合で言いますと、70%、7割以上はみるようになっておりますので、各建設を請け負った会社の方々が、全ての70%以上、中には100%という会社もございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

地域で公共事業などの人手不足、どの企業もありますが、その中でなかなか定着し

ないのは、やっぱり退職金制度とかで、そういう福利厚生がしっかりなされていない。

ただ、今、公共事業の事業の中で、掛けてくださいとか、何割以上ないと地域貢献の中に入ってきませんよとか、いろいろな事業の経営審査事項の中にも含まれていくだろうと思います。

その中でこの退職金制度も最近看板に、「私たちの会社は退職金制度に加入しています」とか言っていますが、これは本当の正規の従業員だけが入っているのか、非正規の従業員はその中に対象になっていないのかはおわかりでしょうか。

○建設課長（井 一馬君）

その非雇用といいますか、そういうのはわかりませんが、退職金のこれは社会保険制度の方も入られるわけですね。

建退共には入れることになっております。

ただこれが日割りで働いている方なのかという名前まではわかりませんので、会社で契約上で7割はということですので、ほとんどが入っていると思っております。

○8番（徳永義郎君）

企業の場合は、中小企業退職金制度も加入できますが、やっぱり正規の職員はそこに入っている方もいらっしゃるだろうと思いますが、それと県の退職金制度は一緒にできないということなので、その分は分かれてやっているだろうと思います。

その中で、この退職金制度ができてから、もしくは20年でも勤めた場合は、400万円近くぐらいの金額が出てくるだろうと思います。

やっぱりそういうのが出てくると職員の技術の向上にもつながり、相対的に会社自体が良くなり、事業の進捗も良くなっていくだろうと私は考えています。

それはなんですか、やる気が出てくるからです。

その付近も年に1回、経営の審査の際に決算書が事業所から上がってくるだろうと思います。

それもよく見られて、この会社はこれぐらいの経営をしているんだから、これぐらい入れてくださいねと相談はできると思いますので、ぜひそこまで踏み込めるような形で、公共事業でするのでやっていただきたいと思いますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、災害時の協力体制について質問をしたいと思います。

ここで平成19年に大規模災害応急対策に対する協定を龍郷町結んでいると聞きましたが、その中で、年に一度でも災害時の意見交換や建設機械の保有状況、それからオペレーターなどの確認はできているのかどうか質問しますが。

○総務課長（岡江敏幸君）

年に1回の建友会との話し合いとか、オペレーターの数とか重機の数ということで

ございますが、現に今ちょっとコロナ禍の中で、本来ならばいつも年に1回は建友会の総会がございまして、そこに招待されて、いろんな意見の話し合いとかございますが、今、実際コロナ禍ということで総会も持っていないようでございます。

その中でまたオペレーターとか重機の数など、把握しなければいけないところございますけれども、今の県に経営資格審査事項というのがございまして、その経営資格審査の中では、重機の数とかございますけれども、その細かいのまでは現に町としてもわからないところではございますが、おっしゃったとおり、こういった年に1回の総会があれば、そういった中でも意見交換会をしていきたいと思っております。

○8番（徳永義郎君）

災害はいつ起こるかわかりません。

最近の雨も雨粒が大きくて、短時間のあいだで大量の雨が降って、急な土砂崩れがあったりするときに、やっぱり一番役立つのは建設機械だろうと思っております。

ここにも書いてありますが、協力も大分できているようですので、ぜひ何かあったときに一番先に役立つのは重機だろうと思っております。

重機はあるが人が、オペレーターがいない、オペレーターはいるが重機がないとかいうあれもありますので、ぜひその付近把握されて、早期な対応をお願いしたいと思います。

それから、建設機械の保有状況の改正内容について、経営審査事項に新しく加わった事項もたくさんありますので、そこも確認されて、私はここに資料を持っていますが、それも確認されて、やることは私は大事なことだろうと思っております。

その場になって何がある何があるとやるよりも、やっぱり自治体のほうでしっかりこの会社にはこういう物があると確認しておくことは、普段から防災の面を考えても大事なことだろうと思っております。

それから、地域において地域社会貢献活動がなされていると聞いていますが、これも恐らく経営審査事項の中の大きな割合を最近示してきているだろうと思っております。その中で、この地域貢献活動は、私の記憶では、認識では、5回まではその経営審査事項に乗るが、6回目以降から本当のボランティアになるというのを私の中で覚えていますが、それは実際どうなっているのか。

○総務課長（岡江敏幸君）

地域貢献したことによって、建設業者の当然入札格付け基準に点数を今、加点してございます。

こういったボランティア活動をした場合は、1回につき5点の点数を加点いたしまして、最高20点の加点をしてございます。

それはこの経営資格審査とは別に、調書に点数までさらに加えております。

この格付けを基準にするために、あと、この社会性、おっしゃった福利厚生的一面とか、それから災害時の支援活動をした場合、それから消防団員を何名雇用しているとか、AEDを設置する業者さんとか、そういったいろんなこともその格付け基準として、町独自で点数を加点しますので、そこら付近をご理解を願いたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

町のほうは4回程度の20点というか、5点だから4回ぐらいになりますが、私は5回と感じたのは、これは標準的な国の考えの中での判断だろうと思いますので、それは独自にやられてもかまわないかと思います。

やっぱり、その中でやっていくことはすごく大事なことだろうと思いますので、ぜひその付近は細かくやれる分はしっかりやっていただきたいと思います。

この質問の最後になりますが、入札に関して、やっぱり地域性加味できないかということをお私、質問しておりますが、その地域性を入れた入札が、全体事業の何割程度なされているのか、本町ですね、おわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

地域性を加味しているのが全体のどれぐらいかということでございますけれども、龍郷町の建設工事入札参加者格付け表の公表ということで、毎年年に1回格付けしたのをホームページで公表してございます。

その中で、龍郷町内に本社と営業所を有する事業所の格付けを行っておりますけれども、その格付けしている業者が、今、法人税を納めている業者が全体で31社でございます。

その31社につきましては、本社がある業者につきましては、できる限り本社を優先して指名を入れておまして、そのあと営業所を有する業者、あとは格付けの基準にもよりますけれども、そういった優先的な指名は行なっているつもりでございます。

○8番（徳永義郎君）

この点に関しては、やっぱりいろんな問題があつて、本社を置かなくても支店があつても従業員が多いとか、いろいろなのがあつて加味しなければいけない点も多くあるだろうと思います。

この質問をしたのは、この事業がやっている期間に、その顔がわかる人、事業所の方がわかる人だったら、ここはちょっと足りないんで、ちょっとブルでちょっと押してくださいとか相談ができやすい、それが地域貢献としてアフターできるんじゃないかということで、新しくそこに何かをすると、賃金が発生したりとか重機の借り上げが発生したりとかありますが、そういうそこにあるときに活用できる可能性もあるのでこの質問もしてみました。

ぜひこの点は、加味しながらうまく回転できるような形でやっていただきたいと思

います。

それでは、次に公共施設の指定管理、P F I 事業の民間活力による活用をされないかということに質問をしたいと思います。

これは、本町は今のところ指定管理がほとんどだろうと思います。

前に一時期、これは島育ち館が第三セクターを運営される時期もありましたが、そのときの経営状況と運営はどのような形で、うまく循環していったのか、まわっていったのか、それはちょっと説明できますかね。

○企画観光課長（勝元 隆君）

島育ち館の当初、平成の初めのころだと思うんですけども、最初は第三セクター方式で運営を行っていたと記憶しております。

今、その当時の資料等は持ち合わせていないんですけども、そのときに、その後直営になったということがございますので、その間、何らかの形で直営になったということだと思うんですけども、詳しいことについては、今、資料が持ち合わせておりませんので、後ほどちょっと調べて回答したいと思います。

○町長（竹田泰典君）

数的にはちょっと記憶はありませんけれども、今、議員がおっしゃるように、まず第三セクターで運営を始めました。

いろんな方々から会社から出資をしていただいてやったわけですけども、最後には行き詰まりまして、どうしても運営ができないという形になってきたところですけども、それであれば町直営でやらざるを得ないということで移行してまいりました。

大変当時のどういうことになっているかということなんですけれども、若干経営状態はセクターのほうがお金がかかったんじゃないかなあとと思います。

今、村おこし事業実行委員会が主体になって行なっていますけれども、さらにその赤字解消というまでは至っていませんけれども、今後の方向性づけにおいては、そういうことも考えられるのかなあと思っているところですけども、大変答弁になってるかわかりませんが、セクター時代よりもは経費はかかっているという思いでいるところでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

それでは、さっきも言いましたが、本町で民間委託による指定管理事業が主に行なわれておりますが、今後どのように管理されていくのか。

また今後、直営方式がそのままいかれるのか、それとも別の方法を考えておられるのか、ある程度は私この時点で考えているのが当たり前だろうと思いますが、その点がおわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今、指定管理制度を活用しているのは、先ほど町長答弁でもございましたように7カ所ということでございます。

具体的に言いますとりゅうゆう館、あと瀬留と嘉渡大島紬技能者養成所、龍美館、どうくさあや館、あと漁協の製氷施設と巻上施設になっているということでございます。

指定管理制度につきましては、官民連携ということで、公共施設のノウハウのある民間業者が管理することで、従来自治体にはないサービスを提供することができまして、魅力的な実施事業やイベントなどの充実により、利用者の満足度が上がると。

そのことによりまして、自治体の経費削減にもつながるということになっておりますけれども、公共施設たくさんございますけれども、やっぱり各施設施設によって用途とか役割等もございます。

このあたりを加味しながら、今後、将来的にはやはり経費削減のためには、指定管理制度は重要であると思っておりますけれども、そのへんのことも今後検討しながら行っていきたい、進めていきたいと言ったほうがよろしいかと思っております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

指定管理もこれは民間活力の一つであります。

その中で、民間に委託するから金額をただ安くすればそれでいいという問題ではないと思っております。

金額は一緒でもサービスが良くなれば、その時点で私は成功しただろうと思っております。

そこも考えながら自治体もこれからは指定管理もやっていかないと、この指定管理を請ける事業者がいなくなる可能性もありますので、その付近はぜひ注意をされてやられていったほうがいいかなと思っております。

私も前、指定管理をしていましたが、町の事業の半分ぐらいの事業でやりましたが、そんなにサービスの差はなかつただろうと思っております。

そういうのも考えて、安くするから良いものではありませんので、ぜひその適正な価格があるので、事業所もある程度利益を出さないとやれませんので、そこも考えながらやっていくことも私はひとつ大事だろうと思っておりますので、その付近もよろしくお願いたします。

昨日の平岡議員からの質問でもありましたが、町のグラウンド整備もいろんな事業がこれから入ってくるだろうと思っております。

町直営でやるのか、それともPFI事業や、それからB&Gなどいろんな活用をされていくだろうと思っております。

町のグラウンドとしても工事もなかなかできませんが、今度大きな土地の収用もできましたし、それから民間の事業所のところでいろんな事業をやろうかという話もありましたが、絶ち切れになっている状態です。

町のグラウンドも野球場、またサッカー場、また町長が選挙公約でありましたグラウンドゴルフ場、それからスケートパークの問題もあります。

それと併せて、子どもたちが自然と楽しめる子どもパークなども、雨天時でも活用できる施設も私は大事だろうと思います。

そこは頭に入ってないんじゃないかと思ってこの質問をさせていただきました。

それから、私は若い職員にも言いましたが、B&Gの活用なども私はいいいんではないかと、話を聞いて中身が良ければやっていったほうがいいかなと思います。

今、太陽ヶ丘と天城町の総合運動公園がB&Gのあれでなっているだろうと思いますので、その付近も考えて、直営がいいのか、それともそういう活用をしたほうがいいのか、いろいろ考えながらやっていく中で、早めに答えを出さないとできません。

そして、今度購入した土地も20町ぐらいありますので、これほとんどその中に入ってくるだろうと思います。

できるだろうと思いますが、ただひとつは水の問題が出てくるかと思っています。

水をどこから持ってくるのかとか、あとは競技によっては、光とか関係で位置の設定も大事になってくる競技もでてきますので、その付近も考えてやられることが大事だろうと思いますが、その件についてはどのような考えでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

昨日も公共施設についての質問がございました。

今、徳永議員がおっしゃるように、当然、今これまで推し進めてまいりました戦略プロジェクトという形は持続させながら、役場の中でいろんな方向性を定めるわけですけれども、そのときには、町民の皆様の意見を十分聞けるような検討会議を立ち上げて、役場の中でワークショップ、いろんな協議をして、町民の皆さんと語らいながら方向性を決めていくということは大事だろうと思います。

大変いろんな想定があるわけですが、まず動かなければ何もないと、動いてもらいたいということで今、職員とも話を進めながら進めているところですが、このスタンスというんでしょうか、戦略プロジェクトという形は保ちながら、町民の意見を吸い上げる状況をつくり上げ、その業務的な考え方というものをまとめていきたいと思いますので、どうぞ議会の皆さんも町民の皆さんもご支援、ご協力を賜りますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

このスケートパークは、私は東京オリンピックの前に質問しました。

そのときは町長はあんまり興味もなかっただろうと思いますが、この点については、子どもたちが道路でやっぱりやって危険があります。

そしてまたちょっと大人になりますと、いろんなところのデッキの上に乗って、その破損とか見られます。

そして若い人たちは、なんかこの前ちょっと新聞を見たら、瀬留のほうになんか小さなスケートパークができたような感じが新聞に書いてありましたので、それでまず子どもたちが安心して競技ができる場所の確保と、今、小さな子どもたちが、保護者の方が、雨の日に行く場所がないというあれもありますので、前にも言いましたが、屋根だけでかまいませんので、どの競技でもできるような形のそんなに経費はかからないだろうと思います。

町長も2人島に行ったときに、その場所でいろんな子どもたちが遊んでいるのを見ただろうと思いますので、そういうのも考えていくと、地域に若い人たちが移住して、そこに住むような形もできます。

やっぱり子育て支援の施策の一つは、一番大きな私は地域おこしの原点だろうと思いますので、その点はよく考えられてやっていただきたいと思いますので、ぜひその付近は相対的なまとめで、お金も大分かかりますので、事業等も含めて、効率のいい事業をやられるようにぜひお願いいたしたいと思います。

私たちもその中でより良い支援をしながら、良い情報があればそこからお伝えしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力のほうをよろしくお願いしたいと思します。

それと、次に命名権の問題です。

この小さな市町村で、なかなか命名権といっても、大きな事業者が手を上げる人はなかなかいないだろうと思います。

私は大きな事業でなくてもかまわないだろうと思います。

ここにもありましたが、命名権と言ったらいけませんが、今、ネーミングライツというあれでみんなやっています。

味の素が本当に最初で、都会は大きな京セラドームとか、福岡ではペイペイドームとかいろんな事業所の名前が付いていますが、その中で、やっぱり今後は公共施設の老朽化があって、維持管理費に多額の事業費がかかり、やっぱり町財政に大きな負担となるのが本当に目に見えています。

それをただ待っているだけだと、修繕に有利な起債の活用などは、職員が一生懸命頑張っていてやっておりますが、やっぱりネーミングライツなど新しい収入源としてね、郷友会などと連携をとりながら、私は進めていくことも大事だろうと思います。

今で言えばプロスポーツ選手が、服に小さなロゴを入れています。

そのロゴみたいな形でその施設に名前を付していくというかいう形で、その期限が終わった場合には、そのロゴを本人に送付してあげるとかいう、これも新しい私は施設の維持管理していく場合に、私は大事になってくるだろうと思いますが、町長、その付近はいかが思っていますか。

○町長（竹田泰典君）

今回、徳永議員からこの問題が提言されました。

私も大変勉強不足で、その情報をキャッチするというのがないわけですが、まず、本町にそのようなことがあれば、そういう企業があればどしどしまたお願いをしたり、そういう努力を怠らないように頑張りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○企画観光課長（勝元 隆君）

ネーミングライツでございますけれども、議員がおっしゃったように、新たな財源確保として魅力のある施策であると、このように思っております。

議員がおっしゃったように、ロゴのことも含めて今後検討はするんですけれども、まず、本町でネーミングライツに応募できそうな施設を考えたときに、りゅうゆう館とかりゅうがく館、あと龍美館などがございますけれども、この施設に関しては、そもそもは公募で今、付けておりますので、そういった意味である程度、今、町民の皆様にも親しみもあってやっておりますので、そのへんの町民の理解というのも必要じゃないかなと思っているところです。

あと、出身者の方が、議員おっしゃられていましたが、そのへんに周知というのももちろん今後、郷友会等に行った際に、本土で起業されている方とかにも周知もすることも大事であると思います。

併せて、今、7月から企業版ふるさと納税も今、活用しておりますので、そこも併せてアピールするというような形で、今後展開していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○8番（徳永義郎君）

課長とはこの前も少しお話ししましたが、企業版ふるさと納税のほうは、1年単位のはずですね。

それは1年でしかできないので、なかなか2年、3年また続いていくことも難しいだろうと思います。

私はこれは大きな額じゃなくて、多くの方に命名権をしてもらって、ネームを残してもらおう。

ネームプレートみたいなやつを作って、その中で最後にその期限が終わったあとに、

そのネームプレートを本人に返礼品として送ってあげる、これは一つの私はこっちから都会に出て行って向こうで成功された方にとっては、すごくうれしい一つではないかと思しますので、5万円でも10万円でもかまいませんので、そういうやり方もやっていると、施設の維持管理のほうに、一部かもわかりませんが、役に立っていくんじゃないかと思しますので、新しい考え方だろうと思しますので、ぜひ、少し資料などを調べられて、できるようであればお願いしていくことは大事かと思します。

時間的に少しかかるかもわかりませんが、これにやっぱりやりたいという人は結構出てくるだろうと私は思っております。

金額の設定も難しいだろうと思しますが、そこに職員の中ではデザインの上手な方もたくさんいらっしゃいますので、そういうデザインもしてもらって、その方がしてくれた方が町内出身であれば、その地域の写真を載せるとか、自分のでた学校の校歌を載せるとかいうのであれば、私はものすごく交流も深めていきますし大事なことだろうと思しますので、ぜひこれはお願いをしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

次に、観光における道路整備についてです。

このことに関しては何回もずっと質問をしております。

これ質問をした最初は、今、根原から上がる線も社会資本総合整備事業でやっております。

これを見据えてこの東側コースの観光ルートの一環として、小湊に下りる道路と、あと災害時の道路としても役に立ってはくるんだろうと思します。

奄美市との話し合いとか、所有者の確認、それから境界等は本当に筆界未定とかいろいろ境界ができないのはわかっていますが、それが少しでも進捗しているのかどうか、そういう状況がわかれば説明をお願いしたいと思します。

○建設課長（井 一馬君）

進捗状況ということでございますが、先般、奄美市とちょっと会話をさせていただきました。

必要性に関しては、奄美市もわかっているということでございます。

過去の話でございますが、平成10年度前後に、当時県道昇格という話がありまして、町の単独事業で調査をした記憶がございます。

ただ調査をしましたが、地籍調査の国調の全体的な形でないと、確定ができないというようなことで今、現在に至っております。

そのへんはご理解を願いたいと思します。

○8番（徳永義郎君）

これについては、本当に土地の取得が一番大きなネックだろうと思しますが、国の

規制の緩和によって、事業によっては土地収用ができやすくなってきているだろうと思います。

その中で、その道路が含まれるかどうか確認されて、しやすくなっているのであればそういう事業も導入されて、やっていくことも大事だろうと思いますので、下ができるうちに、根原線が開通するうちに本当はできたほうが、一気に開通して観光のためにも大事なコースになっていくし、さっきも言いましたが、災害時もうまく活用できるのではないかと思いますので、その件は早めに前に進めていただきたいと思います。

時間もありませんが、それから、町道整備における2番目の観光地の夏場期間のあれで、今後職員が一部路線の伐採を業者へ委託すると答弁をいただいております。

このされた場合に、現在私たちは町内に住む人からも、それから観光で来た方からも、草があつて大変見にくいと。

そして、それにまたごみが落ちとる、なおさらそこに追い打ちをかけるような形で、せっかく観光地のその場所がしっかりしても、そこに行く間がなかなかできないような状況では前に進みません。

その中で、今、ねむの木みたいなのも今、道路横にはすごく増えて、車の進行をちょっと妨げるような場所もありますので、その件は徹底してやっていただいて、これである程度は解消するだろうと思いますので、どこにするかある程度決められておられるだろうと思いますので、この質問は進めていきますので、早急に、恐らく来年からやっていただけるものだろうと思って、来年は道路がきれいで、観光の人にもあつちこつち案内していきやすいだろうと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、これは町民の孤独感の解消についてです。

これはどの年代にも適用するものだろうと思います。

この孤独感の対応につきましては、保健福祉課を中心にいろんなことをやっているのは、私たち自身も理解しておりますが、現在、子どもたちを取り巻く状況がどうなのか、それとも若い働き盛りの生産年齢人口の方がやっているのがどういう問題を抱えているのか、また高齢者がどういう問題を抱えているのか、大きく分けると三つぐらいあると思いますので、その付近の問題が一番大きい問題があれば、その付近を少し説明をしていただきたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

孤独感に関しての取り巻く状況ということでちょっと答えさせていただきますけれども、生産人口につきましては、子どもたちを育てたり、教育、また経済的な問題がどんどんのしかかってくる年代になりますので、そのあたりの課題が皆さんの中にあつて、そのへんからの孤立であつたり、また、女性とは限りませんが、虐待

の問題であったりDVの問題であったり、そのような状況によって、孤独感をとかいう状況にもなっているのかなというところを考えているところです。

高齢者につきましては、状況的には、身体的な問題であったり、精神的な問題であったり、そのような心配事が年を重ねるとだんだん出てくる状況になります。

身体的な状況が低下をしてきますと、どうしてもお家から出られない方がいたり、そのような状況の中で孤独感というのを感じられる方が多いのかなというところで理解をしているところです。

以上です。

○子ども子育て応援課長（加藤寛之君）

各事業をやっている中で、まず妊婦さんとかは、最初妊娠届け時にいろいろアンケート、19項目ぐらいのアンケートを行なっております。

その中で、やっぱり子育ての不安とか、心配事、気になることの自由記載欄があったりして、それを聞き取りながら子育て支援プラン、あと妊婦支援計画表というのを保健所のほうで作成しております。

その中で、特に変わったことはあるのかといたら、そこまで聞いてはないんですけども、特に変わったことはないと聞いています。

そして、相談件数ですけども、相談件数は令和2年度、うちの課なんですけども、36件あったんですけど、令和3年度が61件とちょっと増えております。

そして、そのほかに要保護、要支援など児童の方なんですけど、そっちの件数のほうが逆に少し令和元年から増えていまして、平成の代は大体件数的に一桁だったんですけども、令和に入ってから少し20件ちょっと超える件数になっております。

この相談というのが、学校、保育所、また近隣者からのいろんな通報とか、そういうのがあって、うちの課に相談あって、いろいろその対象の各家庭と話していくんですけども、やっぱりそういう方々が増えてきているのかなと感じています。

また、そういう経緯もあって、今回ヤングケアラーという、小学校、中学生、ヤングケアラーの調査もしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

今、ヤングケアラーの話もありまして、調べているだろうと思います。

最近増えているのが多いみたいですが、その点もよく調べて早めに対応をお願いしたいと思います。

両親がいなくて、また異動などでこっちに来た子どもを持っている保護者が、やっぱり家で小さな子どもを持っている方が、孤独感に苛まれて、なかなか会話する相手もいなくて、たまたま相談に来た人のひと声で持ち直したというのもありますので、

訪問してちょっと顔を見るだけでも大事なことだろうと思います。

いろんな話聞く必要もないだろうと思いますので、顔を見てちょっと話聞くだけでも人は落ち着くものですので、そういうのもしながら、ぜひそういうのが不幸なことがないようにやっていただきたいと思います。

この中でちょっとすみませんが、最後にゲートキーパーの話が出ましたが、私もこれを見て何をゲートキーパーはやるのか、ちょっとわかりませんので、育成として、民生委員や役場職員に研修を実施していますと書いてありますが、このゲートキーパーの意味を少し説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

ゲートキーパーといいますと門番といわれる方になります。

門番ですね。

住民の方が示すサイン、少しいつもと違うなとか、少し元気がないなとかいうこのサインを出されたときに、それを気づいてあげて、適切な対応を図ることを期待されている人ということになります。

これは本当に地域、先ほども町長の答弁でもありましたけど、身近な方々から住民の方からの声かけとか気遣いがとても大きな励みになります。

ですので、このゲートキーパーを養成して、そういう方々にぜひそういう支えの人材になっていただきたいということで、それで養成をしております、生きるを支える相談窓口として、役場のほうも全課の課内に目標があります。

自殺対策計画の中で、全課で課題を掲げておまして、そこでどのような相談についてはどの課でしてくださいという、役場で相談を受ける窓口が、今、生きるを支える相談窓口ということで提供されているところでございます。

ですので、また役場職員もぜひ窓口で対応したり、いろいろな場所で対応する際に、ゲートキーパーの役割をしていただいて、そしてまた、気になる住民がいらしたときには、保健師さんにつなぐとか、また専門機関につなぐとか、気づいてつないでいくという作業がとても大事になってくると思いますので、そのあたりでゲートキーパーの養成というのを今、手がけているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

わかりました。

広報なども中に入っているいろいろな文書で書かれているのは、一般の人はなかなか見ません。

それから、いろいろな啓発活動も本当に取り組まれているだろうと私たちは思っておりますが、そこがなかなか浸透しないのも事実であります。

今後新しいこういう啓発活動とか広報活動に取り組まれるのがあればお聞かせを願

いたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

新しい啓発活動ということでございますが、啓発活動いろいろホームページであったり、リーフレットの配布であったりとかいうのもありますが、今ちょっと2年ぐらい前から、女性のDVの問題であったりとか虐待の問題、また心の相談窓口等について、少し住民の方がさりげなく気づいていただけるのではないかとということで、今、試験的に女子トイレのほうに少しポケットを用意して、そちらにカード型の相談窓口、いつでも誰でも電話ができる電話番号を書いたそのカードを貼り付けをして、皆さんが利用されたときにそれとなく気づいていただけるような取り組みというのもしさせていただいているところです。

○8番（徳永義郎君）

本当にトイレに置くというのは本当新しい視点で、トイレに行くとみんなそこを見ますので、これは良い考えだろうと思います。

これをできるだけ多く、学校でもあれば、職場でもあれば、いろんなところをお願いをしてやっていくことも大事かと思っておりますので、その付近も含めて今後とも広がるような形でやっていただきたいと思います。

最後になりますが、町民の心の安定を図るのも私は自治体の大きな役割だと思っております。

町民が安心して暮らせるまちづくりに、やっぱりスピード感を持って取り組まれることをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

徳永義郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時10分より再開をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保誠君の一般質問を行ないます。

○3番（久保 誠君）

町民の皆様、こんにちは。

朝夕涼しくなりましたが、まだ昼は暑い日が続きます。

また、季節の変わり目でもありますので、身体には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

1点目に、高齢者福祉について、2点目に地域支援事業について、3点目に教育行政についてという3項目について質問いたします。

まず1点目の高齢者福祉については、グラウンドゴルフ利用者への補助金について3月議会で補助年齢や申請の仕方について伺いましたが、その後の取り組み状況についてと、現在行なわれていない生きがい対応のデイサービスの推進、そういったものは考えられないかということ。

それから2点目は、地域支援事業の総合相談支援事業の取り組み状況、それから権利擁護事業の取り組み状況、また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の取り組み状況、そして包括支援センターの委託についてお伺いいたします。

3点目の教育行政については、龍進未来塾の現状と課題についてお伺いいたします。

以上の3項目につきまして、当局の答弁をお願いいたします。

○町長（竹田泰典君）

久保議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えをいたします。

なお、教育委員会関係の質問事項は教育長から答弁をいたします。

1項目の高齢者福祉について。

1点目のグラウンドゴルフ利用者への補助金について、3月議会で補助年齢や申請の仕方について伺いましたが、その後の取り組み状況についてのご質問にお答えをいたします。

現在の取り組みとしては、事業対象者の対象年齢の引き下げや申請の簡素化など、庁舎内で検討会を今後も引き続き実施し、その結果をもとに話し合いを重ね、町民の方の意向に沿うような形になるように努力していきたいと考えておるところでございます。

ご理解を願いたいと思います。

次に、2点目の介護予防の観点から、生きがいデイサービスの推進は考えられないかについてのご質問にお答えをいたします。

本町においては、高齢者の社会的孤立を防ぎ、介護予防につなげるため、仲間づくりや生きがいづくりの取り組みとして、身近な場を介護予防の拠点とし、現在18集落の公民館で、世話焼きさんを中心に「どうくさ会」、「楽しく体操教室」を実施しています。

「どうくさ会」では、健康体操やレクリエーション、食事会など集落の希望に添っ

た活動を展開し、また男の料理教室を毎月開催しているところでございます。

これらの通いの場合は、介護保険や障がい福祉サービスを利用している方も参加しており、住民同士の交流・支え合いの場、生きがいくくりになっているところであります。

また、高齢者の趣味を通じた場づくりとしては、生涯学習講座が51講座開講されており、参加者及び講師においても高齢者の方々の割合が高く、生き生きと活動されているところでございます。

しかし、このような場に参加できず孤立している方への支援としましては、現在、包括支援センターにおいて看護師等の訪問により実施把握調査等を実施しており、現況等を把握分析しながら検討をしているところでございます。

次に、2項目の地域支援事業について。

1点目の現在の総合相談事業の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

総合相談事業では、独居高齢者や高齢者夫婦世帯・認知症高齢者数の増加がみられる中、高齢者ご本人や家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じて、様々な相談が寄せられており、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、状況把握を行ない、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローをしているところでございます。

また支援を必要とする高齢者を早期発見するために、高齢者実態把握調査や、健康増進係・障害福祉係ほか関係機関と連携し、保健・医療・福祉・介護サービス等適切な支援へのつなぎ、継続的な見守り等を行なっているところでございます。

次に、2点目の現在の権利擁護事業の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

権利擁護業務では、高齢者が認知症で判断能力が低下していることなどにより困難な状況にあり、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの問題を抱えている場合など、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行なっているところでございます。

本町では、成年後見制度中核機関の開設により、権利擁護が必要な高齢者を早期に把握し対応するため、平時から総合相談支援事業による困りごと等の把握や支援者間での連携に努めており、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切に支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図っているところでございます。

次に、3点目の現在の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の取り組みについ

てのご質問にお答えをいたします。

多様な生活課題を抱えている高齢者が、地域で安心してその人らしい生活を維持するためには、高齢者や家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように、包括的及び継続的に支援を行なうことが必要です。

包括的・継続的ケアマネジメントは、介護支援専門員が中心となって、サービス事業者を含む支援チームで行なうものでございますが、効率的に適切に実践できるように地域包括支援センターで支援を行なっているところでございます。

地域包括支援センターでは、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアの実施のため、住民に直接支援を届ける介護支援専門員や介護保険事業所への研修会や連携を図るための機会を設け、サービスの質の向上や連携体制構築に努めているところでございます。

特に介護支援専門員研修会は、2カ月に1回定期的に開催しており、研修だけでなく相互の情報交換を行なうなど、ネットワークづくりの場にもつながっているところでございます。

次に、4点目の包括支援センターの委託についてのご質問にお答えをいたします。

この件につきましては、3月議会定例会においても質問がありましたが、地域包括支援センターの委託に関しましては、私の方針としまして、民間ができることは民間にという基本的考えのもとで対応してまいりたいと考えているところでございます。

そのような考えのもとで、現在、地域包括支援センターと社会福祉協議会でそれぞれに業務内容、人事配置の問題など、課題を抽出し、今後の方針等も含め、それぞれの機関で検討を重ね、共同で話し合いの場を設け、調整を図っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

3項目の教育行政について

龍進未来塾の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

「龍進未来塾」は学習習慣の確立及び学力向上を目指した生徒への受け皿として開設している公設の無料学習塾で、毎月の第2木曜日と祝日以外の木曜日に18時から20時までりゅうがく館にて開講しております。

現在、中学1年生11名・2年生10名・3年生5名が各学年2班に分かれて、数学講師3名と英語講師3名に講義を受けているところです。

講義は平日の木曜日、学校での授業が終わったあとにりゅうがく館で行なわれますので、学校からりゅうがく館までの生徒の迎えを町内の社会福祉法人事業所にご協力

いただいております。

部活動との兼ね合いなどにより、受講者数が少ないことが最大の課題になっておりますので、次年度以降につきましては、学校側とノ一部活動デーの調整を行ないながら、受講者の増を図り、学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

それでは、まず1点目のグラウンドゴルフ関係なんですけど、まず初めに、保健福祉課長にちょっと伺います。

町の大会とか民生委員の大会等、グラウンドゴルフの大会いろいろありますけど、経験ありますか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

私は今まで3回ほどグラウンドゴルフの大会に出場させていただいております。

○3番（久保 誠君）

それはありがとうございます。

それでは少しは理解をしているということで前に進めたいと思います。

まずちょっと現状について少しお伺いしたいと思います。

まず令和3年度、これのグラウンドゴルフ関係の補助金の実績額と申請者数、それから利用者ですね。

結局、申請者と利用者、数違うと思いますので、よろしくをお願いします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

令和3年度のまず申請者数ですけども、37名です。

利用者数が18名となっております。

それで予算の決算額になりますが、令和3年度10万5,200円です。

○3番（久保 誠君）

この数字どう思いますか。

ちょっと聞きたいと思います。

この数字を見て、ただ単にどう思いますかということです。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

私のほうでちょっと調べさせていただいた、グラウンドゴルフ協会に加入をされている方が約300人ほどいらっしゃるということで、高齢者数が約1,980名ほどなので、その数からいいますと、少し申請をされる方が少ないのかなと感じております。

○3番（久保 誠君）

私のほうもちょっといろいろ調べてみたんですけど、町の大会なんですけど、最高年齢、これ93歳ということで、90歳以上の参加者が2、3名いるということ。

それから、現在補助の対象、この方が75歳以上ということですけど、大会とかに参加している方が、大体110人ぐらいいらっしゃるということです。

結局この110人から見た場合の申請者が37人、利用者が18人です、たった、10%ですかね、10%、1割です。

何でこれ少ないと思いますか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

事業所のほうで対象になる事業所が1カ所なんですね、町内のほうで、この助成に関しまして対象になる事業所ですけれども、この事業所で会員になられた方には割引があるようで、1回500円のところが400円に割引かれているというのと、月に1回ですとか木曜日、第二か第四だったと思うんですけど、その日に利用される方は無料になるという、少しその助成があるということもありまして、少しこちらのほうの助成というのが少ないのかなと感じているところでございますが、よろしいでしょうか。

○3番（久保 誠君）

多分ね、私の思いですと、補助申請、結構前もちょっと話したと思うんですけど、やっぱり年取るとどうしても面倒くさいという部分が出てくると思うんですよ。

ですから結局申請者は37人おっても利用者は18人、半分です。

ですからここですね、やっぱり補助金のあり方、あり方というか申請の仕方というか、振り込み方、できるだけ簡素化していただきたい。

できれば行ったらお金は払わなくて、施設のほうに補助金として渡すとか、そういう形ができればいいのかなと思っております。

そのへんで民間施設の話し合い、これどうなっていますか、例えば、私、前6月だったですかね、1回伺いましたよね、そのときに民間施設と話合って、補助申請をもうちょっと軽くして、本人なんかはそのままもらえるような形を取った方がいいんじゃないのかなという話をしたと思いますけど、そのへんも踏まえてお願いします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

事務の簡素化につきまして、事業所を含めてまた関係機関とも一度話し合いをさせていただいたり、検討をさせていただいているところでございますが、事務処理をされる事業所側のご意見もありますけれども、今、議員が言われた補助金のことにつきまして提案をさせていただきました。

ですけど、1カ月に上限額が1,000円までという、1回につき200円の5回までという、どうしても上限は必要でありますので、この上限を設定しますと、どうしても事業所側へ事務処理がやっぱり行ってしまうというか、そういう状況があって、今の事業所の状況では、少し難しいのではないかという結果をもらっておりまして、このグラウンドゴルフは補助金という制度ですので、補助をするということに関しましては、

ちょっと住民の方にも少し申請をしていただいたりという処理は、必要ではないかなあというところは考えているところでございます。

○3番（久保 誠君）

75歳以上ですよ、そんな簡単に私いかないと思います。

私なんかでもやっぱり面倒くさくて、なかなか最近しなくなっております。

それとね、あと例えば施設の事務量が増えるとかいう話なんですけど、現在18名だからなんですよ。

極端な話すると100名とか人数が増えると、その分収入も増えますよね、じゃないですか。

例えば100名だったら月30万、3万円、まあまあ、それで12掛けたとき、やっぱり相当大きな金額になりますよね。

ある程度人件費も私は出ると思っていますよ。

ですからこのへんもうちょっとうまく施設と何回も話を詰めて、やっぱり町民というか75歳以上の方に負担がいかないようにしていただければと思っています。

それとグラウンドゴルフ、これ8ホール3回まわりますけど、1回まわるのにどれぐらいかかるかわかりますかね、時間的に、1回です。

○町長（竹田泰典君）

1コースまわるのに時間どれぐらいかかるかということなんですけど、技術的な問題があるでしょうけれども、私のレベルでいきますと、大体50分から1時間ぐらいかかるんじゃないでしょうかね。

以上です。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

やっぱり高齢な方もいらっしゃいますから、大体私も聞いた話なんですけど、遅い方もいらっしゃいますから、やっぱり1回まわるのに50分から60分ぐらいかかるというような話でした。

これってどうなんですか、すごく良い運動になると思うんですよ。

自分も若いころはそんなに考えたことなかったんですけど、やっぱり年をとると健康のことを考えるように自分もなってきました。

ですから、今は健康のため1日1時間ですよ、歩いています。

おかげで血压、それから血糖値等の数値は下がっています。

やっぱり運動というのは大事だなと思っています。

ですから、これ1回かかるのに50分から60分ですよ、これ3回まわるわけですよ。

私は相当良い運動になるんじゃないのかなと思っています。

ですから、本当に介護予防、そういったものを考えたときに、一番良い事業だと思っております。

それからまた、引きこもり、そっちも聞いたことあると思うんですけど、引きこもりになった人が出てくるようになったというような話も聞いております。

今聞いてどうですか、大変必要だと思いません。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

確かに先ほどの運動量のことにつきましても、また、なかなか趣味活動が行なえなかった方が、旦那さんが誘って奥さんを連れだしたことによって、グラウンドゴルフがとても好きになって、そして今、グラウンドゴルフに、もちろんグラウンドゴルフ場にも行かなくて、集落のほうでしている方もいらっしゃるようだけれども、そのような形で、健康増進の一つにはかかわっていると認識はしております。

○3番（久保 誠君）

現在、庁舎内で検討会を今後も引き続き実施しているということになっておりますけど、そういった私が話したことも頭に入れて進めていただきたいと思います。

この質問の最後に、町長も参加しておりますので、グラウンドゴルフの良さもわかると思いますが、また、健康にも非常に良いこともわかると思いますが、何かコメントがあればよろしくお願いたします。

○町長（竹田泰典君）

私も今はあんまり参加をしているところではないんですけれども、以前はしょっちゅうコースに出させていただきました。

大変いろんな方々と話をしながら、和気あいあいとするということは、今、議員のご指摘のとおりだと思っておりますけれども、私どもも、先ほど課長からも答弁がありましたように、何とか簡素化できないかということで、事業者の皆さんとも話しているんですけどなかなかうまくいきません。

しかし、できるだけ町民が使い勝手のいいような方向に進めていきたいと思っておりますのでございますけれども、本当にグラウンドゴルフについては、いろんな相乗効果がでていることは、これはご提言のとおりだと認識しているところでございますから、この問題についてはさらに事業者の皆さんとも協議を進めながら進めてまいりたいと思っておりますので、理解を賜ってほしいと思っております。

○3番（久保 誠君）

それではよろしくお願いしまして、次の質問のほうに移りたいと思っております。

まず初めに、生きがい対応のデイサービス、現在行なわれていない理由等わかりましたらお願いたします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

この生きがいデイサービス事業というのは、社会福祉協議会のほうで実施していたデイサービス、元気な方のデイサービスということでご理解をいただければと思います。

聞き取りをしましたところ、どうくさ会が地域で集まりが盛んになった時期に、どうくさ会に移られる方もいたりして、そして、少し参加者が年々減少してきたというのが1点と、あと2点目に送迎の問題があって、どうしても職員の配置等、特にコロナ禍になって感染予防を兼ねた送迎になってくると、そのあたりの問題があったというのが1点と、これが最大の要因だと思うんですが、3点目に、やっぱり新型コロナウイルス感染症によって、デイサービスの中止とか、参加者の減少、それで令和3年4月から休止をし、令和3年末から廃止ということになったという経過を聞いております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

今、答弁の中で、どうくさ会等、介護予防の事業が増えているからということなんですけど、今、前も出てきたと思うんですけど、今、予防事業としてどうくさ会、それから楽しく体操、それからてくてく体操とかなんか前ありましたね。

今それはどうなっているんですかね。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

ちょっと数字がはっきりしたものを、資料を持っておりませんので、町長の答弁書のほうに、現在18集落で公民館でどうくさ会、楽しく体操、それとてくてく体操というのは、身体と脳を同時に動かせる体操ということで、基盤のめにリズムをとって、テンポをとっててくてく歩いていくような感じの教室になるんですけれども、集落によってこの三つとも導入している集落もあれば、どうくさ会だけをしている集落もありますし、てくてく体操だけの集落もありますし、それぞれに皆さん自分たちの集落でしたいことを優先して、今、どうくさ会で活動しておられるという状況でございます。

よろしいでしょうか。

○3番（久保 誠君）

現在、龍郷町高齢化率33.4%ぐらいですよ。

それでは、この龍郷町の高齢者保健福祉計画あると思うんですけど、この中にどうくさ会、楽しく体操、てくてく体操などの介護予防のための通いの場に参加していない、41.1%あります。

その分逆にグラウンドゴルフとか、それに行つとるから、別にそこはそれでいいんですけど、ただね、閉じこもり傾向にある人、ほとんど外出しない、これ17.8%ある

んですよ。

このことについてはどう思いますか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

地域包括支援センターのほうで、総合相談事業という形で、看護師と保健師が各住民の方のご家庭をまわらせていただいて、実際状況の把握に努めております。

またその中で、高齢者マップというのを全集落に作っておりまして、その中で閉じこもりの方がいらっしゃるとか、年齢を問わず高齢者の訪問ではございますが、若い方で閉じこもっている方がいるとか、そういうのを把握している状況でございますが、今、議員がおっしゃったこの調査からいく17.8%ということに関しましては、ここに対しての対策は必要であると考えているところでございます。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

町内の高齢者、多分いろんな人がいると思います。

例えば、グラウンドゴルフはしたいけどチームに入れない方とか、それから、あまりうまくないので試合に出たくない人とか、でも遊びたいとかね、それから最近多いのが、ちょっと免許証を返して外に出なくなった人、それから、囲碁か麻雀、それから趣味があるんですけど、メンバーが探せないとか、好きなメニューだけしたいという方もいると思います。

例えば、あんまりイメージは良くないのかもしれませんが、麻雀これについては、指先も使いますし、頭も使います。

そして認知症の予防の観点から、私は必要だと思っています。

結構あちこちの集落ではそれぞれでやっているんですけど、やっぱりなかなか高齢者に、75歳とか過ぎてしまうと、なかなかメンバーがいないというのも現状なんですよ。

そういったのを踏まえて、月に1、2回でもいいですけど、そういう人たちが集まる場、そういったものは私は必要だと思いますけど、どうでしょうか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

前回の議会でも男性の参加者が少ないという課題が、やっぱり龍郷町でもございます。

男性の方をそういう場所に集まっていただくとなると、様々な検討が必要なのかなというのは普段から思っているところなんですけれども、現に中央に集める教室としまして、でいでい教室であるとか、高齢者のでいでい教室、月に1回りゆうがく館のほうに集まっていたら、少し介護まではいかないんですけども、少し筋力の弱った高齢者の方を集めてしている教室であったり、また、デイサービスの和月のほう

で、スマイルアップといいまして、介護に関係なくしたい方が行って、そこで運動器具を使って運動をするという教室がございます。

その教室であったり、また、答弁でもございますが、生涯学習のところでも、男性の方の趣味を生かした生涯学習の教室とかを、また今後、教育長に相談をしないといけないんですけども、取り入れていったりとか、様々なところで集まる場所というのも今あるサービスでも検討しながら、またそれでもどうしてもそういう場所に来られない方がいて、そういう趣味を生かした集まりの場が必要であれば、町全体で考えていかないといけないと考えております。

○3番（久保 誠君）

ぜひ、麻雀、囲碁、将棋、そのへんの方が月1、2回集まる場とか、というのをぜひ考えていただきたいと思います。

それとこれちょっと要望なんですけど、例えば、介護予防という観点から、例えば、グラウンドゴルフ、現在75歳以上について月1,000円の補助があるわけですよ。

ところが、ほとんど外出しない人、何も使っていない、家から出ないと、そして補助を受けていないと、そういう人がそういったサービスに参加した場合、その参加した人にせめて月に1,000円ぐらいの補助、だからそれが生きがい対応のデイじゃないんですけど、月1、2回無理やり、無理やりじゃないんですけど引っ張ってきて、出なかった人、そういった人にも補助を出したら、そこにかかる多分車の送迎もあるだろうし、食事代等もあるし、月に1回から2回あれば、月1回分の1,000円ぐらいの補助はあってもいいのかなと思っております。

このへんも頭に入れておかれてください。

これもお願いしまして、また次の質問に移りたいと思います。

次が地域支援事業、これ現在の相談件数、そういったものをちょっと教えていただければ、答弁をお願いします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

令和3年の4月1日から4年の3月31日までの現状をちょっとお知らせをいたします。

総数合計が1,630件の相談を受けております。

この相談の中身は電話での相談が250件、来所される方が121件、そして家庭訪問で相談を受ける方が1,160件という内容になっております。

○3番（久保 誠君）

その1,630件相談があるということなんですけど、一番多いのはどういったことなんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

健康や病気に関する相談であったり、介護に関する相談が、1番は介護ですね、介護や介護保険等、福祉に関する相談というのが一番多いです。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

ちょっと私のほうも社協のほうで福祉相談があるもんですから、ちょっとそれも調べてみました。

社協のほうでは、やっぱりどうしても生活費、年金、債務の相談、このへんが100件ぐらいあるということでありました。

いろいろその相談の中身からいろんな事業に発展していくと思いますので、またそのへん力を入れていただければと思っております。

ちょっと早いですけど次に移ります。

次に、権利擁護の関係ですね、まず権利擁護のこの事業概要、これもちょっと見たんですけど、それと答弁もありますけど、まず日常生活自立支援事業、それから成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービス、ここ云々というのが答弁であると思うんですけど、この日常生活自立支援事業、これちょっと私もいろいろ調べたんですけどなかなかわかりませんでしたので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

皆さん、権利擁護事業というとちょっとわからないのかなと思うところなんですけれども、高齢者の皆さんの権利を守るという事業になりますので、もちろんこの成年後見制度もなんですけれども、消費者被害、または高齢者虐待の早期発見とか、そういうところをここで事業として取り入れているところでございます。

今、久保議員のほうから、日常生活自立支援事業についてということでしたので、少しご説明をさせていただきますが、これは今、社会福祉協議会のほうで取り組んでおります、福祉サービス利用支援事業として活動している事業でございます。

社会福祉サービスの利用や日常生活の中で、金銭管理など自らの判断能力が少し低下をしてきたり、また、少し不安である方が相談をする形になっております。

具体例言いますと、ちょっと認知症がひどくなった方というのは、なかなか本当はこのサービスというのは該当しないようになっているんですね。

まだ自分がちょっと判断ができるんだけど、少しちょっと判断能力が不安だなあとか、あと低下してきているなという、そういう方が利用するというサービスになります。対象者は高齢者や障がい者で、自らの先ほど言った判断能力が低下した方ですけれども、業務としましては、福祉サービス、例えば、介護保険の申請であったり、障がいサービスの申請であったり、高齢者の制度の申請を代替えをして手続きをしたりする事業と、日常生活の金銭の支払いに困った方の支援をしていくという業務内容

になっております。

その具体的なものとしましては、福祉サービス利用の料金の支払いの代行等もされるということと、あと苦情解決等の相談を受けたり、また、日常生活のお金の出し入れのお手伝い、年金、福祉手当受給に際する必要な申請、また医療費、公共施設、税金の支払い、日用品購入代金の支払いとか、預金の出し入れ、また印鑑とか証書など、そういうのを預かるというその事業になってきますし、また、もし先ほど言ったように認知症が進んで、成年後見人を立てる必要があるかなというときは、そこにつないだりする仕事もされているということで、1回利用につき1,200円で基準がありますが、これに関しましては、一つの相談に何回も行かないといけないので、減免をしたりとかいう措置をしているということを聞いております。

以上です。

長くなりました。

○3番（久保 誠君）

はい、どうもいろいろありがとうございます。

ここでも社会福祉協議会が関連が出てくるという理解でよろしいですね。

それとちょっとあと一つあったんですけど、この高齢者保健福祉計画の中に、龍郷町成年後見制度利用促進基本計画、令和3年度策定というのがあると思うんですけど、これってやっぱり市町村の努力義務、そのへんがあるんですかね。

そのへんちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

この計画については、強制ではなく努力義務となっております。

○3番（久保 誠君）

そしてこの計画の中に、恐らく成年後見センターとかいうその専門機関を置きなさいというのは多分あると思うんですけど、どうなんですかね。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

今、地域福祉計画を立案中で、今年度中に確定予定なんですけど、その中に成年後見人計画というこの計画も含めて立案中でございます。

ですので計画があるかということですね。

ですので計画の中で見ていきたいと思っているところでございます。

○3番（久保 誠君）

あんまり長くなるといけませんので、ちょっと最後に、例えばね、大和村、宇検村、このへんの多分成年後見センター、そのへんの部分と思うんですけど、奄美市の社会福祉協議会に委託してるということなんですけど、龍郷町、そのへんはこのへんをどう考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

3年前だと思うんですが、5市町村で検討をさせていただきました。

大和村、宇検村、龍郷町、瀬戸内町、奄美市でこの成年後見センターをつくったかどうかということで、何回も話し合いをしたところだったんですけども、龍郷町の規模で、社会福祉協議会と行政が、見える範囲内で業務も連携を図れているということもあったりして、そして、龍郷町は後見センターよりも独自で中核機関を持ったほうが、運営しやすいのではないかとということで、大和村、宇検村、奄美市のセンターには加入しなかったという経緯がございます。

○3番（久保 誠君）

それで龍郷町としては、どのように考えているのかということなんですけど。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

令和4年4月から包括支援センターのほうで、成年後見制度中核機関というのを開設いたしまして、センター機能と同じような形で、ネットワークづくりであったり周知であったりとか、また個別のケースの検討であったり、そのような成年後見の制度の普及を図る中核機関として、窓口を設置したところでございます。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

まだまだちょっと聞きたいことはあるんですけど、次に移りたいと思います。

包括的・継続的ケアマネジメント事業、ここも簡単に済ませたいと思います。

まず主任ケアマネージャーの資格について何かありましたらお願いします。

資格が要るのどうか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

包括支援センター自体が3職種配置が必要というのが義務づけられております。

その中で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーですけども、本町も今、3職種配置されているような形になっておりますが、この事業につきましては、3職種どの職種も、保健師がケアマネージャーの指導に入ってもいいし、介護予防に主任ケアマネが入ってもいいという、この3職種が包括支援センターの業務を全部クリアできるような形ですので、主任ケアマネージャーがいなくてもこの包括的マネジメント事業はできるというのでご理解ください。

○3番（久保 誠君）

ここについてもまだまだちょっと質問したいことはあるんですけど、一番要は、実は私が言いたいのは、この三つの事業、ここにも保健福祉計画にもあるんですけど、保健福祉計画の大きな二つは、高齢者福祉サービスと地域支援事業なんですよ。

そしてこの地域支援事業が四つあります。

そのうちの2番目に包括的支援事業というのがあるんですよ。

これは地域包括支援センターの運営にあたります。

わかりますか。

そして、その運営の中にさっき言った総合支援事業、それから権利擁護事業、それから今言った包括的云々、この三つが運営の部分にあたるわけですよ。

わかりますかね。

ですから、私としては、結局委託を考えたときにですよ、そのへんもあってこの質問をしたんですよ。

考えたときにここの基本部分、プラスアルファ、どの地域支援事業をプラスして委託させるのかという話なんですよ。

誰も全部まるまる委託という話もないですし、どことどこを組み合わせ、そこがまだうまくいってないみたいなんですけど、課長、この考えで間違いないですかね。

ちょっと違いますか。

考え方です。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

今、久保議員が言いました包括的支援事業につきましては、そのような理解でいいと考えておりますが、地域支援事業、介護予防事業もありますし、また、社会保障充実分の事業がございまして、それが在宅医療との連携であったり、生活支援体制整備事業、認知症の事業であったりとか、地域ケア会議の推進であるとか、いろいろとまた絡んでくる部分もございまして、センターの運営というところでは、この2番という理解でいいと考えております。

○3番（久保 誠君）

それも踏まえて、包括支援センターの委託、ここの部分なんですけど、それを言いたくて私は最終的に質問したんですけど、この問題に関しまして、3月の議会で一般質問をさせていただきましたが、なかなか進みそうでもないですし、それで再度質問させていただいたということです。

そしてね、自分が思うに、やっぱり来年度あたりが本当に私は一番いいタイミングだと思っていたんですけど、まだ全体的にはまだまだみたいな感じを受けました。

それでね、龍郷町の地域性等勘案したときに、私は、やっぱり龍郷町、それから社会福祉協議会、それから施設、それから介護保険事業所、これのあり方として、1番地域包括支援センターの委託、これが私はベストだと思っています。

ぜひともこの委託について前に進めていただくようお願いいたします。

このことにつきましては質問はいたしません、ぜひ前に進めていただきますよう、保健福祉課長、それから町長、ひと言ずついただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

ありがとうございます。

龍郷町の社会福祉の全体の体制を考えたときに、どのような体制が適しているか検討を現在進めているところでございます。

社会福祉は、地域福祉の向上を担う社協と、責任主体となる行政の連携をなくしては、向上は図れないと日頃から感じており、現に連携を図っているところでございます。

令和3年度は課内で包括支援センターと社協とで、まずは事業所での業務をそれぞれの職員で情報共有をしないと、それぞれの業務が各職員で理解ができないのではないかとということで、その取り組みを3回ほど実施したところでございます。

今後は、地域支援事業の目的とする効果が最大限に図られるために、委託が適しているかも含めて、委託をするのであればどのような経過で、委託業務の内容などあり方検討会等を実施、開催しながら調整していく必要があると私は思っておりまして、町民の方が本当に相談しやすい仕組みづくりや、住み慣れた地域において自分らしい暮らしを選択できる地域になるために、地域共生事業として、誰一人として取り残されない福祉の実現を目指して、子どもから高齢者、障がいなど福祉の多様な問題に対して、社会福祉の体制づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○町長（竹田泰典君）

ちょっとこの問題は、私、就任当時から、社会福祉協議会と町の連携が絶対必要だということで、くどくど再三にわたって職員にも、私、社会福祉協議会の理事でもありまして、社会福祉協議会の経営ということで、方向性を示してくれと何度も理事の立場から意見を具申をさせていただいているところですがけれども、なかなかうまくいきません。

今、久保議員から具体的に提示をされているわけですがけれども、私もその内容が十分把握しているというものではなくて、社会福祉協議会のこれまでの経営のあり方という状況の中で、今までずっと以前、町から支援ということがありましたけれども、町からも支援もなかなかこれ以上はできないという状況の中で、久保議員が指導員でおられましたから、そのときに、介護事業所が龍郷町では大変不足していると、そういう状況の中で、介護事業に参入して社会福祉協議会という位置づけをやりたいというお話がございました。

当時私、確か財政担当していたんだと思うんですがけれども、そういう状況の中で、介護事業所もそれぞれ持ち場持ち場で龍郷が増えてきています。

ですから初期の目的は、社協側にいわせますと、所期の目的は達成できたんじゃないかと、そういう状況であれば、次のステップにいくべきだと私、思っています。

町も、今まで町がやってきたからこれは離さないというものじゃなくて、お互いに社会福祉協議会の位置づけ、町民に対する社会福祉協議会の大事な部分、そこらあたりをもう少し掘り下げた、今、いろんな提言がありましたけれども、そういうものを逐一やらなければ、今のままでは社会福祉協議会というものの位置づけがなかなか厳しいものになっていくだろうと思います。

社会福祉協議会と町は連携をして、どうあるべきかと、町民の社会福祉に対するものはどうあるべきかというものを、行政と協議会としっかりと論議をしていくことは大事だと思います。

今、担当課長もしっかりとそこをやっているわけですがけれども、なかなかうまくは調整ができないという状況にありまして、ぜひ議会の皆さんも将来の社会福祉協議会、これはいろんな団体があるわけですが、そういうものもしっかり、初期の目的は達成できているんじゃないかと、そういうものは事業者のほうに下ろし、また新たな分野のところ、今、成年後見人の問題もありました。

当然お金がある人は弁護を雇ったりしてできるでしょうけれども、弱者については、なかなか社協のほうにという話になったり、町のほうになったりという形になるでしょうから、そこをどうフォローしていくかということでもありますから、今後ともさらに掘り下げた形で状況にしていくということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（久保 誠君）

どうもありがとうございます。

またよろしくお願ひしたいと思います。

そして、次に移りたいと思います。

龍進塾について、これ私、大変すばらしい事業だと思っています。

多分県内においてもこのような形で行なわれている町村はないと思っています。

あまり質問もありませんが、簡単なことだけ質問をさせていただきたいと思います。

まず、毎週木曜日になっていますけど、これ木曜日じゃないといけないとか、何か理由があるんでしょうか。

そのへんちょっと伺います。

○教育長（碓山和宏君）

令和2年までは土曜日にやっていたんですけれども、ところが土曜日だとどうしても部活動の関係があって、参加ができにくいという声がありまして、令和3年度から、それであれば平日の夕方、学校が終わってからのほうがということで、これは当時の

小学生、中学生にアンケートを取って、保護者に、そのほうがいいたろうということ
で始めた時間帯です。

曜日です。

○3番（久保 誠君）

はい、わかりました。

あとね、これ現在、総計で26名ですかね。

そして、ちょっと疑問に思うのが、3年生が少ないと。

やっぱり高校受験というものがありますから、3年のときになると結構親は焦って、
名瀬の塾とかに通わせたりするものですけど、ここでちょっと少ないかなと、3年生
が、そのへんちょっと理由がわかればお願いします。

○教育長（碓山和宏君）

昨年は中学校のノー部活デー、もう部活デーはその日はしないという日がそろった
んですが、今年はずっと足並みがそろわなかった関係で、3年生にとってはどうし
ても6月までは地区大会、県大会7月までであるということで、参加がしにくかったよ
うです。

その後も随時今、受け付けておりますし、そのことに関しては、来年度に向けては、
3中学校の足並みをそろえた形で、子どもたちが参加しやすい環境をつくってやりた
いなど、そんなふうに考えているところです。

○3番（久保 誠君）

まだまだちょっと聞きたいことあるんですが、もう時間もありませんし、あと個人
的に聞きたいと思います。

ただ、私、本当にさっきも言ったようにこの事業を応援していますので、ぜひ頑張
っていただきたいと思います。

そして最後になりますけど、町内には皆さんご存じのように、いろんな福祉施設が
あります。

その連絡会であります龍郷町社会福祉法人等連絡会、これとの教育委員会の連携で
運営されているところは大変すばらしいと思います。

施設のやっぱり社会貢献活動、そういったものを行なうことになっておりますので、
このことも踏まえまして、龍郷町の地域支援事業、そのへんと連携してまた事業を行
なっていければ、より良い龍郷町になっていくのかなと思いますので、よろしく願
いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

久保誠君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後は1時より再開いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第2 議案第41号 龍郷町議会議員及び龍郷町長の選挙における
選挙運動の公営に関する条例の一部を改正す
る条例

○議長（前田豊成君）

日程第2、議案第41号、龍郷町議会議員及び龍郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第41号、龍郷町議会議員及び龍郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行なうため、所要の条例改正を行なおうとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしましたと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第41号、龍郷町議会議員及び龍郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第42号 龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第3、議案第42号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第42号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児を行なう職員の職業生活と家庭生活の両立をいっそう容易にすることを目的として、育児休業の回数の制限を緩和することを規定するため、所要の条例改正を行なおうとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

少し確認ですけれども、最初のページ、下から2番目です。

第2条の第3項第2号中の法定等育児休業が、これが地方等育児休業に変わりますが、その題目だけが変わるのか、中身も少し変化するのかを説明をお願いしたいと思います。

それと一番最後のページです。

勤務により当該子を養育するための計画について、この育児短時間勤務計画がされていますけれども、これは30分とか1時間とか短い時間の短時間のあれでもできるのかどうか。

それといろんな授乳とかおむつ交換などで帰る場合もありますが、そういうのも全部含めてこの計画書に載せてあるのか、急の場合はその都度担当課長や町長に申し出たら取れるのかどうか、確認を申したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○総務課長（岡江敏幸君）

今回改正条例でございますが、これ改正内容は先ほどの質問した内容と全て含めて、どういう改正かというのを説明をさせていただきたいと思ひます。

10月1日からこの育児休業に関する条例の一部改正がございまして、要は、産後パパ育休という制度が始まります。

これは従来の育児休暇という制度がございまして、それとは別に子どもの出生後8週間以内で、4週間までは取得が可能という育児休暇制度でございまして、これを1回取得する以外にも分割して2回まで取得できますよという制度でございまして。

パパでも育児休暇が取れますよという制度でございまして、この制度につきましては、会計年度任用職員なども該当するということの改正でございまして。

計画書の作成につきましては、前もっていつ休みますということで取得の申請をしていただくということです。

その取得に関しても産後8週間まではそれを分割して2回までは取得可能ですよということです。

○8番（徳永義郎君）

この中で、今、8週と言いましたが、これはこの中で、養育する子どもが1歳に達する日までとうたってありますが、これとの絡みは、これだったら1年になるはずですが、今、説明するのと話ちょっと違って来るかなと思ひて、これ日にちがいちいち決まってしまうのかどうか。

1年間ある程度取れるのかどうかですね。

それとこの育児休業の計画書ですけれども、これは毎月出すのか年間まとめて出すのか、その付近はどうなっていますか。

○総務課長（岡江敏幸君）

その産後パパ育休制度というのが、子どもが出生した8週間以内の間で、4週間までが取得が可能ということでございます。

その取得するにあたっては、2回分割しても取得ができますよという制度なんですけれども。

○議長（前田豊成君）

1年間休めるということじゃないと。

○総務課長（岡江敏幸君）

いいえ、1年はそれとは別の育児休暇を取れますよというのが育児休暇ですね。

○8番（徳永義郎君）

これは恐らく男性職員の育児休業の取得が少ないということで始まったのではないかと思います。

これは介護休暇など昔からとられている事業所もあって、私も前、何回か実際にあったこともありました。こういうのが加わっていくとすごく取りやすいかなと思いますが、まだ男性が育児に関わるのがなかなか恥ずかしくて出せないという人もおりますので、ぜひこれは子育ては夫婦でやるものだと思っております。

町長なども夫婦で子育てされたはずですので、その付近も絡めてやっていただければ私はいいかと思いますので、ぜひ有効な活用の仕方、そして、今、恐らく時間で30分の休暇取ったりとか、1時間とか、これは恐らく30分単位で取れるかなと思っておりますが、それも大丈夫ですか。

○総務課長（岡江敏幸君）

この育児休暇制度につきましては、もし育児休暇を取りますと、その分の給与というのは減額になります。

その減額になる分は、おっしゃったように時間帯で取得はできますけれども、その分減額にはなりますけれども、また、その減額になった分というのが、今度保険料からその分のまた補填がございまして。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしました
と思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第42号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第43号 龍郷町農業用施設等の維持補修準備基金条例
の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第4、議案第43号、龍郷町農業用施設等の維持補修準備基金条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第43号、龍郷町農業用施設等の維持補修準備基金条例の一部
を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、今後の農業用施設等の整備費用の負担に備え、龍郷町農業用施設等の維持

補修準備基金の目的を拡充し、基金の計画的な運用に資するため、条例の一部改正を行なうものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしましたと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第43号、龍郷町農業用施設等の維持補修準備基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第44号 龍郷町大島袖技能者養成所の設置及び管理運

営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第5、議案第44号、龍郷町大島紬技能者養成所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第44号、龍郷町大島紬技能者養成所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、龍郷町商工会を指定管理者として管理運営している町内二つの大島紬技能者養成所施設について、現在の実態に併せて条文の一部を変更しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしましたと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第44号、龍郷町大島紬技能者養成所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第45号 奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然
観察の森の設置及び管理に関する条例の制定

○議長（前田豊成君）

日程第6、議案第45号、奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森の設置及び管理に関する条例の制定を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第45号、奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森の設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、来月にリニューアルオープン予定の奄美自然観察の森について、再オープンに併せて、今後の維持管理、運営方法の改善が必要となり、条例を新たに制定しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。
したがって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。
委員会付託を省略します。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。
これから議案第45号を採決します。
この採決は、起立によって行ないます。
議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。
したがって、議案第45号、奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森の設置及び管理に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第46号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）

○議長（前田豊成君）

日程第7、議案第46号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました、議案第46号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,675万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億9,061万7,000円にしようとするものでございます。
補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税5億3,883万1,000円、衛生費国庫補助金733万9,000円、商工費県補助金1,073万5,000円、安全安心対策基金繰入金235万円などを増額し、財政調整基金繰入金3億4,953万5,000円、減債基金繰入金1億円などの減額となっております。
一方歳出においては、総務費の庁舎管理費2,131万2,000円、衛生費の予防接種費1,361万1,000円、農林水産業費の畜産振興費2,375万3,000円、商工費の商工振興費1,150万円などを増額し、さらに現時点で予算の増減が必要な経費を調整し、補正予

算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

15ページの目の32と33の地域振興公社管理運営費の委託料が686万9,000円増額されているその要因と、その下の新規就農ですか、これの750万円補正で新規であがっておりますが、これ新規就農者がおられるのか、そしておられるとしたらどういった内容なのか説明をお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

15ページの地域振興公社管理費の委託料、農地再生パワーアップ事業委託料の増額につきまして説明いたします。

昨年度まで会計年度任用職員を一般会計で持っていたんですけれども、これに公社のほうへ移した人件費ですね。

それから研修員が今度また3名増員したという人件費の増額に伴う補正でございます。

それから、目33の新規就農育成総合対策事業の負担金及び補助金の増額でございますが、これは経営発展支援事業負担金といいまして、これは国の事業でございます、今年度に創設されたんですけれども、49歳以下の認定新規就農者が、就農後の経営発展のために必要となる機械や施設等の導入に必要な経費の一部を助成ということで、国庫事業でございます、補助金のほうの歳入のほうも750万円みてございます。

対象の上限額が1,000万円で、そのうち国が2分の1、県が4分の1ということで、大勝の就労支援施設、これを運営するところが園芸農家ということになりまして、ここが農産物の加工等、それから農機具の倉庫の設備投資を行なうということで、県のほうへ申請を行なっているところです。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

4点ほど、まず16ページの商工費の商工振興費、龍郷町の商工会プレミアム商品券事業、これが当初予算では200万円組んでいたと思うんですが、今回、県支出金のほうからも含めて増額になっております。

これによってプレミアム率等はどのように変化するのでしょうか。

物価高騰対策等の恐らく補助金なのかなと思うんですが、その説明をお願いいたします。

もう1点がそのすぐ下、加世間峠整備事業基本設計委託300万円、これが当初予算でも300万円組んでいて、恐らくプロポーザルの募集等もホームページでもやっていたと思うんですが、今回また新たに補正を組んでいますので、金額も同じ金額でありますので、ちょっとこの説明までお願いいたします。

もう1点が19ページの教育費の事務局費、伐採作業機械借上料、これは恐らく鹿児島島のほうでありました、木の枝が落ちてきて亡くなられたという痛ましい事故のあったあとの対応だと思うんですけれども、町内のそういった危険樹木の点検調査等を行ったりしているのかどうか。

そしてまた、その調査方法とか、そういったものを教えてください。

21ページの給食センター運営費のこの需用費の中で、燃料、電気、水道、ガスと上がっているんですけれども、賄い材料費等も上がっていると思うんですが、2学期、3学期は給食費は無償にはなっているんですけれども、原材料費の高騰分は大丈夫なのか。

以上の4点、質問いたします。

○企画観光課長（勝元 隆君）

まず1点目の16ページ、7、1、2商工振興費、18負担金補助及び交付金の1,150万円でございますけれども、議員がおっしゃられたように、これはプレミアム商品券の事業費でございます。

6月の補正で900万円まず補正をしております。

これで30%のプレミアム率を予定しておりました。

昨日の一般質問で出ましたけれども、県のほうがこの6月補正の中で、プレミアム商品券支援事業が歳入で入っていますけれども、そのいわゆるさらに40%分を今回補正を計上させていただきました。

6月補正と合わせまして、結局70%のプレミアム率が付いたことになります。

現在、商工会のほうで準備を進めておるところでございます。

続きまして、同じく目4の観光振興費、12委託料300万円、加世間峠整備事業基本設計でございますけれども、これも議員おっしゃられたように、当初300万円で計上しておりました。

6月のプロポーザルを募集いたしましたけれども、応募がございませんでした。

改めてちょっと見積もりをしたんですけれども、600万円程度は必要であるという結果が出ました。

ちょっと最初の見通しが甘かったというのは反省する点でございますけれども、今回600万円で新たに基本設計をお願いするという形になろうかと思えます。

以上です。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

款の10教育費、1教育総務費、目の2、節13、使用料及び賃借料の100万円ですが、各学校の危険樹木にかかる伐採を考えております。

先日の事故を受けまして各学校に調査を依頼しまして、今のところ危険な樹木というのは1校あがってきておりますが、早急に処理が必要な箇所については終わっております。

今後また必要があるということで、今現在、この100万円というものを計上してございます。

続きまして、10の7給食センター運営費の10需用費ですが、賄い材料費につきましては、まだ子どもたちの人数が確定しておりません。

1学期、2学期、3学期ですね。

まだ1学期から2学期にかけて人数が確定しておりませんので、12月の補正には確定した人数によって材料費の金額が上げられるものと考えております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ちょっと再質問なんですけど、その樹木の点検は各学校にということなんですけど、各学校がなんか専門の方とか、そういう調査機関にお願いをして点検をしてもらっているんですか。

そこら辺の情報等あればお願いします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

特に専門業者に依頼したというわけではなくて、各学校の校長、教頭をお願いをして、危険であるかどうかを判断していただいております。

そのうえでうちの事務局の職員のほうも現地に赴きまして、確認をしておるところでございます。

○6番（圓山和昭君）

各学校単位で現場の校長、教頭が目視で見ただけの判断ということで、対応という流れでしょうかね。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

今のところはあまり緊急性がないということで考えておりまして、そのような対応をさせていただいております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

1点だけですけれども、11ページ、2番の総務費です。

20の地域情報通信費の中の12の委託料190万円組まれております。

携帯電話等の基地局の光電送路設備交換業務とありますが、どの場所の交換なのか、これから台風時期も迎え、災害も多くなる時期で、この基地局は大事になってくるだろうと思いますが、どこをやっているのかちょっとわかりませんので、これは町内全体のことなのか、それとも一部この地域なのかわかりませんので、説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

地域情報通信費の委託料でございますけれども、これはNTTドコモの基地局でございます。安木屋場と今、円のほうにあるんですけれども、老朽化によりまして部品が取り替えが必要になったということで、今回委託で取り替えるという形でございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

その基地局の大事な部品ですけれども、これは恐らくどれぐらい耐用年数あるのか、しょっちゅう変えなければいけないのか、それとも10年後とか20年後の大体、災害の多い場所とか自然災害があるところは年数が違ってくる、バラバラになってくるだろうと思いますが、その付近はどうなっていくのか説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

通常の耐用年数というのは別にあると思うんですけれども、円、安木屋場につきましては、ご存じのように西側にありますので、例えば、塩害の影響もかなり受けているんじゃないかと推測はされます。

ですので、これはNTTドコモでうちの職員が巡回をしながら、点検をしながらという形ですので、一概に耐用年数という形じゃなくて、塩害の影響が多分に出ているものだろうとこのように思います。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

18ページの土木費の住宅管理費で、14工事請負費、住宅解体工事なんですけど、これの場所と、この財源がその他になっているんですけど、その財源の説明と、もう1カ所のその下の19ページ、教育費の工事請負費同じく、教員住宅の解体工事が同じく1,050万円組まれております。

そののまたその他で、財源がその他ですが、その説明をお願いします。

○建設課長（井 一馬君）

18ページ、住宅管理費の工事請負費、町営住宅解体工事でございます。

場所は赤尾木団地1棟1戸、大作の住宅、給食センターの上にあります。2棟4戸、浦団地1棟2戸となっています。

財源がその他となりますが、これは取り壊しということで一般財源になっております。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

10教育費、2小学校費、学校管理費の中の工事請負費、教員住宅の解体工事ですが、先日も一般質問の中でお答えしたとおり、龍瀬小の住宅1戸、赤徳小の住宅2戸、大勝小の住宅1戸を予定しております。

財源につきましてはまた別です。

○総務課長（岡江敏幸君）

財源のその他でございますが、その財源につきましては、安全安心対策基金、その基金を活用させていただいております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（田畑 浩君）

10ページ、17庁舎管理費の中の役場の駐車場用地購入費、これ場所はどこでしょうか。

○総務課長（岡江敏幸君）

場所でございますけれども、実は平成29年度にこの用地を旧レストラン大倉の用地を土地開発基金において購入いたしまして、その基金から買い戻すために今回補正をしたところでございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしましたと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第46号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第46号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第47号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第8、議案第47号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議案となりました議案第47号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額1億712万2,000円から歳入歳出それぞれ27万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億739万7,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの繰入金17万5,000円、過年度の保険料還付に伴う後期高齢者広域連合からの諸収入10万円を増額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、総務費13万2,000円、過年度の保険料を還付

する諸支出金10万円を増額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第47号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第48号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第9、議案第48号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第48号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額7億7,304万円から歳入歳出それぞれ640万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億7,944万8,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護予防の取り組み推進に対する国庫補助金133万2,000円、介護給付費準備基金繰入金408万7,000円、繰越金26万9,000円を増額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、国による介護保険事業費の目を今回新設して、総務費208万7,000円を計上、介護給付費並びに地域支援事業費は組み替えをし、介護給付費準備基金積立金26万9,000円、前年度の精算に伴う償還金405万2,000円を増額計上いたしましたところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

一つだけ質問します。

6ページです。

1の総務費の中の2の介護保険事業費の中の12の委託料の130万円で、動画作成委託料が含まれておりますが、どういう内容で利用されていくのか説明のほうをお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

6ページの目、介護保険事業費の中の総務費、12の委託料なんですけれども、この事業につきましては、通いの場のWithコロナ禍での感染防止対策を確保したうえでの通いの場をはじめとする介護予防推進や施設での面会等の再開、推進支援事業というのが国のほうが打ち出しておりまして、それに今回コロナの影響で、どうくさ会とか通いの場がなかなか開設できない状況にありましたので、そこを何とか解決する方法

としてこの事業を手を上げましたら、7月に内示が出まして、そしてこの動画については、実際20ある通いの場の活動の状況とか、最初にやる体操の方法を動画に収録して、インターネットで配信して全国の家族に紹介をしたり、また、動画を保存したタブレットを各通いの場に配布することで、健康体操の正しい方法の確認、いつでも行なえるように役場もしくは訪問先でもタブレットを使用して、その体操の指導とかそういうのができるような形をつくってみようかということで、この動画を作成して、これをWithコロナ対策として使っていきたいと考えているところでございます。

○8番（徳永義郎君）

町内の方はわかりましたが、町外に住んでいる家族の方にも動画をパソコンで、インターネットで見せられるような形になるということ、これはすごく良いことだろうと思います。

それができたら向こうから希望があれば出せるので、いつでも常時見られるように、役場のホームページの中にでも差し込んでいくんですかね。

その理解でいいですか。

○保健福祉課長（満永たまよ君）

ホームページの中でも見られるような形で作成をしていきたいと考えております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしましたと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第48号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第49号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第10、議案第49号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第49号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,783万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入では、合併処理浄化槽設置増に伴う使用料及び手数料209万3,000円、繰越金204万9,000円等の増額、歳出においては、生活排水処理事業工事請負費837万円等を増額しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしました

いと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第49号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第50号 令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（前田豊成君）

日程第11、議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益の処分について提案し、同法第30条第4項の規定により、決算の認定を求めるものでございます。

利益の処分については、令和3年度龍郷町水道事業会計剰余金処分計算書案のとおり、6,720万5,754円を減債積立基金へ積み立てし、資本金へ繰り入れるものでござい

ます。

次に、決算につきましては、収益的収入では、3億5,682万3,872円、収益的支出では2億7,046万9,663円となり、消費税を抜いた差し引き利益は7,949万9,627円となりました。

また、資本的収入では、8,250万円となり、資本的支出では2億4,450万7,442円となり、収入が支出額に不足する額については、損益勘定留保資金等にて補填をしてございます。

どうぞご審議のうえ、認定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第50号は、経済建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

- △ 日程第12 認定第1号 令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第13 認定第2号 令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第14 認定第3号 令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第15 認定第4号 令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第16 認定第5号 令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算

△ 日程第17 認定第6号 令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計
歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第12、認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算、日程第13、認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、日程第14、認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第15、認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、日程第16、認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算、日程第17、認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算の認定を一括議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました認定第1号から6号まで、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づいて、令和3年度龍郷町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出の決算が調製されましたので、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付け議会の認定を求めようとするものでございます。

認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入総額71億8,871万2,735円、歳出総額70億4,554万3,183円で歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億4,316万9,552円の黒字となり、さらにその額から翌年度に繰り越すべき財源、5,161万1,000円を差し引いた実質収支においても、9,155万8,552円の黒字決算となったところでございます。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、958万4,829円の黒字となっております。

さらに財政調整基金積立金37万1,393円を加えた実質単年度収支においても、995万6,222円の黒字を計上したところでございます。

認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入総額7億9,207万2,358円に対し、歳出総額7億8,736万9,713円で、実質収支470万2,645円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税1億551万4,100円、保険給付費等交付金5億8,699万2,716円、一般会計繰入金8,280万6,632円となっております。

歳出につきましては、保険給付費5億5,354万2,534円、国民健康保険事業費納付金

1億9,299万1,623円、保健事業費1,074万9,659円となっております。

次に、認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入総額9,889万9,638円に対し、歳出総額9,858万8,546円で、実質収支31万1,092円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料4,822万1,900円、一般会計からの繰入金4,100万3,744円、後期高齢者広域連合からの受託事業収入901万9,827円となっております。

歳出につきましては、総務費524万8,726円、後期高齢者医療広域連合納付金8,162万3,044円、後期高齢者の健康増進と介護予防を推進する保健事業費1,112万2,176円となっております。

次に、認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入総額7億433万3,533円に対し、歳出総額7億406万3,271円で、形式収支、実質収支とも27万262円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、介護保険料1億442万1,000円、国庫支出金1億8,038万6,001円、支払基金交付金1億7,442万円、県支出金1億61万8,246円、寄附金1,250万7,418円、繰入金1億2,865万8,944円となっております。

歳出につきましては、保険給付費6億3,320万1,844円、地域支援事業費2,600万2,269円、前年度の償還金及び還付加算金629万2,421円となっております。

認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

生活排水処理事業会計では、浄化槽の普及促進を図るため、生活排水処理計画に基づき、令和3年度は、合併浄化槽58基を設置整備いたしました。

決算状況を申し上げますと、歳入総額1億9,626万579円に対して歳出総額1億9,420万9,930円となっております。

収支の状況は、実質収支で205万649円の黒字となっております。

一般会計からの繰り入れで収支のバランスを保っているという決算状況でございます。

認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額199万9,909円、歳出総額168万7,344円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支ともに31万2,565円の黒字決算となったところでございます。

歳入の主なものは、ケーブル使用料現年度分151万5,900円、過年度分18万5,700円となっており、使用料については、納入督促による使用料徴収に努力しているところでございます。

歳出の主なものは、デジタル再放送設備保守委託料38万160円、新規引き込み委託料18万4,371円やデジタル放送事業基金積立金110万4,000円となっております。

どうぞご審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑はそれぞれの会計ごとに行ないます。

まず、認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第6号までは、お手元にお配りしました認定付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

教育長に退席をしてもらいます。

△ 日程第18 同意第2号 龍郷町教育委員会教育長の任命

○議長（前田豊成君）

日程第18、同意第2号、龍郷町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議案となりました同意第2号、龍郷町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在、教育委員会教育長であります碓山和宏氏の任期が、令和4年9月30日をもって満了になりますが、同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

碓山和宏氏は、議員各位の皆様ご承知のとおり、教育行政における様々な課題や推進の向上にご尽力をいただいているところでございます。

特に、教育行政施策の基本目標に掲げた、夢を紡ぎ、みらいを織りなす龍郷町の人づくり教育や、重点施策について一生懸命取り組んでおられ、引き続き教育委員会教育長として、本町の人材育成の適任者と存じますので、特段のご理解を賜り、ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したい
と思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

この採決は無記名投票で行ないます。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（前田豊成君）

ただ今の出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、伊集院巖君及び徳永義郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（前田豊成君）

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

○×して○でも反対にカウントされますのでお気をつけください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

2人前に出てきて。

[投票箱点検]

○議長（前田豊成君）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行ないます。

全部書いていますか。

1番議員から投票を行ないます。

[投票]

○議長（前田豊成君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行ないます。

伊集院巖君及び徳永義郎君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（前田豊成君）

投票総数9票。

有効投票数9票。

無効投票数0票。

有効投票数のうち、賛成9票。

賛成全員です。

したがって、同意第2号、龍郷町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開場]

○議長（前田豊成君）

碓山教育長、全員が賛成でした。

議場にいますので挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（碓山和宏君）

ありがとうございます。

退席はしたんですが、隣の部屋でみんな聞こえていました。

あまり意味がなかったなと思うんですが、教育長への任命同意、本当にありがとうございます。

6年間振り返ってみますと、自分自身には力はないんですが、教育委員会の事務局職員、それから役場、各学校、議員の皆さん、たくさんの方々に支えてもらって、何とか6年間やってこられたのかなあと。

その中で課題もたくさんあります。

久保議員が質問をしました龍進未来塾、ちょうど私がなった年に始めました。

その中で課題もたくさん見えていますが、何とか子どもたちに学力をつけたいと、学習習慣を身につけさせたいと、そして生きて働く学力、そしてなりたい自分になれる選択肢をたくさん広げてあげたいなど、そんな思いでいるところです。

それから、一番うれしかったのは、やっぱり菊次郎ミュージカル、3年がかりでしたので、そして菊次郎ミュージカルを通して、子どもたちのあの輝き、そして我々にたくさんの感動を与えてくれたあの演技、何とかこれを継続をして、ミュージカルのまち龍郷町、その一步が今、踏み出したところなので、何とかそれを継続していきたいなと今、考えているところです。

私も70歳を迎えました。

70歳という古希ということで、「あちこちの骨がなるなりコキコキ」ということで、身体のほうはそういった状況ですが、気力と情熱だけはまだまだあるつもりですので、ぜひ、また議員の皆さん、それから龍郷町役場、教育委員会事務局、各学校と手を取り合わせて、夢を紡ぎ、未来を織りなす龍郷町の人づくり、教育のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田豊成君）

駄洒落がないなあと思ったら、最後にちゃんと期待にこたえていただきました。

本当、一緒に頑張っていきましょう。

△ 日程第19 同意第3号 龍郷町教育委員会委員の任命

○議長（前田豊成君）

日程第19、同意第3号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました同意第3号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める

件について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町教育委員であります窪島将公氏の任期が9月30日をもって任期満了となるため、後任に徳永ますみ氏を任命しようとするものでございます。

徳永ますみ氏は、昭和58年4月から、瀬戸内町立古仁屋小学校を振り出しに教職の道に就き、以来、平成29年に退職されるまでの長きにわたり教育一筋に尽力されてまいりました。

本町においても教頭として学校運営の実績がございます。

退職後も平成30年から令和3年3月まで、本町の初任者指導教員を歴任され、現在は放送大学鹿児島学習センター奄美再試験室勤務として、教育関係の推進にご尽力をいただいているところでございます。

徳永氏は、教育現場での豊かな経験と識見を有し、本町教育行政の振興に最適任であると考えます。

どうぞご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから同意第3号を採決します。
この採決は無記名投票で行ないます。
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（前田豊成君）

ただ今の出席議員は9名です。
次に立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、伊集院巖君及び徳永義郎君を指名します。
投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（前田豊成君）

念のために申し上げます。
本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
お二方、お願いします。

[投票箱点検]

○議長（前田豊成君）

異常なしと認めます。
ただ今から投票を行ないます。
1番議員から順次お願いします。

[投票]

○議長（前田豊成君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行ないます。
伊集院巖君及び徳永義郎君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（前田豊成君）

投票総数 9 票。

有効投票数のうち、賛成 9 票。

賛成が全員です。

したがって、同意第 3 号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開場]

○議長（前田豊成君）

お諮りします。

委員会審査等のため、9 月 14 日から 9 月 29 日までの 16 日間、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、9 月 14 日から 9 月 29 日までの 16 日間、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2 時 2 1 分

令和4年第3回龍郷町議会定例会

第 3 日

令和 4 年 9 月 3 0 日

令和4年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月30日（金曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第50号 令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第2 認定第1号 令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- 日程第3 認定第2号 令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第4 認定第3号 令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第5 認定第4号 令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第6 認定第5号 令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第7 認定第6号 令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 議案第51号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥君 書記 菊田みゆき君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	竹 田 泰 典 君	町民税務課長	大 吉 正一郎 君
副 町 長	則 敏 光 君	建 設 課 長	井 一 馬 君
会 計 管 理 者	豊 山 さゆり 君	農 林 水 産 課 長	迫 地 政 明 君
教 育 長	碓 山 和 宏 君	生 活 環 境 課 長	藤 原 聡 君
総 務 課 長	岡 江 敏 幸 君	土 地 対 策 課 長	竹 山 智 幸 君
企 画 観 光 課 長	勝 元 隆 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	里 園 一 樹 君
保 健 福 祉 課 長	満 永 たまよ 君	大 島 地 区 消 防 組 合 龍 郷 消 防 分 署 長	嘉 尚 文 君
子 ども 子 育 て 応 援 課 長	加 藤 寛 之 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第50号 令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（前田豊成君）

日程第1、議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題といたします。

本案について、久保経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

○経済建設常任委員長（久保 誠君）

ただ今議題となりました議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は9月14日、藤原生活環境課長、担当職員に出席を求め、本案に対する説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

利益の処分について。

剰余金処分の処分については、議会の議決が必要となることから、処分額である6,720万5,754円を減債積立金へ積み立てし、資本金へ組み入れるものであります。

なお、当年度未処分利益剰余金は2億882万5,271円で、処分後の繰越利益剰余金は1億4,161万9,517円になります。

収益的収入に関しましては、3億4,353万3,398円に対し収益的支出は2億6,403万3,771円で、差額7,949万9,627円が当年度純利益となっております。

収益的収入は営業収益が1億3,795万1,167円で水道料金が1億3,751万2,565円となっております。

また、営業外収益として2億557万9,631円で、一般会計補助金が7,427万3,000円となっております。

次に、収益的支出に関しましては、人件費や委託料、浄水場等機械運転動力料や水道水質検査業務手数料となっております。

一般会計からの補助金につきましては、基準内繰入金として1,070万2,959円（企業償還金利息分2分の1と児童手当分）、それと基準外繰入金6,357万41円につきま

しては、企業債償還金利息1,010万2,958円、職員給与費等に3,881万2,260円をそれぞれ充当し、差額分1,465万4,823円につきましては、営業費用に充当されております。

資本的収支につきましては、収入額8,250万円に対し支出額2億4,405万7,442円となっており、建設改良費に令和3年度送排水管布設工事（蒲田橋）746万6,371円、令和3年度緊急給水拠点確保等事業（1工区～3工区）7,520万6,000円、令和3年度配水管新設工事1,036万8,000円を支出し、トータル1億6,155万7,442円の不足となっております。

不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額851万8,217円、当年度損益勘定留保資金8,583万3,471円、繰越利益剰余金処分量6,720万5,754円で補填しました。

当年度純利益は、7,949万9,627円ですが、一般会計から7,427万3,000円の補助金が充当されております。

独立採算制に向けた見通しについては、将来的にわたって安定的に事業を継続していくため中長期的な基本計画に基づき、独立採算制の原則に向けて健全な事業運営を図っていただきたい。

最後に本年度の給水事業につきましては、給水人口5,950人に対し、年間配水量87万1,293 m^3 、年間給水量78万4,164 m^3 で有収率90.0%となっております。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は、原案可決です。

議案第50号は、経済建設常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第50号、令和3年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第2 認定第1号 令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第2、認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

本件について、各常任委員長から順次審査報告を求めます。

はじめに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

おはようございます。

ただ今議題となりました認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会に付託された所管事項の審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は9月14日、15日に開催し、全委員出席のもと、当局より勝元企画観光課長、中村給食センター所長、里園教育委員会事務局長、加藤子ども子育て応援課長、満永保健福祉課長、大吉町民税務課長、嘉龍郷消防分署長、岡江総務課長、そして各課担当職員の出席を求め本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

（歳入）

6 ページ、町税について

質問 町民税の徴収率や内容は。

答弁 町民税の個人現年度分徴収率は99.62%、滞納繰越分徴収率は39.40%で、現年課税分の対象者は2,723人です。

法人税の現年度分徴収率は99.55%で、対象事業所は前年より12事業所増え261事業所となります。

固定資産税徴収率は98.58%で、対象者は2,687人です。

滞納繰越分の徴収率は28.10%となっており、不納欠損32人、142件を処理しています。

軽自動車税は99.04%で対象車は3,767台、町内たばこの販売本数は844万5,686

本で昨年比7万7,212本の増加でありました。

7ページ、項1 環境性能割交付金

質問 環境性能割交付金186万3,000円の内容は。

答弁 消費税が10%に上がったことにより自動車取得税交付金が廃止され、新たに環境性能割が導入された交付金で、算定については、町道の延長・面積の1/2で按分され、3回に分けて交付されます。

10ページ、目1 総務手数料

質問 戸籍手数料298万2,431円の中で、マイナンバーカードを利用した発行件数とマイナンバーカードの発行率は。

答弁 マイナンバーを利用した発行件数は326件で、マイナンバーカードの発行率は51.65%となっています。

同じく10ページ、目2 衛生費国庫負担金

質問 新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,808万9,252円の内容は。

答弁 ワクチン接種に係る費用に対する補助金で、主に人件費、病院で接種した際の委託料、奄美市に開設したワクチンセンター運営負担金で、補助率は100%国庫負担となっております。

11ページ、目3 教育費国庫補助金

質問 学校施設環境改善交付金2,468万6,000円の内容は。

答弁 町内小中学校の特別教室へ空調設備を整備しました。

補助率は国庫1/3で、町債も充当しており、整備内訳としては、小学校21教室、中学校18教室の合計39教室分です。

12ページ、目5 総務費国庫補助金

質問 マイナポイント事業費補助金464万4,000円が収入未済額となった理由は。

答弁 県の事務処理において遺漏があり、県内12市町において歳入欠陥が生じております。

対応としては、令和4年度において交付予定となっており、雑入の過年度収入で受け入れ予定です。

13ページ、目2 民生費県補助金

質問 地域介護基盤整備事業補助金の内容は。

答弁 令和2年度からの繰越事業で、グループホームゆらい及び小規模多機能ひなたの建設費用等に係る補助金です。

18ページ、目1 貸付金元利収入

質問 地域総合整備資金貸付金の内容は。

答弁 これは株式会社アーダンへ貸し付けした償還金となっており、償還期限は令和

10年までとなっています。

(歳出)

26ページ、目10交通安全対策費

質問 カーブミラーは、集落からの要望どおり設置されているか。

答弁 設置費用として交通安全対策特別交付金の交付を受けていますが、交付金で対応できない分は安全安心対策基金を充当して設置しています。

同じく26ページ、目12企画費

質問 龍郷町魅力発信事業委託料の内容は。

答弁 芸能人が本町を旅する電子冊子として動画を作成しました。

また、紙冊子も2万部作成しております。

28ページ

答弁 目16地域活力創出事業の内容は。

答弁 集落街灯をLEDへ切り替える事業が主であり、決算額177万1,000円で補助率1/2です。

街灯補助に関しては、令和5年度で終了となります。

37ページ、目2老人福祉費

質問 扶助費の高齢者バス補助助成金の内容は。

答弁 助成金の支払いは、しまバスへ月払いとなっていますが、年4回の乗降調査をもとに助成額の改定をしています。

なお、バス利用登録者数は429人となっています。

38ページ、目8

質問 新型コロナウイルス感染症対策事業費の内容は。

答弁 各課において関連予算を計上し対応していますが、主に大学生等支援給付金・緊急経済対策商品券・事業者支援・時短要請協力金・水際対策・PCR検査・空気清浄機・商工業者支援等、幅広く対策を講じました。

その全ての対策費は、総額約2億900万円です。

47ページ、目3母子衛生費

質問 扶助費の内容は。

答弁 子ども医療助成金として2,100万4,754円、出産祝い金は320万円で、その内訳は、第1子が2万円・第2子が5万円・第3子以降は10万円で、令和3年度より増額しております。

67ページ、款9消防費

質問 消防団員数の現状は。

答弁 4分団あり、延べ135人が加入、女性消防団員については2名が加入しており

ます。

72ページ、款10教育費

質問 スクールバスの運行状況は。

答弁 小・中学校で2台運行しており、学校別に大勝小26人、龍郷小4人、龍南中46人、龍北中2人が利用しています。なお、しまバスへの運行委託料として1,539万8,845円です。

76ページ、目9生涯学習センター管理運営費

質問 りゅうがく館の図書貸し出し状況は。

答弁 コロナ禍で施設を閉館した期間もあり、貸出冊数11,749冊と例年より少ない傾向にありますが、新規図書購入を図りながら、図書室の充実に努めます。

令和3年度もコロナ対策に翻弄された1年で、事務負担も増える中ではありますが、国の動向を注視しながら住民サービスが低下しないよう努めてください。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会に付託された所管事項については、会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（久保 誠君）

ただ今議題となりました認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14・15日、迫地農林水産課長、藤原生活環境課長、竹山土地対策課長、勝元企画観光課長及び井建設課長、並びに各担当職員に出席を求め、本案に対する説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

(歳入)

9ページ

質 款13使用料及び手数料、項1使用料、目3農林水産業使用料、節1畜産牧場使用料106万2,000円の内容は。

答 本茶畜産牧場使用料で、施設用地 3 万 7,000 円、飼料畑 34 万 4,000 円、造成飼料畑 8 万 3,000 円、畜舎飼料農機具庫 19 万円、飼料収穫調整機械一式 40 万 8,000 円です。

質 目 4 土木使用料、節 1 住宅使用料 6,095 万 900 円の内容は。

答 令和 3 年度調定件数は 2,677 件、収納率 99.99% (2,676 件) で、1 件 4,200 円のみ未納であり、100% 達成に届かず残念でありました。

なお、令和 2 年度の収納率は 99.94% です。

質 目 6 商工使用料、節 1 島育ち産業館使用料 51 万 2,660 円の内容は。

答 (株) あいかな 45 万 8,000 円、その他 10 件 5 万 4,660 円です。

続きまして 10 ページ

質 項 2 手数料、目 3 農林水産業手数料、節 1 林業手数料 22 万 7,800 円の内容は。

答 鳥獣飼養許可証交付手数料で 1 頭 3,400 円 × 67 頭分であり、奄美野生動物研究所のサルの飼養許可証の手数料となっています。

11 ページ

質 款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 土木費国庫補助金、節 6 公営住宅家賃収入補助金 48 万円の内容は。

答 特定公共賃貸住宅 (入居条件が月額所得 15 万 8,000 円以上が対象) 屋入団地が該当で、入居者の所得基準が低い入居者 (2 名) が対象の補助金です。

14 ページ

質 款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金、節 4 自然保護対策補助金 19 万 8,000 円の内容は。

答 ウミガメ保護監視員設置費補助金 (補助率 1/2) で、嘉渡・円の 1 名、安木屋場、赤尾木、手広、戸口の各 1 名の計 5 名で、6,600 円 × 5 名 × 3 日 × 4 回ということ。

続きまして歳出に移ります。

24 ページ

質 款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 財産管理費、節 14 工事請負費の 179 万 2,773 円の内容は。

答 瀬留ブロック塀解体設置工事 94 万 6,000 円、赤尾木倉庫解体撤去工事 84 万 6,773 円です。

それから 49 ページ

質 款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 8 自然保護対策費、節 18 負担金補助及び交付金 647 万 8,500 円の内容は。

答 サンゴ礁保全対策協議会負担金 21 万 5,000 円、奄美大島自然保護協議会負担金 51 万 6,000 円、希少野生動物保護活動支援事業補助金 13 万 5,000 円、奄美大島ねこ対策

協議会負担金556万9,000円、飼い猫マイクロチップ装着支援事業補助金4万3,500円です。

51ページ

質 款6農林水産業費、項1農業費、目5糖業振興費、節17備品購入費41万5,020円の内容は。

答 プラソイラー25万6,300円、ナイフキーパー6万1,380円、弾丸3万2,340円、これからは機械の名称であります。

その他、机等で6万5,000円になります。

55ページ

質 目24鳥獣被害対策事業費、節17備品購入費446万5,560円の内容は。

答 ドローン購入一式で、内訳はポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業、本体90万4,200円、赤外線カメラ117万521円、その他付属品でバッテリー等173万4,579円、龍郷町調査用ドローン遠隔操作無人機本体58万3,000円、その他付属品でバッテリー等7万3,260円です。

57ページ

質 項3水産業費、目2水産振興費、節13使用料及び賃借料72万6,000円の内容は。

答 作業機械借上料であり、番屋漁港内の放置船陸揚げの際の機械借上です。

58ページ

質 目5海岸保全施設整備事業、節14工事請負費3,179万円の内容は。

答 令和3年度海岸堤防等老朽化対策工事（玉里地区海岸）で、令和4年度に5,551万円を繰り越しています。

61ページ

質 款7商工費、項1商工費、目7奄美自然観察の森整備事業費、節10需用費の418万9,061円の内容は。

答 消耗品費129万5,455円、燃料費24万956円、修繕費として、奄美自然観察の森の雨戸修繕費265万2,650円です。

66ページ

質 款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節14工事請負費876万9,116円の内容は。

答 町営住宅解体工事で、中勝1号棟407万円、幾里4号棟260万7,312円で、下戸口1号棟209万1,804円ですということです。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから認定第1号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第1号の件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この決算は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第1号、令和3年度龍郷町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第3 認定第2号 令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別
会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第3、認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日に開催し、全委員出席のもと、満永保健福祉課長、大吉町民税務課長と担当課職員に出席を求め、本件についての説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

(歳入)

4 ページ、款 1 国民健康保険税

質問 国民健康保険税の加入数や収納率は。

答弁 国民健康保険一般被保険者数は1,557人、世帯数は1,053世帯です。

加入率は被保険者数で26.16%、世帯数は33.73%、保険料徴収率は、現年度分で96.69%、滞納繰越分が26.19%となっています。

5 ページ、款 5 繰入金

質問 一般会計繰入金の中のその他一般会計繰入金（法定外分）1,113万2,000円の内容は。

答弁 国保の運営主体である県へ納める各納付金に充当しています。

7 ページ、款 9 国庫支出金

質問 災害等臨時特例補助金の内容は。

答弁 コロナの影響で収入が前年より30%減額となった被保険者に対する補助金で、対象者は7名です。

(歳出)

10ページ。

質問 項 3 出産育児諸費と項 4 葬祭諸費の内容は。

答弁 出産一時金として42万円の支給される保険給付費です。

令和3年度は対象者4人となっております。

また、葬祭費はお亡くなりになられた方に、葬祭費として1人2万円を支給するもので、令和3年度は対象者11人でありました。

12ページ、項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費

質問 人間ドック委託料が減額になった理由は。

答弁 人間ドックの受診計画は40人分でしたが、実績として受診者23人、委託料94万9,934円でありました。

コロナウイルス感染症対策として病院側が人数を制限したため例年より大きく下回りました。

※国保税の徴収率は高い状況であり、徴収努力がうかがえます。

一般会計繰入金を抑制するため、県が示す標準保険料率になるよう、保険税の改定や保健事業のさらなる取り組みも視野に入れ、健全な国保運営に努めていただきたい。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第2号の件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第2号、令和3年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第4 認定第3号 令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第4、認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日に開催し、全委員出席のもと、満永保健福祉課長、大吉町民税務課長、担当職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

(歳入)

18ページ、款 1 後期高齢者医療保険料

質問 後期高齢者医療保険料の徴収率は。

答弁 保険料を年金から徴収する特別徴収は100%で、対象者は914人です。

保険料を納付書で納める普通徴収の現年度分は99.20%で、対象者は275人です。

特別徴収・普通徴収を合わせた保険料は4,814万9,100円、滞納繰越分の7万2,800円を合わせた後期高齢者医療保険料の合計額は4,822万1,900円です。

(歳出)

20ページ、款 3 保健事業費

質問 目 1、一体的実施事業費の内容は。

答弁 県後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入を活用し、後期高齢者の保健事業として、本町は令和2年度より実施しています。

後期高齢者の健康寿命の延伸を目指して、専従の保健師を配置し、フレイル(心と身体の働きが弱くなってきた状態)予防対策として教室を開いたり訪問支援を実施しております。

※保険料の徴収率は高い水準を保っています。

年金等から徴収される特別徴収はもちろん、普通徴収の徴収率もほぼ100%に近く、徴収努力がうかがえます。

今後も滞納額が増加しないように努めてください。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(前田豊成君)

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前田豊成君)

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前田豊成君)

「討論なし」と認めます。

これから認定第3号の件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第3号、令和3年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第5 認定第4号 令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第5、認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日に開催し、全委員出席のもと、満永保健福祉課長、大吉町民税務課長、担当課職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりです。

（歳入）

26ページ、款1 保険料

質問 介護保険料、第1号被保険者保険料の内容は。

答弁 年金から介護保険料が差し引かれる特別徴収対象者は1,797人で、徴収率は100%です。

納付書による普通徴収対象者259人で、徴収率は94.85%です。

滞納繰越分普通徴収保険料の徴収率は19.96%で、不納欠損が8人・55件あります。

27ページ、款4 国庫支出金

質問 目5 保険者機能強化推進交付金156万6,000円と目6 介護保険者努力支援交付金153万5,000円の内容は。

答弁 高齢者の自立支援・重度化防止につながる取り組みを積極的に行なった市町村

に対し交付され、評価に基づき支給されます。

本町は介護予防事業や在宅医療・介護連携、地域包括支援センター・地域ケア会議等に関する指標で高く評価されています。

(歳出)

32ページ、款2 保険給付費、項1 介護サービス諸費等

質問 介護サービス等諸費の負担金・補助及び交付金4億9,540万5,577円の主な内訳は。

答弁 居宅介護サービス給付費1億7,038万9,915円で利用件数は3,377件、施設介護サービス給付費は2億9,825万3,196円でその件数は1,134件、介護福祉用具購入費は67万5,880円で利用者26件。

また介護住宅改修費160万9,206円で22件です。

介護サービス計画給付費は2,447万7,380で1,664件となっています。

33ページ、款5 地域支援事業費

質問 一般介護予防事業費の内容は。

答弁 どうくさ会、でいでいクラブ・すまいるアップクラブ委託料、フレイル予防事業委託料、男性料理教室や地域ケア個別会議に係る報償費、元気度アップポイント事業に関する事業です。

※令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度でありました。

このコロナ禍の昨今、在宅での生活時間が増えています。

特に高齢者の健康づくりの活動等、地域支援事業の果たす役割は大きいものがあります。

これまで同様、健全な介護保険事業の運営がなされることを期待いたします。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第4号の件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第4号、令和3年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第6 認定第5号 令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計
歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第6、認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

○経済建設常任委員長（久保 誠君）

ただ今議題となりました認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は9月14日、藤原生活環境課長、担当職員に出席を求め、本案に対する説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

（歳入）

41ページ。

質 款1分担金及び負担金、項1負担金、目1浄化槽市町村整備推進事業負担金、
節1現年度分373万円の内容は。

答 浄化槽設置個人負担金で、5人槽53基、7人槽1基、10人槽3基分であります。

41ページ。

質 款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1浄化槽市町村整備推進事業交付金、節
1浄化槽市町村整備推進交付金2,255万円の内容は。

答 補助率は2分の1です。

交付金は工事費×1/2＋事務費（工事費の3.5%）となっています。

(歳出)

43ページ。

質 款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節10需用費、修繕料575万4,650円の内容は。

答 これは修繕料であり、ポンプ・フロート・ブローアベルト交換・マンホールの蓋等です。

43ページ。

質 款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節11役務費727万1,055円の内容は。

答 浄化槽法定検査手数料として、公益財団法人鹿児島県環境保全協会への支出で約1,200基分、その他振込手数料等になっております。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第5号の件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第5号、令和3年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

△ 日程第7 認定第6号 令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計
歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第7、認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は9月15日に開催し、全委員出席のもと、勝元企画観光課長に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

（歳入）

49ページ、デジタル再放送整備負担金

質 現年度分24万8,000円の内容は。

答 地上デジタル放送設備新規16件分の負担金です。

質 ケーブル使用料、現年度分151万5,900円の内容と徴収率は。

答 デジタル放送加入世帯は、荒波地区と下戸口、大勝、川内、芦徳及び中勝、屋入の一部431世帯で、年間3,600円の使用料を徴収しています。

徴収率は、96.17%です。

（歳出）

51ページ、項1総務管理費、目1一般管理費

質 委託料57万3,056円の内容は。

答 デジタル再放送設備保守委託料38万160円、スポット保守料8,525円、引込委託料18万4,371円です。

質 デジタル放送事業の基金残高は。

答 デジタル放送事業基金の決算年度末残高は、1,593万4,606円です。

平成23年度より特別会計を設置し、サービス提供をしていた龍郷町デジタル放送事業特別会計は、業務の効率化を図るため、令和4年度より一般会計へ移行し、令和3年度決算で終了となります。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第6号の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第6号、令和3年度龍郷町デジタル放送事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第8 議員派遣の件

○議長（前田豊成君）

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定をいたしました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前田豊成君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 追加日程第1 議案第51号 令和4年度龍郷町一般会計補正予算

(第5号)

○議長（前田豊成君）

追加日程第1、議案第51号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

議題となりました議案第51号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に6,913万円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億5,974万7,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、民生費国庫補助金6,372万円、財政調整基金繰入金541万円を増額し、歳出において、総務費の防災対策費551万円、民生費の社会福祉費6,372万円を増額するなど、現時点で予算の増減が必要な経費を調整し、補正予算を編成してございます。

どうぞ審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

1点だけ、7ページのほうで予算の科目の組み替えがされております。

款10の教育費のほうですね。

この教員住宅の解体工事が入っておりますけれども、この教員住宅の場所と、その解体したあとの計画はあるのか。

そしてまた委託料300万円入っております。

教員住宅の耐震調査が入っておりますが、町内教員住宅が何棟もあると思うんですが、この耐震調査の進捗状況までお願いいたします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

教員住宅の解体ですが、赤尾木、赤徳小学校の教員住宅となっております。

2棟となっております。

続きまして、委託料の教員住宅耐震調査なんですけど、これに関しましては、先日教員住宅の解体等計上しました龍瀬小学校の教員住宅、大勝小の教員住宅の耐震検査を行なうための費用でございまして、町内の教員住宅に関しましては、昭和56年以降に建てられておりますので、耐震診断の必要はないと判断しております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

先ほどちょっと説明があったんですけども、確認ですけども、先ほど、6ページ、職員手当のこの避難所の職員手当が550万円出ていましたが、私、見たところ、消防団員の方も避難所で待機されているのを見ていましたので、恐らくこれは消防費の中で組んでおられるだろうと思いますが、その付近がどうなっているかのその1点と、先ほどちょっと質問がありましたが、同じく6ページの節の18の負担金補助及び交付金の電力、ガス、食料品等価格高騰の支援金ですけども、この内訳ですけども、恐らく年金の方が8割ぐらいだろうと思います。

残りがどういう方かわかりませんが、私の今、認識したのはそれぐらいだろうと思います。

実際どのような割合で入っているのか、さっきの説明では1,300何人とかいって説明があったんですけども、年金の方がこれぐらいで、あと残りはこういう方だとおわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（嘉 尚文君）

お答えします。

6ページの避難所待機の報酬なんですけど、消防団員のほうも、当然台風14号におきましては避難所待機しております。

消防費のほうで非常備の消防費のほうで、今現在、出動した人員は大方とりまとめておりますが、消防費のほうで支出するように予定しております。

災害救助法が適用になったと聞いております。

その災害救助法の中で、消防団の報酬も賄えるか賄えないのかは今、結果を待っているところです。

災害救助法では、消防団のほうは請求できないそうです。

以上です。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給者の割合ということでございますけれども、今現在、非課税世帯を全体、今、わかり得る9月22日現在で抽出した世帯数なんですけれども、その世帯が年金受給者なのか給与受給者なのかという、その割合を分析まではまだしておりません。

ただ、ご承知のとおり、そういう方がほぼほぼなんでしょうけれども、その人数が全体の何パーセントかというところまでは計算していない状況です。

また後ほどそういう細かい資料があるのであれば、また統計資料を別に作って出したいと思っておりますけれども、とにかく非課税世帯、非常に生活困窮している世帯に支給するものでありますので、そういう世帯、なるべく支給漏れがないようにこちらのほうを努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（長谷場洋一郎君）

さっき圓山議員からありました教員住宅、これ9月の議会で私、質問しまして、教員住宅25戸あり、21戸は入居しております。

残りの4戸については、老朽化により取り壊しをするという答弁をもらっているんですよ。

確かあのとき、多分大勝小学校は教頭の隣だと思うんだけど、あの住宅を前から借りたい、使いたいというのがあったんだけど、耐震がだめだという話を私は聞いていたんですけど、その答弁でも取り壊してこたえてもらったんだけど、これが変わった理由はなんですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

解体のための現地調査等を行なっている中で、有効活用できないかというようなお話が出てきておりました。

そのために改めて耐震検査を行なって、それによって、結果によって耐震、入居が

可能なかどうかを判断させていただきたいということで、今回、委託料を別途計上させていただいたところです。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

300万円かけて耐震調査をして、だめだったらまた改めて潰すということですか。

それとも耐震調査を受けたら使えそうなんですか。

300万円が有効になるかならんかの話なんですけど。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

今ちょっと見た目の判断なんですけど、五分五分ではないかという話でありまして、耐震診断を受けてダメな場合は、取り壊しのほうに舵を切ろうかと考えているところではございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

例えば、耐震が良くて利用できる場合は、それは教員住宅として利用する予定ですか。

その利用法。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

それも含めて、一般住宅のほうに移管する話も含めて、今、検討を重ねているところでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

これ教育長もやっぱり教員住宅は必要だという答弁だったと思うんですけど、そこらへんは十分に考慮してください。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

すみません、先ほどの質問もありますけれども、6ページのこの防災対策費の件で、念のため質問しておきます。

避難所の待機の手当は出ておりますけれども、職員手当だけでなく報酬と報償費というのが出ております。

どういった方々が避難所待機になっているのかの説明と、今回の台風避難所の避難所開設した件数、そして、それぞれの配置の人数までお願いいたします。

○総務課長（岡江敏幸君）

6ページの防災対策費の節1で報償費の30万円というのがございます。

その30万円につきましては、会計年度任用職員を配置した費用でございます。

それから、7の報償費につきましては、駐在員の方にも協力いただきまして、今回、

避難所として配置させていただきましたので、その駐在員の方への給付でございます。

今回、避難所の開設につきましては、29カ所避難所を開設いたしまして、その中で、職員につきましては49名、それから会計年度職員、職員でどうしても対応ができなかった方もございまして、会計年度職員ちょっと数字までは算定していないんですけれども、10名以内はお願いをさせていただきます。

それから駐在員につきましても、泊まっていた方分の駐在員の費用でございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第51号、令和4年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）は、原案

のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回龍郷町議会定例会を閉じます。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 前 田 豊 成

龍郷町議会議員 伊集院 巖

龍郷町議会議員 徳 永 義 郎